



令和3年 第3回
本別町議会定例会会議録

自 令和3年 10月 5日
至 令和3年 10月14日

本別町議会

令和3年本別町議会第3回定例会会議録（第1号）

令和3年10月5日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		町長就任あいさつ
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第50号	令和3年度本別町一般会計補正予算（第11回）について
日程第 8	議案第51号	令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第 9	議案第52号	令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
日程第10	議案第53号	令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第11	議案第54号	令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第12	議案第55号	令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第13	議案第56号	令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について
日程第14		施政方針説明

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		町長就任あいさつ
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	議案第50号	令和3年度本別町一般会計補正予算（第11回）について
日程第 8	議案第51号	令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について

日程第 9	議案第 5 2 号	令和 3 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 回) について
日程第 1 0	議案第 5 3 号	令和 3 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回) について
日程第 1 1	議案第 5 4 号	令和 3 年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第 2 回) について
日程第 1 2	議案第 5 5 号	令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第 2 回) について
日程第 1 3	議案第 5 6 号	令和 3 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 4 回) について
日程第 1 4		施政方針説明

○出席議員(12名)

議 長	1 2 番	高 橋 利 勝	副議長	1 1 番	藤 田 直 美
	1 番	水 谷 令 子		2 番	柏 崎 秀 行
	3 番	梅 村 智 秀		4 番	石 山 憲 司
	5 番	篠 原 義 彦		6 番	大 住 啓 一
	7 番	山 西 二三夫		8 番	黒 山 久 男
	9 番	方 川 一 郎		1 0 番	阿 保 静 夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	大和田 収
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	村 本 信 幸
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	中 川 雅 之
住 民 課 長	長 屋 和 幸	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長	坪 忠 男	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也
老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長	松 本 秀 規
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	企 画 振 興 課 主 幹	小 川 芳 幸
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄	総 務 課 主 査	石 川 雅 康
教 育 長 職 務 代 理 者	布 施 耕 一	教 育 次 長	阿 部 秀 幸
社 会 教 育 課 長	高 橋 優	農 委 事 務 局 長	倉 崎 景 一
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	三 品 正 哉	総 務 担 当 主 査	越 後 忠
総 務 担 当 主 事	今 井 綾 香		

◎開会宣告

- 議長（高橋利勝） ただいまから、令和3年第3回本別町議会定例会を開会します。
開会宣告（午前10時00分）
-

◎開議宣告

- 議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤田直美議員、石山憲司議員及び柏崎秀行議員を指名します。
-

◎日程第2 議会運営委員長報告

- 議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。
議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。
- 議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 おはようございます。それでは報告いたします。
令和3年6月17日第2回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。
議会の運営に関する事項。
まず、会期について申し上げます。
本定例会の会期は、本日10月5日から10月15日までの11日間とするよう予定をいたしました。
次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。
一般質問の通告は、本日から10月7日正午をもって締め切ることといたしました。
次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。
本日までに9件の提出がありました。
辺野古新基地建設中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行ない憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の採択を求める陳情。国の責任による20人学級を展望した少人数学級のさらなる前進を求める意見書の採択を求める陳情。特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の採択を求める陳情。大学生等への給付奨学金制度の拡充を求める意見書の採択を求める陳情。適確請求書等保存方式インボイス制度の導入中止を求める意見書の採択を求める陳情。令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についての陳情。
以上、7件については議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。
次に、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書の

採択を求める陳情。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の採択を求める陳情。

以上、2件については議会運営基準138運用例6によることとし、議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてないし認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

以上、9件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員で構成する令和2年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、10月5日から10月15日までの11日間とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日10月5日から10月15日までの11日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、10月6日から11日までの6日間を休会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、10月6日から11日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第4 町長就任あいさつ

○議長（高橋利勝） 日程第4 町長の就任あいさつを行ないます。

任期満了に伴う町長選挙において、第25代町長に当選された佐々木基裕町長から就任の御挨拶があります。佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 貴重なお時間をお借りしまして、一言就任の御挨拶をさせていただきます。

8月28日に執行されました本別町長選挙におきまして、町民皆さんからの温かい御支援をいただき、9月23日に第25代目の町長として就任させていただきました。本別町は今年開町120年を迎え、そして今の社会情勢の中、厳しい変動する社会情勢の中で、町民皆さんの御期待にお答えしなければならないと、その重責と強い使命感で身の引き締まる思いであります。私に託されたこの4年間の任期の中で、町民の皆さんが笑顔で安心して暮らし続けることができる町、本別町をさらに発展させていくため、全力を尽くしてまいる所存であります。町議会議員の皆さん、そして町民の皆さんのより一層の温かい御支援と御協力を心からお願い申し上げ、簡単粗辞ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。4年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで町長の就任あいさつを終わります。

◎日程第5 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 諸般の報告を行ないます。

報告第20号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第20号令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、令和2年度決算に基づく各比率を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率であります。実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支額は1億1,903万8,000円の黒字となっておりますので該当はありません。また、連結実質赤字比率につきましては、本町の全ての会計の収支を合算し、黒字か赤字かを判断する比率でございますが、全会計合わせて3億4,653万5,000円の黒字となっております。連結実質赤字は生じておりません。

次の実質公債費比率ですが、公債費等の借金の返済に一般会計の標準的な収入がどの程度充てられたかを示す指標でございます。算定結果は10.8%となっております。

将来負担比率ですが、地方債残高等の一般会計が背負っている将来負担すべき額と一般会計の標準的な収入を比べ、負担の大きさを示す指標でございます。算定結果は41.4%となっております。

参考としまして法律で定める基準比率でございますが、早期健全化基準は実質赤字比率15%、連結実質赤字比率20.0%、実質公債費比率25%、将来負担比率35.0%。財政再生基準は実質赤字比率20.0%、連結実質赤字比率30.0%、実質公債費比率35.0%となっております。健全化判断比率のうちいずれかが基準比率以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町はすべ

て基準以下であります。

次の2、資金不足比率であります。資金不足比率は事業の規模に対する公営企業ごとの資金不足額の割合でございますが、水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はございません。

参考としまして、経営健全化基準の資金不足比率は20.0%であり、全会計とも基準以下となっております。

以上、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和3年8月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、令和2年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検、評価報告書が教育長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とちぎ広域消防事務組合議会の令和3年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、令和3年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第6 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 令和3年度普通交付税の算定結果について報告いたします。

8月3日に総務省から普通交付税の算定結果の通知が示されたところでありますが、本町は対前年比7.6%、2億221万4,000円増額の28億4,587万9,000円となり、3年連続の増額となったところであります。道内におきましては、交付団体である178市町村のうち172市町村で増額となっており、増額率は対前年比北海道町村では5.6%、十勝町村では5.7%となったところであります。

昨年度より大幅な増額となった主な要因は、地方団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取り組みに要する経費として、本年度より新たに地域デジタル社会推進事業費が創設されたこと、また、保険基盤安定事業負担金に伴う高齢者保健福祉

費の増、さらには本町の特殊要因として過疎対策事業債等の償還額算入の増加など、基準財政需要額が1億5,899万円増加し、基準財政収入額を大幅に上回ったことによるものであります。

一般財源の不足分を補う財政調整基金及び減債基金につきましては、本年度の当初予算において、合わせて2億円の取り崩しを計上したところであります。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が厳しい状況にある中、今後の収支見込みから判断しますと、同額の積み戻しは難しい状況であり、年度末残高は昨年度と比較して減少する見通しとなっております。

今後はワクチン接種率の増加とともに新型コロナウイルス感染症に対する人流抑制等の規制が徐々に緩和されていくことが予想されますが、地域経済の落ち込みはすぐに戻るものではなく、今後も新型コロナウイルス対策のための財政支出が必要となる一方で、町税収入の落ち込みが懸念され、また、地方交付税の原資となる国税である法人税、所得税の動向が不透明な中、地方交付税総額への影響を注視しながらの財政運営を強いられる状況が続くことが見込まれます。

これからの財政運営の方針といたしましては、地方財政対策、地方交付税制度の改正など国の動向を注視するとともに、基金依存度の縮小や経常経費の削減など、行政改革の推進により財政運営の安定化を図り、歳入に見合った歳出の原則のもと地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化の徹底が不可欠であると認識しているところであります。

今後も、みんなの笑顔が輝き続ける施策の展開を進める所存でありますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、農作物の生育状況について報告いたします。

営農指導対策協議会による定期作況調査について、9月に2回目の調査を実施いたしましたので、結果報告をさせていただきます。

本町の気象経過は4月は低温で推移し、4月30日の降雨の影響により直播てん菜と豆類に出芽不良がみられましたが、6月は好天に恵まれ日照時間も平年を上回り、生育状況は回復傾向でありました。しかし、6月中旬には一転し7月中旬までの約1カ月間は低温と日照不足が続き、降水量も少ない状況となりました。また、7月中旬以降気温は回復しましたが、少雨により干ばつ傾向は続きました。

農作物の生育状況は、小麦につきましては春から順調な生育で、JAの収穫作業も天候に恵まれた中7月24日から7月31日まで行なわれ、量、品質ともに良く、乾麦で平均12.7俵、製品歩留まりは93%となりました。

豆類の生育は、干ばつの影響により例年より早く進んだため、金時は小粒傾向で作柄は不良、小豆はさや数が少なかったものの粒数が多く作柄は並、大豆の作柄はやや良となっております。

馬鈴薯は、いも数は多いものの1個あたりの重さが平年より軽いため作柄はやや不良、てん菜は、干ばつの影響を受けていますが順調な生育となっております。

また、飼料作物については、関係機関からの情報によりますとデントコーンは平年よ

り良い生育となっており、1番牧草は収穫は順調だったものの平年より少ない、2番牧草も平年よりやや少ない状況となっております。

今後、天候に恵まれ収穫作業が順調に進み、良い出来秋が迎えられることを願っております。

以上、本別町議会第3回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

◎日程第7 議案第50号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第50号令和3年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第50号令和3年度本別町一般会計補正予算（第11回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス緊急対策支援事業の追加、高齢者等生活交通支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料の増額補正が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,251万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,410万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、10節需用費9万8,000円の増、11節役務費6万3,000円の増、12節委託料325万円の増額補正は、ハイヤー利用料金の助成を行なう高齢者等生活交通支援事業について、利用者増加により調整するものであります。

3段目の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、22節償還金利子及び割引料918万3,000円の増額補正は、令和2年度障害者自立支援給付費、障害者医療費負担金の実績確定により、令和2年度に交付されました国と道費負担金の精算により返還するものであります。

その下27節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、健康管理センター事業分49万7,000円の増額補正は、健康管理センターの自動ドアセンサー等の施設修繕のため、必要な経費を繰り出すものであります。

下段の2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、補助金住宅確保要配慮者専用住宅家賃低廉化事業64万円の増額補正は、補助対象となる入居者が2名増となったことによる調整であります。

次の２目介護保険費、１１ページ、１２ページをお願いします。

２７節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事業費４２９万７,０００円の増額補正は、介護予防事業等の前年度決算見込みにより調整するものであります。

次の３目高齢者福祉施設費、１０節需用費、修繕料、施設６１万２,０００円の増額補正は、総合ケアセンター外灯照明の修繕によるものであります。

下段の３項児童福祉費、１目児童福祉総務費、２２節償還金利子及び割引料１６５万円の増額補正は、令和２年度子どものための教育・保育給付費負担金の実績確定により、令和２年度に交付されました国と道費負担金の精算により返還するものであります。

下段３段目にあります４款衛生費、１項保健衛生費、３目予防費、１２節委託料、業務委託料、予防接種技術２３９万１,０００円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチンの接種実績及び今後の国保病院での接種見込みによる調整であります。

一番下段の４項病院費、１目病院公営企業費、２３節投資及び出資金３４０万円の増額補正は、町国保病院における医療機械器具整備事業として、内視鏡システム及びビデオスコープを更新するため、過疎対策事業債借入額分を増額するものであります。

１３ページ、１４ページをお開きください。

２段目の７款１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金、補助金新型コロナウイルス緊急対策支援事業２,０００万円の増額補正は、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業等の事業者に対し、緊急事態宣言に伴う令和３年８月から９月までの売り上げ減少分及び雇用従業員の費用に対する支援を行なうものであります。

下段の８款土木費、４項都市計画費、３目下水道費、２７節繰出金６７万１,０００円の増額補正は、公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業の収支を調整するものであります。

下段の５項住宅費、１目住宅管理費、１０節需用費、修繕料、公営住宅等１５８万４,０００円の増額補正は、今後の執行見込みにより調整するものであります。

一番下段の１０款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、１０節需用費、修繕料、学校施設１７２万７,０００円の増額補正は、勇足小学校の受電設備の修繕を行なうものであります。

１５ページ、１６ページをお開きください。

４項社会教育費、２目公民館費、１４節工事請負費、消火設備設置工事、パッケージ型消火設備８２万７,０００円の増額補正は、勇足地区公民館の地下ピット内の屋内消火設備の老朽化により、室内設置のパッケージ型消火設備へ更新するものであります。

下段の５項保健体育費、１目保健体育総務費、１０節需用費、修繕料、施設２９万７,０００円の増額補正は、本別町体育館大ホールの温風ヒーター制御基板１基を取り替えるものであります。

以上で歳出を終わりました、５ページ、６ページをお開きください。

１、歳入ですが、１０款１項１目１節地方交付税３,０３２万円の増額補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

下段の１４款国庫支出金、１項国庫負担金、２目衛生費国庫負担金、１節保健衛生費

負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金239万1,000円の増額補正は、歳出で説明いたしましたワクチン接種事業に対する負担金であります。

下段の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,071万3,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました高齢者等生活交通支援事業及び新型コロナウイルス緊急対策支援事業に充当するものであります。

一番下段にあります20款諸収入、4項1目7節雑入中、公営住宅入居者賠償金66万7,000円の増額補正は、公営住宅の退居時の修繕に伴い、入居者負担の修繕が増えたことによるものであります。

その下、高齢者等生活交通支援事業利用者負担金50万円の増額補正は、歳出で説明いたしました高齢者等生活交通支援事業によるハイヤーチケット購入にかかる利用者一部負担金であります。

7ページ、8ページをお開きください。

21款1項町債、6項衛生債、1節病院債340万円の増額補正は、歳出で説明いたしました町国保病院における医療機械器具整備事業として、内視鏡システム及びビデオスコープの更新経費を借り入れるものであります。

以上で歳入を終わらせていただき、4ページをお開きください。

第2表地方債補正であります。1、変更、これは、事業費の変更等に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的。辺地対策事業、限度額9,020万円を6,970万円に、過疎対策事業限度額3億9,120万円を4億1,510万円にそれぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和3年度本別町一般会計補正予算（第11回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正等一括とします。

ございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 一点お伺いいたします。

14ページ、歳出ですね、商工費、18負担金補助及び交付金の中のこちらの8月9月の緊急事態宣言に伴い売り上げが減少した、国から要請、道から要請があった飲食店並びに小売業、宿泊業、卸業、そのほかの業種にも幅広くやるというようなかいしきでよろしいのか。それとあとこの事業の詳細、あと財源をお聞かせください。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず最初1問目にありました業種の関係でございますけども、柏崎議員の御質問にもあったとおり、小売業、卸売業、宿泊業、飲食サービス業等々幅広い対応をしてみたいというふうに考えております。

内容でございますけれども、今回飲食店、飲食業を営業される方あるいは飲食店以外の方ということで、それぞれ算定の方法を分けておりました、基本的にはこの間で10%以上売り上げ減少のあった方を対象とすることにしております。また、飲食店の方につきましては、その10%以上の売り上げ減少に対しましてさらに段階を設けておりました、30%以上減少の方あるいは50%以上の減少の方ということで、3段階の算定基準を設けておりました、またさらにそれぞれ10%以上減少あった方における売り上げ減少額、額のほうにも着目いたしまして、それぞれ50万円未満の方あるいは50万円から100万円の方、100万円以上、さらには200万円以上、400万円以上というようなことで、率とそれから減少額の両方のクロスの表を用いまして、それぞれ実態に応じた補てんをしまいたいというふうに考えております。この考え方につきましては、飲食店以外の小売・サービス業にも考えておりました、基本は10%以上はそれ以上は変わらないんですけども、それぞれ減少額に応じまして先ほど言いました50万円未満から100万円以上、200万円以上、400万円以上という区分を設けまして、それぞれそれに応じた額で支援してしまいたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから、財源の関係について答弁をさせていただきます。

13ページ、14ページの商工業振興費の中の補正額の財源内訳の欄ですが、国道支出金で780万2,000円とあります。これは歳入で補正を上げております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1,071万3,000円のうち、780万2,000円をこの事業に充当しております。残りの1,219万8,000円につきましては、一般財源で措置をしております。以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） この中の詳細ですね、1個目の部分で、前回5月6月の支援のときに、10%20%50%といったような振り分けだったと思うんですが、今回先ほどお聞きしたところ10%30%50%と変えたその内容というか根拠というか、前回何かあったのかをお聞かせください。

もう一点、財源のほうでただ今総務課長のほうから説明していただきましたけども、この一般財源1,219万円ということになれば、今までもらっていたというか、国から来た地方創生臨時交付金は尽きたのかなというふうに感じています。その中で今後もし、次の国からの補正というようなお話があるのかないのか、わかる範囲でいいのでお聞かせください。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 最初に私のほうから今議員よりありました率の変更の関係でございますけれども、議員お見込みのとおり、今回率の改定をいたしましたのは、5月6月のときの実態実績等に鑑みまして、その支援額についてより実情に近付けるための方策といたしまして、この辺については商工会の経営指導員とも相談しながらより必

要な額がしっかり届くようなという趣旨で今回変えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 御質問にお答えをいたします。

まず今回一般財源1,200万円程度充当しておりますけれども、現時点での予算ベースでその地方創生臨時交付金については町に交付された分を超えておりますので、今回このような形で財源措置をしております。今後決算見込み等あればまたそれは調整をしてまいりたいと思っております。あと国のほうでは今経済対策等を検討して補正予算を今検討されているという情報はございますけれども、具体まだ示されておられませんので、今後その辺の情報については注視をしながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 10ページの18節負担金補助及び交付金中で、住宅確保要配慮者専用住宅家賃低廉化事業で、先ほど入居者2名増ということで補正が組まれたということなんですけれども、現状の実績実態等について今回の2名分を含めてどういう状況なのか伺いたしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは私から答弁させていただきます。

こちらの事業につきましては、令和3年度からの新規事業になります。それで当初予算計上で3名分を計上し、既に執行しているところであります。今回補正をさせていただいた部分につきましては、2名の方が新たに対象者として入居され補助を開始することになります。つきましては、現状では5名の方が補助対象として入居され補助をするという形になっております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは9ページ、10ページ歳出からお伺いをいたします。

2款の総務費8目企画費のうち12節委託料、業務委託料といたしまして高齢者等生活交通支援事業325万円の計上がございます。こちら御説明の中では、いわゆる高齢者等のハイヤー利用料金、利用者の増加ということでございましたが、これまでの利用実績等々についてお伺いをいたします。

続きまして3款、失礼、ページ変わりました11ページ、12ページでございます。

4款衛生費、4項病院費、1目病院公営企業費、23節投資及び出資金、出資金として340万円、建設改良費医療機械器具整備事業ということで内視鏡医療スコープの更新だということでございますが、こちら更新の必要性や本提案によって得られる具体的な効果等についてお伺いをいたします。

続きまして13ページ、14ページ、8款土木費、5項の住宅費でございます。10節の需用費、修繕料として公営住宅等で158万4,000円、今後の執行見込みということでございますが、こちらの内容等についてお伺いをいたします。

続きまして、歳入です。5 ページ、6 ページ、20 款諸収入、雑入のうち7 節ですね、公営住宅入居者賠償金ということで66 万7,000 円の計上がございます。こちら退去時の修繕料、入居者に求めるものが増加しているという御説明があったところでございますが、こちらの内訳についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課主幹。

○企画振興課主幹（小川芳幸） 高齢者等生活交通支援事業の実績状況ということでございますが、まず利用券の交付者につきましては、10 月1 日現在335 名の方が対象となっております。1 人当たり1 万5,000 円分の無償利用券を配布しておりますので、現時点で502 万5,000 円分の無料利用券が配布をなされているというところ。また、2 分の1 助成する部分のいわゆる有償利用分の交付につきましては、現在交付者数実人数で37 名の方がご購入いただいている状況でありまして、利用分といたしましては現在76 万5,000 円分の利用分のチケットを交付しております。あわせまして、現在チケット配布している部分につきましては、579 万円の利用分相当のチケットが配布されている状況でございます。委託料の今回の12 節の増額にかかる支払い利用の状況につきましては、9 月末の段階で248 万8,000 円分が利用されているということで、利用率、配布している利用相当分に対比いたしまして42.3%の利用が今あったという状況となっております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 松本国保病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 11 ページの衛生費、第4 項の病院費、病院公営企業費の出資金の件につきましてお答えさせていただきます。

この出資金に関しましては説明でもありまして、内視鏡システム一式の更新費用に充当するための過疎債分ではございますけれども、システム内視鏡自体につきましては、当年6 月頃にですね、鼻から入れるいわゆる胃カメラのうち鼻から入れる内視鏡なんです。2 台あるうちの1 台が故障しまして、14 年前に購入したもので修理がきかないという状況でして、スコープ自体はそういう状況でございます。新たなスコープにつきましては新機種があるんですけれども、それを購入すると光を出すライトの部分ですね、光源装置というんですがそれとシステムの基幹部分になります装置があるんですけれども、それも一緒に交換しないと新しいカメラが使えないという状況になりますので、それも一式今回購入することとしております。カメラが故障したことによりまして、実際の検査の件数なんですけれども、これ8 月までの実績を見ますと、内視鏡の検査全体で52 件あったんですが、昨年の実績と比べてみますと、昨年年間では174 件ございました。そのうちの5 カ月分を割り返してみますと大体73 件くらいになりまして、今年と比べてみますと今年も昨年の7 割くらいの実施数というような状況になっており、故障の影響が多少なりともあるのではないかと伺っております。

先生方からも要望がございまして、新たな機種を購入してかつてのとおり台数を準備して検査件数をまわせるようにしたいということもございまして、今回購入を進めるものであります。

件数自体は購入をすることによってまた回復していくのではないかと伺いますし、内

視鏡検査につきましてはすみません、うろ覚えではあるんですが、1件につきまして5,000点、診療報酬で言います5万円程度の収入がございますので、検査実施することによって収益の確保にもつながるものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） それでは14ページ修繕料、公営住宅の今後予想される修繕の内容ということでございますけども、この修繕費につきましては当初予算で335万3,000円を見込んでおりました。当初の見込みに対しまして、長年にわたり入居していた方の退去などが数件ございまして、また修繕の額が高額になったこともありまして、9月末現在で290万円の執行となっております。

今後年度後半に予想される修繕に備えてということで、その内容はということでございますけれども、内容につきましては、不凍栓の不具合ですとか配管周りの修理あるいは混合栓ですとかドアノブ、チャイムの取りかえですとかそれらのもの、ほかにはまた今後も退去される方がいらっしゃると思いますので、その方たちの退去された後の修繕に備えての内容となっております。

歳入の賠償金のほうの内容はということでございますけれども、公営住宅の入居される方につきましては現在2カ月分の家賃を敷金としていただいております。退去時に還付するわけなんですけども、そこに未納の家賃ですとか本人の責めによる賠償金がある場合に汚損破損がある場合には敷金からそれらを控除して還付しております。仮に修繕に本人の負担になるような修繕があった場合には、額の多少にかかわらず賠償金という形でいただいております。それが当初48万1,000円の額を想定していたんですけれども、9月末現在で6件で114万8,679円の調定となっております。今回額も多いことから増額分の66万7,000円を増額補正させていただきました。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは2款の総務費でございます。こちら利用実績をお伺いいたしました。こちら本提案につきましては、単に利用者増ということで、それに伴ったものだけであって、例えばもともとこの事業自体が試験的な運営というものでスタートされたものでございますが、いわゆるその利用者の声等を反映させてそれがその利用者増につながっているっていうもの、そういうような背景等があるのか、単にこれまでの試験的な運営どおりの運営ではあったがその中においてでも利用者が増えているというものなのか、その辺の事情等について改めてお伺いをいたします。

続きまして、14ページの公営住宅の修繕料の部分でございます。こちら見込まれるものとしていわゆる設備関係のもの、あとはドアノブやチャイムというようなものもございましたが、これはあれでしょうか、昨今のいわゆる修繕関係の什器備品とかですね、そうした材料等の値上がりとかそういったものも十分な反映がされた上での御提案ということでよろしいのかお伺いをいたします。

続きまして歳入でございますが、公営住宅入居者賠償金でございます。こちら当然御本人の責めに負うものについては金額の多寡にかかわらず御請求というような御答弁がございましたが、こちら昨今社会問題にもなっておりますいわゆる日常生活に伴う損

耗とかですね、本来そうしたこれまでの慣例等ではいわゆる貸主が請求するような実態があったが、本来はそれは日常生活に起因するもので請求すべきではないというようなもの等については十分ないろんな見地から見解等がなされて、そうしたものが金額の先ほど多寡という、金額の多い少ないにかかわらずということでございましたので、金額が多い少ないにかかわらず入居者、退去者、退去される元入居者の方々に請求されたという実態というのは一切ない、これからもないという上での御提案ということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課主幹。

○企画振興課主幹（小川芳幸） 企画費の委託料の増額分でございますが、利用決定者の増によります利用見込みの増という単純の増額の見込むものでございます。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 修繕費等の今後の見込みに対しての金額については、昨今の金額等情勢を反映しているのかということでございますけれども、金額につきましては昨年の実績、あるいは今年度に入ってからからの支払い実績を基に積算しておりますので、それらについては今の時世にあった金額の補正金額となっております。

あと賠償金の関係で入居者負担の関係でございますけれども、例えば長年入居したことによる経年劣化等については、町のほうで負担をさせていただいております。例えば壁の日焼けですとか、長年使用したことによる畳や床の擦れですとか、あと蛇口等設備関係のどうしても経年劣化による水漏れ等がございますが、そういうものは町のほうで負担させていただいております。入居者のほうの負担といたしましては、落書きですとかエアコンの取り付け後の補修、あるいは家具を引きずったことによる床の損傷とかそういうものは入居者負担とさせていただいております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 歳出の公営住宅等の修繕料の部分でございますが、御答弁のうち昨年の実績や今年度に入ってからというような御答弁をいただいたところでございますが、現在いわゆるその材料資材、俗にウッドショック等または設備等のものがいわゆる新型コロナウイルスの関係、東南アジア等からそういったものの供給が出来なくてですね、設備関係のものが多くあると中でございましたが、もはや今の社会情勢として1カ月単位で供給状態が不安定になったりとか、資材費が高騰したりというのが今の社会情勢だというふうに私は認識しているんですが、それらのものも十分に加味された上での御提案ということでよろしいんですか。昨年実績に照らしての御提案であれば、たぶん過不足がさらに生じる可能性があるかと私は認識しているんですが、その辺改めてお伺いをいたします。

続きまして、歳入の公営住宅入居者の賠償金の部分でございますが、これら当然入退去を繰り返すたびに、全てのもの、床や壁紙というものが新しいものに更新されての入居と、新築入居ではありませんのでそういったものがない中で、交換に、例えば床、畳等についてでございますけれども、一定程度の劣化といったものがありながらいわゆる対応年数とかっていうものもある中で、対応年数を越えたものについて、新たに傷がつ

いているからと言って請求をしているような実態等はないという理解でよろしいですか。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 物価等反映しているのかということでございますけれども、例えば今木材等も高騰しておりますしそういうような状況の中では、例えば今後予想される修繕とかそういうものに関しては、今相談を受けている修繕とかある程度想定される修繕につきましては、業者のほうに話を伺うなりして反映しているところでございます。

あと賠償金のほうですね、について、本来経年劣化等により役場のほうで負担すべきものを入居者のほうに負担させていることはないのかというのは、議員おっしゃるとおりそのようなものはないものと認識しております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 2款総務費、8目企画費の高齢者等生活交通支援事業の中身なのですが、先ほど申し込み利用の状況や利用者増の事情などを伺いましたが、玄関先から玄関先へと利用できるということで、かなり利用者が増えているのではないかなと思います。その利用者増の事情にはコロナ禍で健康に不安を感じている人が増えたというような状況がないのかどうか、その辺の認識というのはあるのかどうか。それとですね、このハイヤーを乗車をする際の介助という部分ですが、町民の方から介護タクシーではないので大きな介助とはならなくても、重い荷物や足がふらつくなどをしてる方が多くみられて、その辺の介助はしてもらえるのかというお声を聞いたことがあります。その辺の考え方を伺いたいと思います。

次に、3款民生費、2目介護保険費の27節繰出金、地域支援事業費429万7,000円、予防事業ということでしたが、これはどのような予防事業なのか伺います。

それとですね、先ほど質問にもありました13ページ商工費、2目商工振興費の新型コロナウイルス緊急対策支援事業のそれぞれ中身について伺ったんですが、ちょっと私聞き漏らしたかもしれないんですけども、10%30%50%売上減に対してと、また額に対して50万円未満、50万円から100万円未満となっていますが、それぞれの補助の利率と言いますか、どれくらい補助されるのかこれに対してっていうところを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課主幹。

○企画振興課主幹（小川芳幸） 高齢者等の生活交通支援の部分でございますが、対象者が増加しているという部分で健康上のそういう理由等の課題とかが反映しているのかどうかという部分でございますが、基本的にはこの制度65歳以上の高齢者を原則としておりまして、当然基本的には自分である一定程度動けるといの方が現実的に申請をいただいていると。その中で例えば病院によく行くだとか足が痛いだとかなかなか動きが取りにくいだとか、そういうような御意見はいただきますが、この増加の理由の部分についてはそういったような人が多いというような部分での印象は特に受けていない状況でございます。

また介助の部分でございますが、これは道路運送法上のいわゆるタクシーの認可事業者ということでございますので、当然事業者の中のできるできないことというのが当然決まっていると思いますが、この事業をやっていく中でそういった事業者のほうからの対応に苦慮しているだとか、そういったような報告とかは特にございませんので、その一定の状況の中でですね、当然足がおぼつかない方だとかもいらっしゃいますので、通常の営業の範囲の中でやられてることなのかなと捉えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは私のほうから繰出金、地域支援事業費について答弁させていただきます。

こちらにつきましては、いわゆるいきいき教室、通所サービスそれと要支援者に対するヘルプデイのサービスに関しまして、こちらも介護保険と同じ財源構成になりますけれども、保険料、国、道、社会保険支払基金、それと一般会計が負担する事業費になりますけれども、その2年度分の額の確定による精算による繰り出しということになります。以上です。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 御質問いただきました商工事業者への支援の内容でございますけれども、今見込みといたしましては、以前に今回秋季の支援事業ということで予算提案させていただいておりますが、夏季の支援事業ということで、5月6月の緊急事態宣言下における支援策も今継続してやっているところでございますけれども、9月の15日現在での数字、利用実績的なところの見込みということでの回答でよろしかったでしょうか、すみません。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を行ないます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 再度お答えさせていただきます。

今回の支給の根拠でございますけれども、基本的には飲食店、飲食業を営む方々、それからそれ以外の業種の方々というふうに大きくは2つに大別しております。飲食業等を営む方以外につきましては、基本的にはまず売り上げ減少が10%以上減少した方が一つの基準となりまして、その中でも10%以上で、例えば20%30%の方は当然該当になるんですけども、その中で減少額というところにも着目しているということで、繰り返しの説明になりますけれども、50万円未満の減少があった方については5万円、それから50万円以上100万円未満の方が10万円、100万円以上の方が15万円、200万円以上の減少があった方が20万円、400万円以上の減少があった方は30万円ということで、減少額については5段階の区分を設けておりまして、それぞれ5万円、10万円、15万円とそして20万円、30万円というふうな形で算定しているところでございます。飲食店のほうでございますけれども、これにつきましてはまずは減少

率について3段階設けてございます。10%以上の減少があった方、さらには30%以上の減少があった方、さらには50%以上の減少があった方、まずは減少率が3段階のくくりにしております。さらにここの中で10%以上、率にかかわらずですね、今度は金額の減少額でクロスの表を作っております、これについて飲食店以外の方の減少額と同じ見方でございますけども、50万円未満から始まり、50万円以上から100万円未満の方、それから100万円以上の方、そして200万円以上の方、400万円以上の方というふうに売上げ減少額の区分を5段階設けておまして、その中で10%以上の減少があった方については、先ほどの欄から5万円から最大30万円まで、5段階に分けて支援額を設けております。また、30%以上減少があった方につきましては、10万円から20万円、30万円、50万円、70万円ということで5段階のまたそれぞれ減少額に応じた支援額を設けてございます。最大50%以上減少があり、さらに減少額を見た場合につきましては、これも50万円未満から始まりまして、最高400万円以上という区分を設けておまして、ここの区分につきましては50万円未満の方が15万円、50万円以上の方が30万円、100万円以上から200万円未満の方が50万円、200万円以上から400万円未満の方が70万円、さらには400万円以上の減少があった方については100万円ということで、率とそれぞれ減少額の両方の表を作った中で、そこに当てはまる区分で支援額のほうを設定しております。この理由につきましては、減少率50%以上例えば減少があったとしても、売上げの分母によっては額が多い場合と少ない場合とございますので、減少率と減少額の両建てで見るとこのような算定方法を取っているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号令和3年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号令和3年度本別町一般会計補正予算（第11回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第51号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第51号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 議案第51号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきまして提案内容を説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,726万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,510万9,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出、6款保健事業費、3項健康管理センター事業費、1目施設管理費、10節需用費、修繕料49万7,000円は健康管理センターの保守点検時等において指摘事項があり、自動ドア修繕、ボイラー燃焼部品交換などを行なうものです。

7款基金積立金、1項1目基金積立金、24節積立金2,596万8,000円の増額補正は、令和2年度の決算により、余剰金を基金に積み立てるものであります。

これにより基金の残高は令和2年度末残高1億1,116万1,063円に今回の積立金を加え、1億3,712万8,722円となります。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料79万5,000円の増額補正は令和2年度分負担金確定による特定健康診査等負担金58万2,000円及び保険給付費等交付金普通交付金21万2,884円の返還金であります。以上、歳出の説明とさせていただきます。

続きまして歳入、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金49万7,000円の増額補正は、歳出で申し上げました修繕料に係る一般会計の繰入金となります。

6款1項繰越金、1目1節その他繰越金2,676万3,000円の増額補正は、前年度からの繰越金でございます。

以上、議案第51号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 5ページ、6ページ歳出についてお伺いをいたします。

6 款の保険事業費、施設管理費の需用費でございます。10 節需用費でございますが、改めてのお伺いになります。この修繕料のボイラーとか自動ドアっていうような御説明がありましたが、改めてこの必要性和内容の詳細について改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは私のほうから答弁させていただきます。

こちらにつきましては、健康管理センターの修繕料になります。例年自動ドアの保守点検並びにボイラーの保守点検を実施しているところであり。今年度につきまして保守点検を実施した際に、保守点検業者からの指摘事項として自動ドアの部品の更新が必要だという指摘を受けている部分と、あわせてボイラーに関しましてボイラーのポンプですとかの取り替えが必要だというふうに指摘を受けた部分に関しまして、適正に修繕を行ない利用者ないし施設の維持管理に努めるために必要という判断で修繕料としてあげている部分がございます。

もう1点が保守点検の指摘事項ではございませんけれども、一般修繕として健康管理センターの検診室がございます。検診室の物品庫のドア、こちら吊り戸式というか折り戸なんですけれども、そちらもう築から30年程度経過をしていて開閉にかなり支障がくるような、レールがちょっと痛んでいるというような状況もございまして、そういった部分の修繕も含めまして今回補正予算を計上しているところです。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第52号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 議案第52号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）につきまして、提案内容を説明させていただきます。

今回の補正内容につきましては、令和2年度の決算に伴います繰越金の精算でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億4,804万5,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

下段に記載の2、歳出、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金11万3,000円の増額補正は、令和2年度の精算に基づく一般会計への繰出金であります。

上段に記載の1、歳入、3款1項1目1節繰越金11万3,000円の増額補正は、令和2年度からの繰越金でございます。

以上、議案第52号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第53号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第53号令和3年度本別町介護保険事業特別会

計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 議案第53号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の決算に伴う精算が主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,675万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,341万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出であります。上段の4款1項1目基金積立金、24節積立金1,676万5,000円の増額補正は、前年度繰越金を介護保険基金に積戻しをするものであります。

なお、今回の補正により現時点での基金残高は6,350万7,000円となる見込みであります。

次の段の5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、22節償還金利子及び割引料7万円の増額補正は、過年度収入の修正申告者が増加したことに伴い、過年度分介護保険料還付金を増額するものであります。

次の2目償還金、22節償還金利子及び割引料583万円の増額補正は、前年度決算に伴う精算で、介護給付費、地域支援事業費及び災害等臨時特例補助金を国、北海道、社会保険支払基金に償還するものであります。

一番下段の2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金408万6,000円の増額補正は、前年度決算に伴う一般会計への精算償還金であります。

以上で歳出を終わりました。3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。上段の4款1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金、2節過年度分1,000円の増額補正は、前年度決算に伴う精算交付金であります。

次の段の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金429万7,000円の増額、次の4節低所得者保険料軽減繰入金1,000円の増額補正は、前年度決算に伴う精算により繰り入れるものであります。

一番下段の8款1項1目1節繰越金2,245万2,000円の増額補正は、前年度決算に伴う繰越金であります。

以上、令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第54号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長(坪忠男) 議案第54号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、配水管等施設の修繕料の増が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,104万8,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、2目維持修繕費、10節需用費40万9,000円の増額は、防除施設等の修繕により支出が増えている状況で、勇足浄水場濁度計修繕と今後の漏水や施設修繕を見込み、これらに対応するため増額補正するものであります。

上段の1、歳入ですが、3款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の40万9,000円の増額補正は、収支の調整によるものです。

以上、令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)の提案説明とさせてい

ただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第55号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第55号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第55号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、污水管渠施設更新工事に伴う施設改修工事の増及び個別排水処理施設整備事業による浄化槽設置基数の増によるものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,467万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,292万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

下段にあります2、歳出ですが、2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、1

4 節工事請負費 6 0 0 万円の増額は、本年度更新予定の北部マンホールポンプ所機器更新工事のマンホール施設で不具合があるため、追加で蓋の更新と浸入水対策の改修をするため増額をするものです。

下段、2 目個別排水処理施設新設費、1 4 節工事請負費 8 6 7 万 1,0 0 0 円の増額は、西仙美里及び美里別、西勇足、押帯地区の新築物件 4 件の浄化槽設置申込みが新たにあったため、増額し対応するものです。

上段の 1、歳入ですが、4 款 1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 6 7 万 1,0 0 0 円の増額は、下水道事業資本費平準化債の借入額増による町債償還元利の減額と、歳出で説明しました浄化槽設置基数の増による収支の調整によるものです。

7 款 1 項町債、1 目土木債、1 節下水道債 1,4 0 0 万円の増額は、歳出で説明しました污水管渠施設更新工事の増及び浄化槽設置基数の増によるものと、下水道事業資本費平準化債の借入額が北海道との協議により増額となることによるものです。

3 ページにお戻りください。

第 2 表地方債補正 1、変更。

内容としましては、起債事業の事業費の変更に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、公共下水道整備事業の限度額 5,9 2 0 万円を 6,5 2 0 万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額 3,2 4 0 万円を 3,7 3 0 万円に、下水道事業資本費平準化債の限度額 5,4 9 0 万円を 5,8 0 0 万円に改めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 5 5 号令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）については原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第56号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第56号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第56号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、医療職員の採用に伴います紹介手数料と内視鏡の更新に係る経費の計上が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出ですが、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出の第1款病院事業費用、第1項医業費用を228万6,000円増額し、費用の合計を12億3,414万円とするものです。

第3条、資本的収入および支出ですが、予算第4条本文括弧書中4,083万7,000円を4,088万3,000円に、4,067万7,000円を4,071万9,000円に、16万円を16万4,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款資本的収入、第1項企業債を340万円、第2項出資金を340万円それぞれ増額し収入合計を6,471万円に、支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費を684万6,000円増額し、支出の合計を1億559万3,000円とするものです。

第4条企業債は、内視鏡の更新に係る財源を借り入れるため予算第7条を次のように改めるもので、起債の目的、医療機械器具整備事業、起債の限度額340万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりですので省略させていただきます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

補正予算説明書でありますので、収益的支出から御説明いたします。

収益的支出、1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費228万6,000円の増額ですが、15節委託料9万8,000円の増額は今回更新いたします内視鏡システムの保守委託料を計上するもの、19節雑費218万8,000円の増額は、8月に採用いたしました薬剤師の紹介手数料を計上するものです。

次に、資本的収入及び支出のうち、最下段の支出でありますけれども、1款資本的支出、1項建設改良費、3目固定資産購入費、1節器械及び備品購入費684万6,000円の増額は、内視鏡のうち、いわゆる胃カメラで鼻から挿入するものが故障し、購入から年数が経過しているためメーカーでの修理が不能となっており、更新しないと検査実施が滞ることから、最新のカメラ1台とビデオシステム、光源装置等一式を購入するものです。

戻りまして中段の収入ですけれども、1款資本的収入、1項1目1節企業債340万円の増額は内視鏡システムの財源とするための病院事業債分、2項出資金、1目他会計出資金、1節一般会計出資金340万円の増額は、同じく内視鏡システムの財源に充当するための過疎債分を増額するものです。

以上、令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的支出、資本的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 5ページの収益的支出の中身なんですが、先ほど8月に薬剤師職員として募集をしてきて、紹介手数料ということで218万8,000円ということなんですが、今までもこういう数字だったのかもしれませんが、この中身っていうかどういふんですか、積算でこういうことになるのかってこういう金額になるのかってことを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 松本国保病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 収益的支出の雑費218万8,000円手数料の増額ですけれども、先ほども申しあげたとおり薬剤師の採用に関しまして、紹介会社を経由しての採用でしたので紹介手数料を計上しております。金額につきましては、想定される年収の今回の契約で行きますと35%を手数料として支払うものということになっております。想定年収につきましては、固定的に支払われる基本給、手当を計上して計算しております。その35%ということで、今回につきましては予算額で218万8,000円ということになっております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 金額の算定についてはよくわかりました。これは募集をして採用が決まった時点で支払われる類のものかなというふうに思うんですけども、例えば今年募集して今年はだめだったけど来年また新たに募集してってなると、また新たに同じような金額が必要というような中身なんでしょうか。

○議長（高橋利勝） 松本国保病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） この手数料につきましては、職員1名採用したときの成功報酬的な手数料になっておりますので、今回1人採用できましたので今回計上している。また次年度以降ですけれども、採用があった際には今の時点でわかりませんが、採用があった際には同じく手数料がかかってくると、紹介会社を経由すれば手数料がかかってくるといふような状況になります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 同じく収益的支出4ページ、5ページでございます。

19節雑費218万8,000円手数料の計上についてでございますが、こちらの薬剤

師を紹介会社を経由して雇用した成功報酬という御説明をいただきましたが、こちらのいわゆる成功報酬を支払いをして雇用に至ったと、いわゆる契約上の縛りといたしまして、在職在籍期間等々についてあるのかなと思います。それらについて採用した時点でお支払いをして、短期間で退職をされたとしてもそれらについての縛り等はないのかについてお伺いをいたします。

あとはですね、この求人に際していわゆるその一般での求人というものと併用してなのか、その辺の実態背景等をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 松本国保病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

今回の手数料につきましては成功報酬的な形の手数料になっておりますけれども、仮にですね、本人都合で短期間のうちに退職した場合には、手数料全額ではないんですけれども、その退職までの期間に応じた割合で返還金がされるという契約になっております。

募集の状況につきましてはハローワーク等々で求人を出しておりますけれども、医療関係職員につきましては、薬剤師につきましては、現在医者と同程度同じくらいですので採用が困難な状況でもありますので、ハローワーク等を使うとともに、紹介会社ですね、そういったところからも広く情報を得てマッチングするような人がいれば採用につなげていたという形です。今回無事に採用につながったという状況でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 現在あの医療関係者にかかわらず、どうしてもその国家資格等の有資格者の人材確保は難しく、こうした成功報酬をお支払いするいわゆる紹介事業者と言いますか、そういったものが多々見受けられる情勢でございますが、今現在ハローワーク等の求人、いわゆる一般的な求人と称させていただきますけれども、それらについての反響というのは全くないというものなのか、あるけれどもいわゆる採用者側として御遠慮いただいたというかそういった実情等があるのか、こういった紹介会社等を経由しなければ一切のこういった応募等がないのか、その辺の事情等についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 松本国保病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

現在今回の薬剤師に限らず、看護師ですとかその他作業療法士等々募集をしているところですが、直接連絡があってという件数は非常に少ないです、やはり。成功報酬型の業者と提携というか契約上で、募集サイトですね、そういう求職者が見るような転職用の募集サイトにこちらの情報を登録して検索して、うちを見てもらうというようなパターンで流れていくんですけれども、そういったケースにしてもちょっとうちの魅力の部分でどうなのかあれなんです。件数はそれほど多くないという状況で、そうした中でそういう募集会社ですね、紹介会社のエージェントといろいろやり取りをする中で、うちの病院にマッチするような職員いたときには紹介をしていただくというよう

な動きが最近の動きになっております。なおというような表現になりますけれども、今後薬剤師医者に限らずその他の医療職員につきましても、同じような動きが増えてくるのではないかというふうには捉えております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御答弁の中から、全くそのいわゆる一般的なというような応募がなかったわけではないというところが察するところでございますが、そうした背景もある中、それらを雇用の機会、就職いただける機会にはつなげられなかったのかなというふうに感じるところですけれども、例えば今このコロナ禍においていわゆる地方移住等もですね注目されている社会情勢の中で、あわせてその一般的な求人、条件だけを提示するというようなものではなくて、病院もホームページをお持ちですし、庁舎の各課とですね横断的なそういう連携をとって本別町の魅力を発信して雇用につなげるとか、そういった取り組み等は一切今の時点ではなされていない、こういった求人等に頼っているという実情でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 松本国保病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 移住施策との連携した採用ということに関しまして言えば、何年前ですかね、ちょっと詳しい年数はあれなんですけれども、数年前にですね、移住希望者が町で実施した移住の説明会ですか、そこでうちの町の情報を聞いて、かつその人が看護師の資格を持ってましたので、働きたいということで移住プラス採用につながったというケースはございます。移住の担当者のほうでそういうフェアがあるときには働き口としてこういう医療機関ございますというような形で紹介はされておりますので、そういった機会に資格を持っている移住を希望されるような方がいれば積極的にお声をおかけして来ていただければいいようなチャンスをつかんでいきたいかなというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）については原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 施政方針説明

○議長（高橋利勝） 日程第14 施政方針説明を行ないます。

佐々木町長御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 私は、このたびの町長選挙におきまして、多くの町民の皆様のご温かい御支援と御支持をいただき当選の栄誉を賜り、ここに深く感謝を申し上げます。

地方自治体を取り巻く環境が大きく変貌している今日、本町の舵取り役としてこれから4年間の町政を担うことに、改めてその責任の重大さを痛感し、町民の皆さんの期待にお応えしなければと、強い使命感で身の引き締まる思いであります。

ここに、町政を担当するにあたり私の所信の一端を申し述べ、町議会議員の皆様並びに町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本町は、今年開町120年を迎えました。そして、忘れてはならない昭和20年7月15日。本別町は空襲により市街地は焦土と化し、多くの尊い命が犠牲となりました。

先人の並々ならぬ苦勞と努力により、今の本別町があります。その想いをしっかりと受け継ぎ、強いリーダーシップをもって、子どもから高齢者まで全ての皆さんが安心して暮らし続けていけるよう、全力を尽くして町政の推進に努めてまいります。

私は、今後4年間の町政運営にあたり町政の基本理念として、対話をかさね想いをひとつに、目指すべきまちの形として、心合わせてみんな笑顔にを掲げ、私が訴えてまいりました5つの笑顔構想と43の取り組みをしっかりと実践してまいりたいと考えております。

それでは、私の主要施策について申し述べさせていただきます。

1つ目として農業を軸とする産業振興に取り組み、安定した産業からわくわく笑顔をつくり出すまちを目指します。

農業は本町の基幹産業であると同時に地域経済の柱です。農業を中心に商工業を振興するため、次世代を見据えた産業、人材の育成、地域経済が活性化する環境を整備します。具体的には農業基盤の計画的な整備と、情報通信技術を活用したスマート農業を推進し、生産量の向上、高品質化、労働生産性の向上、担い手不足の解消を図ります。

農畜産物、食のブランド化を推進するため、生産者、事業者への支援を充実するとともに、町内外へのPR活動を展開します。

多種多様な農業経営体の育成、支援、新規就農者や就農直後の経営安定化に対する助成、後継者育成に力を入れます。

エゾシカ侵入防護柵の設置や有害鳥獣の捕獲、駆除を推進し、農作物の被害軽減と捕獲された鳥獣の食品加工、ジビエ料理開発に挑戦します。

農業の先進地として地産地消の比率を高めるとともに、食育にも力を入れ、食の魅力づくりを進めます。

伐採後の確実な植林に対する支援により、循環型の未来につなぐ森づくりを推進します。

雇用創出と産業の活性化を図るため、道東道本別インターチェンジの存在を活かし、企業誘致活動を積極的に進めます。

起業や新商品開発など新たな試みを支援するための起業家等支援事業を拡充し、特に本別に残さなければならない商店、飲食店などの後継者不足を解消します。

コロナ禍における町内企業の経営安定化を図るため町融資制度の拡充や、飲食店などの売上減少に対する補助など、町独自の支援を実施します。

農商工業の担い手や労働力確保対策に力を入れるとともに、職業体験ツアーなど若い世代の受け皿づくりに取り組みます。

自然環境に恵まれた本別公園一帯を魅力ある交流、滞在拠点とするため、オートキャンプ場の整備など、未来につながる観光拠点づくりを着手します。

2つ目として、みんなで子育て、みんなが幸せを実感することができるように、人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまちを目指します。

まちの規模が小さくなる中でも、安心して出産や子育てができるような環境を整え、子育て、保健、福祉、医療などの質を高め、本別町に住む人の満足度や幸福感を増やします。具体的には、高校卒業前の子どもに対する医療費の全額助成、認定こども園やへき地保育所に通う3歳から5歳児の食材料費の費用助成を継続して行ないます。

子育ての不安を解消し、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細かな相談体制を充実させます。

夢や生きがいを持ちながら健やかな生活を送ることができるよう、健康づくりを進めるとともに、効果的な介護予防に取り組みます。

医療、介護の連携による本別型地域包括ケアの推進を図ります。

障がいのある人の社会進出を図るため、雇用機会の拡大と就労支援を充実させます。

町民の命と暮らしを守るため、本別町のあるべき医療体制づくりに取り組みます。また、幅広い視点で本別町国民健康保険病院の経営改革を進めます。

ひとり暮らしや身寄りのない方のお住まいの確保、日常生活支援、死後の身元引受や公共料金の支払いなど、安心して最期を迎えることのできるまちづくりを進めます。

虐待ゼロのまちづくりを目指して、子ども、障がいのある人、高齢者に対する虐待の予防、早期発見、早期介入を行うための仕組みを構築します。

全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいをともにつくり高め合う地域共生社会の実現に向け、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みをつくります。

住民同士による助け合いや支え合いの活動を支援し、まちの強みである町民力を活かした福祉でまちづくりを推進します。

次に、3つ目として、こころ豊かな人を育むことから、豊かな心ときらきら笑顔を育むまちを目指します。

生きがいのある生活と学び続けられる環境をつくるために、郷土を愛し、夢や希望を持つことができる教育を推進します。具体的には、就学前の子ども園やへき地保育所において、楽しみながら英語に触れ、国際感覚を育むこども英語チャレンジを推進します。

小学校高学年からの教科担任制の導入、中学校での35人学級の導入など、きめ細やかな学習指導体制を構築し、学力の向上を図ります。

コミュニティ・スクールを充実し、家庭、学校、地域が一体となってより良い教育環境づくりに取り組みます。

地域とともにある学校づくりを推進するため、地域人材を活用した郷土愛を育むためのふるさと教育を充実させます。

本別高校の魅力を高めるための支援を継続し、地域特例校の強みを活かした進学サポート体制を帯広柏葉高校と連携して取り組みます。

小学校から高校まで一貫した体制を整備し、子どもたちの体力向上と競技力向上を図るため、総合スポーツクラブの設立を目指します。

地域の想いに寄り添った長期的なビジョンを持ち、地域活動を持続的に展開するため、社会教育士を導入し、社会教育を基盤とした人づくりや地域づくりを展開します。

4つ目には、災害に強く、安全、安心に暮らせるまちづくりを進めることにより、安全と安心を確保してにこにこ笑顔で暮らすまちを目指します。

地域防災対策の意識向上と計画的な基盤整備、ライフラインの充実を図り、安全、安心に暮らせるまちづくりを進めます。具体的には、自助、互助、共助、公助の順序と役割を明確にし、災害時の情報伝達や地域での防災活動を実行できる仕組みをつくります。

大規模災害時に必要な物資の備蓄、防災資機材を計画的に整備します。

消防車両や救助用資機材を計画的に整備し、消防、救急の充実を図ります。

未だ経験したことのない大雨により、町なかの浸水を想定した消防庁舎の移転新築、大規模避難拠点の必要性など、町民の皆さんとの対話を進め計画づくりに着手します。

高齢社会における運転免許証返納後の移動手段として、ハイヤー利用料助成事業の継続実施など、交通弱者の足の確保を図り利便性を向上します。

空き家対策では解体費の助成を継続し、新たな活用策としてほんべつ空き家巡りツアーを開催し、資源の有効活用と移住希望者への情報を発信します。

公園、道路、橋りょうなどの住環境整備、上下水道の適切な維持管理や管の更新など、ライフラインの確保、充実を図ります。

5つ目として、健全な財政、みんなが参加する町政からみんなの笑顔を未来につなぐまちづくりを目指します。

みんなで情報を共有し、町民一人ひとりの想いを尊重することを大切に、長期的な健全財政を見据えながら必要なサービスを効果的に実施します。具体的には、町民と行政が一体となってまちづくりに取り組んでいただくために、多くの対話と多様な町民参加の機会をつくります。

ほんべつうきうき未来らぼなど、住民が主体となって行動する活動を支援し、情報交換による課題解決や施策づくりを町民目線で進めます。

役場職員が自分らしさを発揮するため、自分のやりたい仕事と社会奉仕活動を結びつけるなど、町民と助け合う関係性を築き、自らが考えて行動する人材を育成します。

行政課題が多角化、複合化していることから、縦割りではなく組織が横断的に連携するために役場内組織の見直しを行ないます。

長期的な健全財政を見据え、利用の少ない公共施設や老朽化している公共施設を適正に配置します。

未利用となっている公共用地について、活用計画を策定し方向性を定めます。

町内のあらゆる企業や商店、農業者が魅力的な商品を出品することができるふるさと納税を充実させ、安定した財源の確保に努めます。

役場内の事務、事業評価を徹底し、町民の皆さんとの対話の中で事業の選択、集約化を図り、必要な行政サービスを効果的に実施します。

以上、これからの町政運営にあたっての基本的な考え方と主な施策、事業について申し上げます。

今、地方の自治体は少子高齢化が進行し、本町におきましても人口減少に歯止めがかからず、厳しい状況下におかれています。

人口減少に歯止めをかけ持続可能で輝きのあるまちづくりを進めるためには、新たな視点のもと、新たな発想で幅広い施策を展開していくことが重要であります。

町民の皆様との対話を重ねその想いをひとつにし、笑顔が輝き続ける本別町を皆さんとともに作り上げ、次の時代につなげることができるよう全力を尽くしてまいります。

改めて町民の皆様、町議会議員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで施政方針説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のために申し上げます。

明日10月6日から11日までの6日間は休会であり、10月12日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、本日から7日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告（午後 1時50分）

令和3年本別町議会第3回定例会会議録（第2号）

令和3年10月12日（火曜日） 午前10時01分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝 | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
| | 1番 | 水谷令子 | | 2番 | 柏崎秀行 |
| | 3番 | 梅村智秀 | | 4番 | 石山憲司 |
| | 5番 | 篠原義彦 | | 6番 | 大住啓一 |
| | 7番 | 山西二三夫 | | 8番 | 黒山久男 |
| | 9番 | 方川一郎 | | 10番 | 阿保静夫 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------|-------|---------|------|
| 町長 | 佐々木基裕 | 副町長 | 大和田収 |
| 会計管理者 | 藤野和幸 | 総務課長 | 村本信幸 |
| 農林課長 | 篠原順彦 | 保健福祉課長 | 中川雅之 |
| 住民課長 | 長屋和幸 | 子ども未来課長 | 大橋堅次 |
| 建設水道課長 | 坪忠男 | 企画振興課長 | 高橋哲也 |
| 老人ホーム所長 | 前佛清治 | 国保病院事務長 | 松本秀規 |
| 総務課主幹 | 上原章司 | 企画振興課主幹 | 小川芳幸 |
| 建設水道課長補佐 | 小出勝栄 | 総務課主査 | 石川雅康 |
| 教育長職務代行者 | 布施耕一 | 教育次長 | 阿部秀幸 |
| 社会教育課長 | 高橋優 | 農委事務局長 | 倉崎景一 |
| 代表監査委員 | 畑山一洋 | 選管事務局長 | 村本信幸 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

- 事務局長 三品正哉 総務担当主査 越後 忠

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに3件の提出がありました。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書、以上3件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

6番大住議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

冒頭に、昨年1月頃より続いている新型コロナウイルスによる感染症は、いまだ収束には至っておらず、日夜御尽力いただいている医療関係者の皆様へ敬意と感謝の意を表します。不幸にも感染症により亡くなられた方々、現在も治療されている方々に、御冥福をお祈りいたし、お見舞い申し上げます。

また、このコロナ禍の下、町長の重責を担うこととなった佐々木町長には、43年に及ぶ行政経験と高い見識を元に、120年の歴史ある町の町民6,600人のトップリーダーとして手腕を発揮されることを期待しています。

それでは、1問目、基幹産業の農業を中心とした商工業振興の考え方についてお伺いいたします。

さきの町長選挙において、町民の皆さんの負託を得て就任された町長の1番目の公約が産業振興です。行政だけでは産業の振興は望めません。各界・各組織の方々と十分協議が必要であると認識していますが、考え方をお伺いいたします。

1点目の農業を軸とする産業振興は、本町においても至極当然のことと思います。JA組合長、商工会長との協議はもちろん、農業担い手の方々、若手商工業者の方々との意見交換などが重要になりますが、どのように進めていく考えなのか、お伺いいたします。

2点目でございますが、町長の公約で、第7次本別町総合計画の着実な推進とあります。総合計画に沿った行政運営は極めて基本的な考えであると認識していますが、1か月ほど前、突然製糖工場の操業停止の話が出てきました。この件も含めて、このような事態が起きた場合は、国や北海道に対し、本別町一丸となり、要望していくべきと思いますし、ある程度の財政措置もやむを得ない案件と認識しています。

これらのことを踏まえ、総合計画の具体的見直しを図り、財源の捻出が必要だと思いますけれども、考え方を伺いいたします。

質問の相手、町長。一問一答細目方式はなしでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 大住議員より質問のありました基幹産業の農業を中心とした商工業振興の考え方について答弁させていただきます。

一つ目の産業振興に係る関係者の方々との意見交換をどのように進めていくのかとの御質問についてであります。施政方針でも申し上げさせていただきましたが、私の町政の基本理念といたしまして、対話を重ね、思いを一つに町政運営に当たり、各取組を実践してまいりたい。

また、産業振興の推進に当たりましては、基幹産業であります第1次産業の振興・発展から第2次産業、第3次産業へと発展させ、経済を循環させることが必要との認識であります。

御質問にもあったとおり、JA本別町、本別町商工会を含め、関係者の皆様とは様々な機会や状況に応じて、懇談や意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、対話のできる場をつくりながら、町民の皆様の意見を伺ってまいりたいと思いますし、既にJA本別町との意見交換の場も今月の10月20日に予定しているところであります。

二つ目の財政措置もやむを得ない事案に対応すべく、総合計画の見直しを図り、財源の捻出が必要ではとの御質問についてであります。議員御承知のとおり、総合計画とは、将来のまちづくりの基本理念や目指すべき将来像と、その将来像を実現するために実施すべき計画を示すものであり、町が行なう基盤整備や福祉など、様々な事業の基本となる最上位計画であり、長期的かつ俯瞰的な視野に立ち、自治体経営計画の核として策定しているものであります。

また、総合計画におけます基本計画は、目指す将来像と将来の目標を実現するための施策を体系的に明らかにするものであり、時勢の変化に対応するため、5か年計画となっており、今後、後期基本計画の策定に当たりましては、見直しを行なっていく予定

であります。

地域実情の変化等による直接的な対策や対応する事業につきましては、総合計画の見直しということではなく、総合計画をしっかりと推進していく立場において、基本計画の施策に基づく事業内容や実施時期などの総体的な調整を行ないながら、必要な対策を講じられるよう財源の捻出に努めてまいりたいとそう考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ただいま町長のほうから細かく御答弁いただきました。

全体的な考え方としては、私の意図するところとほとんど遜色はないと思いますが、後段のほうで私、質問させていただいております製糖工場のご関係でございます。この件につきましては、昭和37年に前身の大日本製糖が来てからほぼ60年近くたっているところがございますので、本別町120年の歴史の中の半分は製糖工場と歩んできたというところがございます。

総合計画の見直しという点につきましては、町長おっしゃるとおり、その自治体の最高上位の計画でございますから、一言で直すということにもならないのは理解しますが、詳細の細かい部分といいますか、基本計画というのですか、これについては、執行者側の裁量である程度できることも相当出てくるかと思っておりますので、その辺は柔軟に、定例議会並びに議員協議会等々、JAのトップだとか、いろいろな方々と話を進めてきた中で、私どものほうに、町民の皆さんのほうにもお知らせいただければいいのかなと、かように思っているところがございます。

それと、財源の話が出ておりますので、お話しさせていただきますが、今、町の財政の、先般、今定例会の初日に監査のほうから報告がありました。財政調整基金とかいろいろな基金がありますが、農業振興基金というのは今1億3,000万円ほどになっているかと思うのですが、これの使い道について、この製糖工場が云々という部分で、町長の御英断といいますか、組合長等々との話の中で、思い切った政策展開も必要かなと思っておりますので、その辺の基金の扱い方といいますか、考え方についても伺いたしたいと思っております。

それと、町長も農業分野を担当しておりましたから理解はしていると思っておりますけれども、ビート砂糖については、大昔から国策で進めてきている部分がございます。国策で進めてきているということになりますと、やはり国のほうにも相当の働きかけが必要ではないかと、かように思っていますし、国が知らないということにはならない部分もありますし、その辺は地元の自治体と県レベル、ここで言いますと北海道ですが、北海道も巻き込んだ中で、そういうお話もしていくべきだと思っておりますし、場合によって議会のほうも、各常任委員会もありますし、議長のほうとも相談していただいて、いい方向に進めてまいりたいと思っておりますので、何点かになりますけれども、今、私がお話

しさせていただいた部分について、承知している部分、これからやろうと思っている部分について答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 大住議員の再質問に対して答弁をさせていただきたいと思いません。

何点かありますので、もし欠けていましたら、また後ほど御指摘をいただければと思っております。

まず初めに、製糖工場の関係でございます。

議員おっしゃるとおり、本年8月30日、北海道糖業株式会社本別製糖所が突如、製糖所での砂糖の生産を2023年3月をもって終了するという報道がなされたところでございます。これを受けまして、前町長の高橋町長が9月7日におきまして、道庁等に出向き、てん菜の生産維持や製糖所の機能拡充を求めた要請書を提出したとお聞きしているところでございます。

さらに、9月9日には本町の関係者が一堂に会しまして、北海道糖業本別製糖所の生産終了に伴う対策協議会を設立し、各種要請活動や今後の農業の進め方など、そして農業の在り方など、幅広い活動を展開していくことが確認されたところでございます。

私自身も町長就任直後の9月30日におきまして、北海道糖業株式会社、札幌に本社がありますが、その本社を訪れ、社長から経過説明を受けるとともに、本町が置かれております状況等を踏まえた対応について要請を行なってきたほか、北海道庁の農政部長等々ともお会いしながら、今後の対応及び本町への支援策等々について要請を行なってきたところでございます。

議員おっしゃるとおり、ビートの作付につきましては、本町の基幹産業である農業にとって大変重要な作物、畑作4品のうちの1品でございますので、大変重要な作物と認識しているところでございます。

私といたしましては、ぜひこのビートの作付を、農家の希望者が作付できる、そして作付を希望する面積どおりに作付をしていただき、そしてその全量を全て買い取っていただく、これを前提に要請をしてまいりたいと考えてございますし、また、北糖の裾野であります関連業者、そしてそこに勤めておられます町民の皆様方の経済状況等を鑑み、それらを網羅した対応を今後、関係者とともに協議しながら進めてまいりたい。そして、国にも道に対してもしっかり要請してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、財政措置の件でございます。現時点では、先ほどもお話申し上げましたが、総合計画の見直しは、現在のところ考えてございませませんが、基本計画につきましては、前期5か年計画、これは既にもう確定してございます。後期5か年計画につきましては、今後の状況を踏まえながら、見直しを図っていく、そのように考えているところでございますが、前期5か年計画につきましても、その時々状況に応じて、見直しをし

なければならぬと判断した場合には、柔軟な対応をしてまいりたいとそう考えているところでございます。

財政措置が必要と判断した場合には、先ほど言いましたが、柔軟な対応ができるよう、歳入歳出あるいは各種基金等の見直し等も図りながら、弾力的な町財政の運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきますが、何か漏れがありましたら、また御指摘願いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 細かく御答弁いただいております。

2点ほど申し上げたいと思いますが、急に財政の捻出をするといっても、これはなかなか大変なことでございます。先ほどお話しさせていただきましたが、JAが積んでいる今1億3,000万円ほどあるお金をどうするかと、これは基金ですから、町長サイドのほうである程度の使い道等もできると思いますし、総合計画の基本計画を見直すときに、農業者の担い手だとか商工業の関係等々も含めて、町長、冒頭でおっしゃいました1次産業、2次産業、3次産業までの関連づけの中で、そういうふうな使い道をしていくのか、そういうことも考えられますので、その辺の考え方の一端を再度お話しただければというところでございますし、この北海道糖業のお話ばかりでございますけれども、基幹産業に関わることでございますから、あえて申し上げますけれども、畑作4品の主要なビートに、私ども小さい頃から、寒冷地に強い作物ということで、本別町全体が助けていただいた作物でございます。それが町長の今のお話では、何とか作っていただきたいということでございますけれども、先立つものが入ってこなければ、なかなか生産者の方々も首を縦に振らない部分があるかと思えます。

それで、いろいろこれから大局的に、北海道庁だとか国のお役所だとか関連企業だとか、地元にもそういう働いている方々が何百人、何千人とおられると思います。その辺の方々との話をした中で、私ども議会のほうにも、町民の皆さんのほうにもお知らせいただければよろしいのではないかと思います。その辺の基金の考え方と、これからのいろいろ出てくるであろうお話の中身について、町民の皆さんにどのような形で知らしめるのか、その2点について再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

まず、農業振興基金の件でございます。再質問でありましたが、私の答弁が漏れてございました。

農業振興基金につきましては、議員も御承知のとおり、JA農協のほうから頂きまして、そしてうちで積立てをしているということでございます。この基金につきましては、あくまでも農業振興のほうに使うということの基金でございます。先ほども言いましたが、今月の20日にJAと農政懇談会を開催する予定でございます。その懇談

会の席上で、この基金の次年度の使途の在り方について協議をさせていただきたいなと思ってございますし、また、農協とも1回に限らず、年何回かそういう会議を持っていきたいなと思ってございますので、その中で、JA農協、そして農家が抱えている課題、そして行政がその課題についてどのような支援ができるのか等々について、十分に協議をしながら進めてまいりたいとそう考えているところでございます。

また、北糖のこともありますが、それぞれの関係機関で協議、そして協議を進めた上で、目指す町政の在り方等についての部分につきましては、やはり町民の皆様、その進行状況と、そしてその結果等を順次お知らせしていく、そういったことが大切であろうと私は常日頃思っているところでございます。

そこで、私が24日に初登庁いたしました、職員への訓辞の中で、町政の見える化を図りたいという言葉述べました。やはり今の町政がどのように進んで、何を目指しているのか、それは、やはり町民の皆さんとの対話の中からまちづくりが行われると思ってございますので、対話を重ね、そしてその思いを一つにし、皆さんとともに町をつくり上げていく。その途中経過、そしてその結果がどうまちづくりに反映されていくのか、ここの部分を、費用対効果を、そういった部分をぜひ町民の皆さんに周知を図ってまいりたい。そういうことを早速次年度から開始を、スタートさせていただきたいとそう思ってございますので、特に私が掲げる町民の皆さんとの対話、そして信頼関係の下に町政を進めるに当たりまして、その評価等も全て町民の皆さんにお知らせをし、見える化を図ってまいりたいとそう考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 1問目を終わります。

次に、2問目の町国保病院の経営と新たな特別養護老人ホーム建設についてお伺いいたします。

医療と介護の連携は、町長の公約、さらには、施政方針などにおいても力強くお話ししていると認識していますが、町国保病院の経営改革推進と高齢化社会に対応するため、大型の特別養護老人ホームの建設が急務だと思っておりますが、お考えはいかがでしょうか。

1点目の町国保病院の経営については、急激な人口減少に伴う患者数の減少が、国保病院を運営する上で大きな支障の一つであると認識しています。議会として、国保病院の運営に関する調査特別委員会を設置し、近く町民の皆さんに報告できる状況にあります。

町として、報告書を参考とした上で、行政の最高責任者として、町民の皆さんが願う国保病院の運営を目指すべきと思っておりますが、考え方を伺いいたします。

2点目の本町においても高齢化が進み、定員50名の特別養護老人ホームは常に満床の状態になっています。施設においては、築40年が過ぎ、老朽化が著しい状態であり、建て替えの時期も来ていると思っております。

現在は、入所待機者の軽減を図るため、国保病院との連携で、空いているベッドの活用も行なっているように認識しております。

町長がお話ししている安心して最期を迎えることができる町にすべきと思いますが、今後の政策展開をどのように進めるか、考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 大住議員より質問ありました町国保病院の経営と新たな特別養護老人ホーム建設について答弁させていただきます。

まず、1点目の質問であります。町国保病院の年間の患者数は、平成28年度から昨年までの5年間の状況を見ますと、入院では、毎年の増減はありますが、年間1万6,000人程度で推移している一方、外来では、平成28年度の約4万7,000人から毎年3,000人程度減少し、さらに昨年度は、コロナウイルスの緊急事態宣言によります外出控えや医師の入退職などにより、減少幅が大きくなっており、議員御指摘のとおり、収益に与える影響が大きくなっているのが事実でございます。

今後も人口減少と、それに伴う患者数減少の傾向は継続していくものと認識しておりますが、そうした中でも医療サービスは、町民皆さんの暮らしの安心に大きく寄与するものでありますので、できる限り長期間持続可能な経営体制を構築していかなければならないと考えております。

現段階におきましては、収益確保に向け、入院、外来それぞれ患者1人当たりの診療単価の上昇に取組、一定程度の効果を得ているところでありますが、私の掲げる対話を重ね、思いを一つにの基本理念に立ち、これから頂ける国保病院の運営に関する調査特別委員会の報告、そして本別町健康長寿のまちづくり会議など、あらゆる機会を通じて様々な意見をお聞きしながら、また、職員自らのアイデアを募りながら、町民から必要とされる病院づくりに取り組んでいく所存でありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

2点目の特別養護老人ホームの件につきましては、議員おっしゃるとおり、現在の特別養護老人ホームにおきましては、定員である50床が常に満床状態にあることや老朽化が著しいことは、喫緊の課題であると認識しているところであります。

本別町健康長寿のまちづくり会議により具申をいただき策定しました、第8期銀河福祉タウン計画では、介護保険制度など社会環境の変化や町内における施設入所状況の変化、また、町財政実情の変化などを鑑みて、改めて検討を行なうこととしており、現在その検討を始めたところであります。

検討に当たりましては、昨年度に実施した高齢者実態調査の結果を踏まえるとともに、町民の皆様や本別町健康長寿のまちづくり会議をはじめ関係団体、町議会からの御意見も頂戴し、スピード感を持ちながら進めていく所存でございますが、高齢化が進む中においても、人口減少が進み、支え手が減っていく状況を踏まえ、規模や運営方法、施設入所の在り方や高齢者の住まい方、他の医療・介護施設との関係性や、皆様から頂

戴する介護保険料への影響など、あらゆる視点から慎重に検討する必要があると考えております。

特別養護老人ホームの整備につきましては、本別型地域包括ケアの推進に欠かすことのできない要素であると思っておりますので、丁寧な論議を重ねながら、第8期銀河福祉タウン計画期間中に新たな基本構想、整備計画を策定し、第9期の計画が始まる令和6年度には、建設に向けた事業に着手できるよう取り進めていく所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 国保病院と介護施設について、町長の思いも含めた中で御答弁いただきました。

国保病院については、私ども議会のほうでも喫緊に、次の定例会までには何とか報告書を出したいと考えておりますので、それらを踏まえた中で、今の御答弁にもありましたように、関係団体の方々とも協議して、これは基本的な話ですから、その辺はそれでよしとして。

介護施設のほう、特別養護老人ホームのほうですが、先ほど来から言っているように、数字の足し算をするつもりはございませんけれども、今の50床が、誰が見ても、向陽町にある特別養護老人ホームは、空いているときがないぐらい、ほとんどないと思えますが、常に満床だということ。私の認識では、待機している方々が50数名いるということのようでございます。ただ、待機者の中には、民間の施設に入っている方々も含めてのことですから、実際の数字はもっと小さくなるかもしれません。それが10人、20人であっても、今入っている方々が50人いて、そのまま違うところに建てて移るとなれば、それで50人はそのまま。20人が待っているとすれば、50人に20人足して70人。

それと、私も議会で再三質問させていただいていますが、住所地特例で町外に出ている方が20数名いると思えます。戻って来ていただきたいということではなくて、それもこの後ある程度のお話が出てくるかと思えますが、町村負担分を本別町が払っているということから、その辺は町民の皆さんにも納得していただいていると思えますけれども、財政の運営上、余り望ましいことではないのかなと私なりに思っているものですから、できれば、数字を申し上げますと、100人近くになるものから、そのぐらいの規模の特別養護老人ホームがあってもいいのかなという気はいたしております。

今、町長の御答弁で、令和6年ということから、今、令和3年ですから、4年たちますと、令和7年までが町長の1期目の任期になるのですかね。ですからその辺で、1期目のうちにとのことでの公約といいますか、皆さんとのお話ですから、そのとおりにいただければいいですし、私どもも協力することはいたしたいと思いますけれども、あとは、どこに建てるか、規模という問題になってくると思えます。

介護施設と医療との関連でいきますと、普通に考えますと、どう考えても医療施設と隣接した場所に介護施設の80人の規模であれ、100人の規模であれ、120人の規模であれ、隣接した施設を建設するのが一番経費の軽減にもなりますし、理想的な展開だと思いますけれども、その辺の町長のお考えは、どのような考え方を持っているのか。

国保病院の運営については、私どもの報告書が出てからということのお話もありましたので、介護施設の特別養護老人ホームの考え方について、今なかなか細かいことをお話できないのなら、それなりに結構ですけれども、ある程度筋道立てて、いつ頃までにお話ししたいのだということであれば、答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今、現有の特別養護老人ホームにつきましては、築40年以上が経過しているということでございまして、近年、建設についていろいろな検討をしてきたところでございます。

しかしながら、その時期がかなり先にありましたことから、今の建設計画を前倒しをしながら、町民の皆さんが望む、そういう施設をつくりたい、そして建設したい、そう考えているところでございます。

施設建設に当たりましては、やはり医療とそれから介護のつながり、これは私も連携をしながら、そういったつながりを持った施設が望ましいと、そう考えているところであり、建設場所等につきましても、それらを踏まえた上で、これから検討してまいり、そう考えているところでございます。

施設の規模、そして入所見込み数を精査しながら、建設場所、それからそれに対する、どのような施設にしていくのか等々をひっくるめまして、早急に担当部局と協議を進めながら、固まった段階で町民の皆さんにお示しをし、そして議会にもお諮りをしていきたいと考えているところでございます。

待機状況等につきましては、担当部局のほうから説明申し上げます。

○議長（高橋利勝） 前沸老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前沸清治） 質問に答弁させていただきます。

入所申込者の状況としましては、8月時点になりますけれども、54名という形となっております。居住地、いわゆる本別町と本別町以外ということであれば、本別町の方は45名、本別町以外は9名というような状況となっております。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長にも担当所長にも細かく答弁いただきました。

これは、いろいろなお話がありまして、前町長とも相当お話しさせていただいた中では、団塊の世代の方々が、俗に言う後期高齢者になるのが何年後、そのときそのときで

あれば何年後、それが過ぎると利用する人がほとんどいなくなるのではないかと、これは国のそういう議論をする学者先生の中にもおられます。

ただ、私が言いたいのは、そういう一番人口の多い年代の方々がということになれば、それは理解できますけれども、6,600人の町で、どうしても施設介護が必要だという方々が何十人も何百人にもいるとなれば、これは町長のおっしゃる、町民の皆さんに対話を求めていくという観点からすれば、一番大切なことだと思います。

ただ、老人ホームが50人規模であれ、100人規模であれ、計画を立てて中央省庁に要望を出して、基本計画をやって調査設計をやってということであれば、それで黙って2年、3年が過ぎていくということですから、相当のスピード感を持って進んでいかなければならないのではないかと考えております。

今、昭和の第二次世界大戦が終わって、その先輩たち、私ども含めて、もう前期高齢者は過ぎていく年代になってきていますから、あとは後期高齢者になって云々ということがございます。そこら辺の人たちにもやはり目を向けていただければ、血の通った町政というのですか、そういう部分が町長が求められている、日々おっしゃっていることにも通じるのではないかと、かように思うところでございます。

それと、先ほど町長の答弁の中で、医療と介護が連携していると。これは当たり前のことですから、やはり太陽の丘に福祉ゾーンをつくった段階から、20年も前からそういう計画があります。途中途中で紆余屈折して、地域密着型の20人、29人というお話もありましたけれども、ここは原点に戻って、やはり100人規模がいいのか100何十人規模がいいのか、その辺も町民の代表の方々、私どものほうに協議をさせていただけるチャンスといいますか、タイミングがあればよろしいのかなど。町長が代わって、町民の人たちが一番考えているのは、この部分も大きいと思いますので、町長の言葉で、どのようにお考えになっているか、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 大住議員のおっしゃるとおり、私の大きな町政の課題解決の一つは、この老人ホームの建設の問題であろうと認識しているところでございますし、この建設場所、それから規模等々につきましても各関係機関、そして町民の皆様方とよく協議をし、論議を深めながら時代に合った老人ホームを建設してまいりたいと考えているところでございます。

入所状況につきましては、今、担当課長のほうから御説明をさせていただいたところでございますが、ただ、今、本別町は人口減少傾向にございます。現在、令和3年度ありますが、65歳以上の高齢者の人口は今2,800人弱おられますが、これが令和22年度、要は2040年におきましては1,800人台になろうという推計も出てございます。

それと同時に、町内で最終的に特別養護老人ホームに入所を希望する方の調査、そして町外からの本別町に、そういう施設に入所される希望を持っている方等々の調査も

十分しながら、そこの入所者数に合った特別養護老人ホームを建設する必要があると思っております。小規模がいいのか、大規模がいいのかもひっくるめて、いろいろな御意見をいただきながら最終的に判断をしてみたい、そう思っております。

また、様々な情報を、アンテナを立てて情報収集に努め、建設場所もそうですが、建設費もひっくるめて、どのような補助金、そしてそこに付随する一般財源の支出、そこも折り合いを見ながら建設に向けた計画を協議してみたい、そう考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 就任してすぐの町長に、これがどうなのだ、あれがどうなのだという聞き方も非常に私もつらい部分がございますけれども、先ほど来から申しているとおりに、この養護老人ホームについては、町民の皆さんが、極端に申しますと、ほとんどの町民の方々が注視していると。今までの行政からの説明では、これがいいのではないか、あれがいいののではないかという話は出ています。議員協議会でもお話は賜っています。

最後、確認したいのは、議会でのやり取りが決定ではないということは理解いたしますが、ある程度町長の思いも今聞きました。町長が就任されて、皆さんの話を聞くというのは、これは当たり前のことでございますけれども、議会とのやり取りの中でそういうことも、かじを切っていく部分で一番大事なことはないかと思えますし、その辺についてどのように考えているか。

それと、今までの場所だとか規模だとかというのは、言葉、ちょっと乱暴に言いますと、全て白紙にして、これから関係団体の方々、我々議員と町民の皆さんと話をしていくという解釈で、町長、よろしいのでしょうか。その部分だけ確認をさせていただきたい。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 議会議員の皆様との関わり方等につきましては、大住議員のおっしゃるとおり進めてまいりたい、そう考えてございます。

建設に関する部分につきましては、また、一旦白紙に戻すのかということでございますが、この部分につきましては、入所者見込数と、それから希望アンケート等につきましては、従前も実施しておりますし、これからまた実施する予定でございます。今まで培ってきた情報を基に、今後どのような建設地を選定し、規模を確定するのか、その部分につきましては、新たな視点の下で考えていきたい、そう思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 1回でお話しすればよかったのですが、そういう考えで理解をいたしました。私どもも議員という立場でございますし、次の定例会は12月に予定され

ることだと思えます。その間にある程度の方向性が決まれば、議員協議会等々で、場所までとか、規模だとかはいいのですけれども、こういう方向で行きたいと、ただ、お金がこれだけかかるのは、それがちょっと難点なのだから、そういうことが出てくると思えます。それらも含めて我々のほうに、当然町民の皆さんにも報告する責務はありますけれども、その辺だけ、最後、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁させていただきます。

12月の定例会といいますと、今もう10月の中でございますので、時期的、時間的、それから町民の皆さんの考え等々を鑑みれば、12月の定例会には、私どものほうからその案についてお示しするのは厳しい状況ということで捉えているところでございます。今月中に、健康長寿まちづくりの会議もこれから開催する予定でございますので、そちら等の意見もお聞きしながら進めてまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、この特別養護老人ホームの建設につきましては、来年度、それからその次の年、2年間をかけて十分に検討を進め、その次の3年後に実施計画に移行できればと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○6番（大住啓一） これで、大住の質問を終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を行ないます。

一般質問を続けます。

次に、2番柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問について質問させていただきます。

質問事項、本町の企業誘致の基本構想について。

要旨です。企業誘致は、地方自治体において、人口減少問題、経済の発展に大きな影響を与えると考えます。町長の43の取組の中にも、道東道本別インターチェンジを生かし、企業誘致活動を積極的に進めるとありますが、町の成長において有効策だと思ひ、伺います。

本町において、大手製糖工場が2年後に生産終了の報道があり、ショックを受けたのが記憶に新しいところでございます。

新規企業、既存の企業も産業を振興してもらうために、企業誘致条例を見直し、積極的な誘致活動を進めるべく、以下2点を伺います。

1、これまでの企業誘致の事例を鑑み、本町の企業誘致における利点と弱点を伺います。

2、平成25年から条例の改正は行なわれていませんが、時代に即し改正していかなければならないと思いますが、町の見解を伺います。

一問一答細目方式、なし。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員の本町の企業誘致の基本構想についてお答えをさせていただきます。

1点目のこれまでの企業誘致の事例を鑑み、本町の企業誘致における利点と弱点についてであります。企業誘致は、地域経済発展と新たな雇用の創出、町税の増収など、本町発展に大きな役割を果たすものと考えています。

企業誘致におけます本町最大の利点は、道東自動車道の本別インターチェンジとジャンクションを有し、札幌方面や釧路方面などの道央・道東圏と直結する交通の要衝であり、物流拠点となり得る可能性を持つことであります。

また、インターチェンジを利用する際には、中心市街地の道の駅から約3キロメートルと、市街地と一体した地理要件にあることが利点と捉えているところであります。

一方、弱点でございますが、企業が進出するときの用地の関係であります。既存町有地においては、一定規模のまとまった用地を持ち合わせてはいなく、面積、形状、環境、浸水想定区域指定など課題があること。また、本別インターチェンジ付近におきましては、農業振興地域の用途指定がなされ、農地転用が制限されていることから、企業からの進出意向を伺ってからの対応となるため、企業が求める多様なニーズやスピード感に対応し切れていない状況があります。

次に、2点目の企業誘致条例改正に関する見解についてであります。御質問の内容にあるとおり、平成25年度以降の条例改正は行なわれておりませんが、主な支援の内容といたしまして、企業の誘致を一層推進するために、条例では、設備投資奨励金や雇用促進奨励金、固定資産税相当額奨励金など、企業が進出しやすい環境を整備しております。

また、当時の改正といたしまして、町外からの新規参入のみならず、町内既存企業の改修や規模拡大等にも対応可能とするよう、幅広い内容で改正を行なってきたところであります。

今後におきましては、時代に即し、新たなニーズや必要とされる支援策も変わることが十分あり得ることありますので、企業誘致条例の所期の目的に照らし、本町経済の発展を見据え、柔軟な対応をしてまいりたいと存じますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度質問させていただきます。

まず、1点目です。利点と弱点のほうで、町長のほうから最大の利点というのは道東道インターチェンジを含む交通の利便というふうに申されました。弱点に関しまして

は、用地のまとまり、課題、いろいろな部分のほうの弱点があるのかなというふうな答弁だと受け止めたところでございます。

その中で、今までいろいろな企業誘致の営業活動と申しますか、いろいろなことに走られたのかと思うのですが、交通の利便だけではなかなか企業が本別に行くというふうにはならないのかなと思います。これからもそうですけれども、今どのように企業にアピールしているか、例えばSNSを活用しているとか、人と人のつながりで紹介していただいているとか、どのような企業誘致活動を推進しているのかをお伺いいたします。

②条例に関してですが、町外からだけでなく町内もということでおっしゃられています。主な支援、設備、雇用、固定資産税というような三つのものを挙げられていました。ほかの町村に照らし合わせてもなかなか、本別のほうがすごいよというふうには全然見えないのです。

それで、1も踏まえて、企業誘致活動に、強く本別に来ていただきたいというのであれば、この辺の、例えば設備資金ですと、3,000万円上限の云々というものですとか、雇用ですと20万円、町内在住ですと40万円、ほかの町では50万円、100万円という数字も見えているところもでございます。固定資産相当額も100分の8、それもいろいろなものを見えますと、100分の20ですとか10ですとか、本町を上回るころはかなりございます。

そういった中で、今後のニーズとおっしゃられましたけれども、ニーズを考えますと、コロナを経験しまして、大手企業だけではなく、個人向けのニーズ、例えばサテライトオフィスですとか、そういったものも視野に入れてこの条例の改正というのは必要になってくるころだと思っておりますけれども、その辺の見解も伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、交通の利便性だけでは企業誘致は進まないというところでございますが、私も全く同じような考えを持ってございます。

それで、今までなかなか企業誘致が進まなかったという点につきましては、先ほども申し上げましたとおり、本町にとって、企業を呼び込める土地が余りにも点在していること、そして面積が少ないこと。それからもう一つ、本別インターチェンジ等の周辺に農用地の網がかかっていること等々の課題があります。

確かに、企業誘致におきましては、大手企業に限らず、小さな企業であっても、それはぜひ本別に誘致したい、そういう考えでございます。

そのために、次年度におきまして、企業誘致に関する情報収集とか調査、対応する窓口を新たに庁舎内に設け、積極的に企業誘致を展開してまいりたい、そう考えているところでございます。

また、企業誘致条例の見直しにつきましても、今、議員からいろいろ御指摘がありま

したが、その時々状況に応じた見直しが必要であれば、それは改定してまいりたい、そう考えているところでございます。

また、町内にある既存している企業等につきましても、常に情報収集に努め、先を見据えた対応をしてまいりたい、そう考えているところでございます。

条例改正等々の内容につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 私のほうから、柏崎議員より御質問のありました現在におけます条例の内容と申しますか、そういった部分から、どのような考え方というところについて答弁させていただきたいと思っております。

柏崎議員おっしゃられるように、企業誘致条例につきましては、平成25年4月1日からの施行以来数年を経過しております、その内容について、当時としては、幅広い改正、それから新しく言ったところ言えば、雇用人数に応じた支援策、そして進出時の投資額に対しては、町内の事業者が増改築する部分についても適用させるというところは、今までほかの町にもなかった例なのかというふうに考えているところでございます。

ただ、先ほど議員からもありましたとおり、最近の状況で言うと、本社機能に移転した場合だとか、あるいは土地を取得した場合の助成制度だとかというところも設けている町もございまして。

今後におきましては、実際、企業側が求めるニーズというところは、いかんせん接触してみないと、どういったニーズかを把握するというのは難しい部分もあるのですが、今後とも地元におけます商工会、あるいは地元金融関係の方々とも、そういった部分を意見交換しながら、求められる時代に即した部分というところも、また検討してまいりたいと考えておりますし、どちらかというところ、最初に町長からの答弁にもありましたとおり、支援策のメニューよりは、やはり企業にとっては、どういう適地があるのかというところから、ニーズというところからお話が始まりますので、メニューというよりも環境整備といったところが大きな要因なのかなというふうに考えておりますので、そういったところと両建ての検討が必要だというふうに担当として捉えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 答弁をお聞きしたところでございます。再度御質問させていただきます。

条例に関して、これから状況を見て、見直していく必要もあるということで了解したところでございます。

誘致の方法云々の中でございますが、現在、SNS等で発信しているということはないのかなと、ホームページには載っていますけれども、なかなか企業誘致のことで本別

町を検索していくと、たどり着かないところが見受けられるのかなと思います。道の関連サイトによりますと、企業誘致関連サイトの中に、十勝振興局の中で8市町村ぐらしか載っていないと思うのですが、そういった人の目に当たるところにどんどん発信していくという考えがあるのか、ないのかを伺います。

もう1点、先ほど課長のほうから、メニューよりも環境を整えるというお言葉がございました。全くそのとおりだと思います。魅力のない町に企業も来ません。そういった中で、これから企業誘致を推進される中で、どのような具体的な、例えばターゲットですとか、そういう考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。

先ほど言われましたSNS等によります発信でございますけれども、正直、本当に町長からの答弁にありましたとおり、いかんせん、支援メニューは設けていながら土地が、バックボーンとなるものがない中で、どうぞ来てくださいと。どこがあるのですかといったら、実はないのですということには正直ならない部分もあって、そこら辺がなかなかこうマッチングしない部分であったのかというふうに考えているところであります。

したがって、先ほど言いました、今後、町長からありましたとおり、そういった部分、専門的にさらに窓口を強化するという考え方をいただきましたし、それから、今後の考え方として、やはり本町におけます強みは、安全・安心の農産物を原料といたしまして、豆類の加工ですとか食品加工というところは、原料と直結する部分だと思えますので、そこは、今後、豆の町本別という強みも生かしながら振興していくというところは、一つの方策としてあり得るのかなと。

いずれにいたしましても、原料の安定供給というところは、企業側は気にしていられちゃるところでありますので、これまで本別町に進出していただいた企業もそうですが、森林資源だとか、あるいは先ほどありました製糖工場も、そういった原料供給のところと直結しているというところを踏まえながら、企業誘致を考えていくことが重要であると考えているところです。

以上です。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 本日の質問順序につきましては、次に、藤田直美議員となるところですが、藤田直美議員の質問及び阿保静夫議員の1問目の質問につきましては、本日午後の本別高校生が傍聴の際に行なう質問とすることで、議会運営委員会において決定しておりますので、次に、阿保静夫議員の2問目の質問である農業を軸とする産業振興の取り組みはとさせていただきます。

10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） それでは、議長のお許しがありましたので、3問中、2問目の

質問からさせていただきたいと思います。

農業を軸とする産業振興の取り組みはということで伺いたいと思います。

町長は、施政方針で、農業を中心に商工業を振興するためとして、産業・人材の育成、地域経済が活性化する環境の整備について言及されています。農協、農業者や関係業者などとの意見交換の場を設けて進めるべきと考えます。

また、新規作物研究について見解を伺います。

農業振興は、商工業などの関連産業の振興に大きく関わるものと理解しています。本町においても現在までに小豆初め農畜産物のブランド化や差別化の取組が農協、個人それぞれ行なわれてきています。

1 問目の質問ですが、先ほど大住議員から農協や農業者、関係業者との意見交換が非常に重要だという趣旨の質問がありました。この点については、私もほぼ同じ内容で伺おうと思っていたので、この点については若干省略したいと思います。

そして、その意見交換を定期的に設けた中で、町としての支援の在り方というのはどういうふうにあるべきか。農畜産物、食のブランド化を推進するための取組を具体化し、強化していくべきだというふうに考えますけれども、この点についての見解を伺いたいと思います。

また、農業者や関係業者との意見交換の手法として、SNS、インターネットの会議等を定期的に設けて、特に若い層は、日常ふだんに知り合い同士で情報交換はされているようです。私はよくフェイスブックというのを見るのですけれども、そういう若い層もいらっしゃるので、時間的なこと、場所的なことも含めて考えたときに、インターネットの活用というのが非常に有効ではないかと思うものですから、町長もインターネットには随分たけているようですので、この辺も今後、農業者や関係業者との意見交換の一つの手法として取り入れるべきではないかと思ひまして、①の伺いということになります。

2 番目ですが、営農指導対策協議会を中心に、新たな作物導入への研究を進め、見通しが立てば普及を図るなど、新作物導入の研究段階のリスク部分は、町として担うことを基本に進めるべきというふうに考えますが、この点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員からの農業を軸とする産業振興の取り組みについての御質問に答弁させていただきます。

1 点目の産業振興の進め方につきましては、私の掲げる基本理念に対話を重ね、思いを一つにと掲げており、JAと関係団体で喫緊の課題、今後の本別町の農業などについて話し合いを進め、各関係団体で組織いたします本別町営農指導対策協議会にて、情報を共有してまいりたいと考えているところでございます。

また、食のブランド化につきましては、JAや農業者個人で取り組んでおられる商品に対しまして、先ほど議員からも御指摘のあったとおり、インターネット等も活用しな

がら、様々なPR活動や販路確保などの支援を行ない、町として積極的に関わってまいりたいと考えています。

さらには、高品質な農畜産物、加工品、ジビエなど新たなブランド化についても関係機関と進めてまいります。

2点目の新規作物導入につきましては、本町における新たな作物導入の研究と普及に関しまして、これまでもJAと農業者を中心に栽培研究を実施してきたところがありますが、人員確保や設備投資、輸送形態、現在の主要作物と収穫期が重なることなどから、大きな成果にはつながっていないのが現実であります。

今後につきましては、消費者のニーズや販路開拓に重点を置き、JAと農業者、関係機関の皆様と協議をさせていただきながら、新たな作物導入を進めてまいりたいとそう考えておりますので、そのことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 農協や農業者、関係業者との意見交換の場を設けながら、食のブランド化を目指すということで、その点は、町長の方針に明確に書かれているとおりで。

それで、具体的に町が支援するという事は、いろいろな情報提供が中心になるかもしれませんが、例えば今取り組まれているキレイマメ、私も少し参加させていただいていますけれども、具体的に作付の支援などが金額的にもされているという中身ですね。ですから、なかなかこれが本別のブランドにたまるものだというようなことにたどり着くのは、今、町長おっしゃられたように、いろいろな経過を経ないとならないし、しかも、時代によって人気商品というか、そういうものが動いていくと。ただ、先ほどの答弁にもあったとおり、豆の町本別としての一つの方向性を持ちながら進めていくという考えですので、農業者側から見れば、この作物は一定差別化されながら、町からも一定の金銭的な支援も含めて支援があるということで、また、仲間づくりにもそれがつながっていくのではないかとこのように思うわけです。

ですから、今後、いろいろな状況はあろうかと思えますけれども、そういう具体的な支援ということも考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。その点について、再度伺いたいと思えます。

それから、新規作物の導入ですが、これもかなり前から、町長おっしゃるように取り組んできていて、いろいろ紆余曲折、あるいは何年間か取り組んだけれども、簡単に言うた駄目だったというのも結構あったと思っております。一部には、製品化までたどり着いたのだけれども、そこから先が進まなかったということもあったように思っておりますが、いずれにしても、これまでの経過の中で、若手の農業者ということのを頭に置いて考えたときに、機械化できるというものが前提でないと、なかなかこれは進まないのかなと。手作業でのいろいろな収穫という作業はなかなか難しいのかというふうに思っております。一つの方向性としては、まずそのことが言えるのかなと。

それから、具体的な作物も、新たな作物を模索している方もかなり若手の中に増えてきておりますので、その辺のニーズもしっかり捉えながら、町として新規作物導入のための対策を取っていく、支援を取っていく。そのためには、やはり営農指導対策協議会の一定の予算がありますけれども、その辺も含めて見直していく必要があるのではないかと思います。

以上の点について、再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 阿保議員からの再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、具体的な支援策というところでございますが、やはり私どもが考えておりますのは、様々な農業支援等々ございますが、やはりそこに対する支援につきましては、こちらから支援策を決めるのではなく、JAそして農家個人から、どのような支援を望んでいるのか、それを的確にこちらサイドが把握しながら、それではどこの部分について、どのような支援を具体的にしていきたいと思いますかということになると私は思っております。そういった観点から見れば、今までの例を見ますと、やはり行政サイドが一方向的に進めてきた部分があるかなと思いますので、この部分は率直に反省をしながら、今後につきましては、各事業者の皆さんと、そして農業者、特に担い手の皆さん方とよく対話を重ねながら、そして論議を深めながら、その時々々の支援策を決定してまいりたいとそう考えているところでございます。

つけ加えまして、やはり行政からの支援のほうにつきましては、様々な情報が入手できますので、それを様々な方法で農業者の皆さん方に情報提供させていただく、それも大切なことですので、そこも力を入れていきたいなと思っております。

2点目の新規作物の導入でございます。今、本町には1万1,000ヘクタールの農地がございます。今、機械化が進み、スマート農業が盛んにこれから発展すると思っております。今、機械化が進み、スマート農業が盛んにこれから発展すると思っております。今、機械化が進み、スマート農業が盛んにこれから発展すると思っております。今、機械化が進み、スマート農業が盛んにこれから発展すると思っております。今、機械化が進み、スマート農業が盛んにこれから発展すると思っております。

私は以前から農村コミュニティを維持、持続していくためにも、ぜひとも農村地域におきまして、大規模農業のほかにも多種多様な農業形態があつてしかるべき、そう考えております。たとえ少ない面積であっても、しっかり生活ができる、そのような経営体があつてもいいと思っておりますし、その経営体が農村に点在することによって農村コミュニティが持続されるとそう思っておりますので、そのことから鑑みれば、小さな面積であっても新たな作物を導入できないのか、それもひっくるめて検討してまいりたいと思っております。

幸いにいたしまして、本別町には、他の町村にない営農指導対策協議会という機関があります。農業関係の幅広い関係機関が一堂に集まっている機関でありますので、ぜひこの営農指導対策協議会を充実させながら、新規作物の導入につきましても検討して

まいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） おっしゃるとおり、いろいろな方向性とか、それから町としての基本的な考え方ということで答弁いただいたと思います。

先ほど伺いました、人が集まって顔を見ながら会議するのが多分一番いいとおっしゃいますが、若い農業者などを中心に考えたときに、なかなか農繁期というわけにはいかないのですが、SNSでの定期的な話し合いの機会を設けていく。町長、就任当初もおっしゃっていたとおり、例えば農協との定期的な会議を、あるいは商工会とも定期的な会議をやるということでしたので、手法の問題でいうと、SNSの活用という中で、若手のそういう関係者の話、あるいは率直な意見を聞くという場所を、できれば定期的に設けながら、所期の目的を果たしていくということが必要ではないかと思うのですけれども、その点について再度伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問にお答えをさせていただきます。

今、若い農業者等々との交流にSNSを活用すべきではというお話でございました。確かに今の時代の流れからいえば、そういう手法も大切であると認識しているところでございますが、当面につきましては、私は、顔と顔の見える対話それを重視してまいりたい、そう考えているところでございます。農家には季節的な条件もあります。会議を開くにいたしましても、夏期の部分を避け、冬期に回すとか、様々な方法があると思います。また、時間の設定もあると思いますので、私はできる限り、これは商工業もそうではありますが、農業の分野につきましても、ぜひそこで働く、経営する皆さん方とともに、様々な意見を膝を交えて交換をしていきたいと思ってございますので、ぜひ対話を進めてまいりたいと考えているところでございます。

SNSの活用につきましては、今後、検討課題とさせていただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○10番（阿保静夫） 2問目、終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番藤田直美議員。

○11番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、次の1問、教育、子育て支援の充実について質問させていただきます。

まずは、任期満了に伴い、8月の町長選挙において当選されました第25代町長、

佐々木町長にお祝いを申し上げます。おめでとうございます。未来に向けた新たな本別町へ希望と意欲を持ち、かじ取りに臨まれるよう御期待申し上げます。

では、質問に入ります。

教育、子育て支援の充実について。

佐々木町長より、五つの笑顔構想を基本とする43の取組が公約で示されています。町の規模が小さくなる中、定住・移住の推進、少子化対策、子育て・教育環境のさらなる充実が重要課題と考えますが、新たに取り組む具体的な内容と考え方を伺います。

一つ目、本別高校が地域連携特例校に指定され、進学サポートを帯広柏葉高校と連携して進めるとしてありますが、連携の内容と、町としてどのような支援を考えているのか伺います。

二つ目に、小学校から高校まで一貫した体制を整備し、競技力向上のため総合スポーツクラブの設立を目指していますが、競技の内容によっては環境整備も必要となります。その具体的な支援の内容は考えられているのか伺います。

三つ目に、未来を担う子どもの誕生を祝い、近隣町村では、金額は様々ですが、出産祝い金が出されています。本町として、記念品だけではなくて、出産祝い金の贈呈が望まれているところですが、町長の見解を伺います。

四つ目に、奨学金を活用した若者の地方定着を促すため、奨学金を活用し、大学等を卒業した若者が本町への就職のきっかけとなるよう、本人に代わって奨学金の返済を行なう奨学金返還支援制度に取り組むことで、若者定着の施策を創設するべきと思いますが、町長の見解を伺います。

一問一答細目方式はなし。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の教育、子育て支援の充実についての御質問にお答えさせていただきます。

1点目の本別高校が地域連携特例校に指定後の連携の内容と支援の御質問であります。令和4年度からの連携内容につきましては、地域連携特例校と協力校の校長、そして校長及び教頭が指名する教職員を構成メンバーとする連携委員会を組織し、今後の連携内容や進め方を検討、協議していくこととなります。

これまでの取組事例によりますと、生徒会活動、部活動などの生徒間の交流・連携、教職員の校内研修、教科指導研究、さらには、芸術鑑賞や進路説明会など、合同による学校行事も実施されております。

また、授業に関する連携につきましては、北海道高等学校遠隔授業配信センターから遠隔授業が配信されることにより、多様な科目が選択できることや大学進学を目指す者の少人数制指導、習熟度別の学習、放課後や長期休業期間における進路講習会、生徒の興味や関心に応じた多様なニーズへの対応ができる学習環境の充実が図られることとなります。

支援につきましては、これまでの支援を継続するとともに、地域連携特例校を導入したことに伴う新たな支援策について、町、町教育委員会、本別高校、そして本別高校の教育を考える会の4者で検討を行なってまいります。

2点目の総合スポーツクラブについての御質問であります。総合スポーツクラブは、様々な運動やスポーツを楽しむことができる環境とスポーツを通じた地域コミュニティとして、地域の課題解決に向け取り組むクラブであります。

本町における総合スポーツクラブとして目指す姿は、児童・生徒の基礎体力増進、全道・全国大会へ出場できるスポーツ選手の育成、高齢者の健康増進、子どもからお年寄りまで生涯を通じて同じ競技に取り組める、また、様々な競技にも取り組めるクラブ活動としての組織化を行ない、健康・スポーツ推進の町宣言の町として、スポーツの裾野を広げ、生涯スポーツに取り組める環境を整えるものでありまして、今後、総合スポーツクラブの設立を目指し、体制整備、そして環境整備について調査・研究を進めてまいります。

3点目の子どもの誕生に伴う記念品についての御質問であります。議員も御承知のとおり、本町におきましては、平成26年4月から、お子さんの誕生を記念し、木製知育玩具、さらに紙おむつを処理するために必要なごみ袋をお贈りしております。

御質問の祝い金についてであります。十勝管内の状況は、現金あるいは商品券を含め、13の町村がお子さんの出産に併せ、祝い金を支給しているのが現状であります。

この間、この誕生記念品につきましては、予算委員会や決算委員会において御質問もいただいており、担当課においてアンケート調査を実施した結果、木製知育玩具やごみ袋をもらえることについては満足しているものの、できれば他町村のように現金や商品券を希望するとの声もあったのが現状であります。

安心して出産・子育てができるような環境を整えることは必要不可欠であり、子育て世代に選ばれるまちづくりという観点で、少子化対策、移住対策など、子育てに関連する施策全体の中で、この誕生記念品事業につきましても、町民の皆さんの声を聞きながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

4点目の奨学金を活用した若者の定住施策として、奨学金返還支援制度の創設に関することについてであります。御質問の趣旨にもあったとおり、若い世代における定住・移住促進に関しましては、まずは、定着するための就労の場の確保が重要でありまして、雇用促進施策と一体化した環境整備が必要であると考えております。

御質問にあります奨学金返還支援制度につきましては、道内においても実施されている自治体があり、地域への定着を図るための支援策になり得るものと考えられますが、本町におきましては、奨学金の利用者のみならず、奨学金を利用されていない方も含め、地元の地域産業の維持と若い世代の本町への定着を促進するため、どのような施策の在り方が望ましいのか検討しているところであります。

人口減少を少しでも押しとどめるため、移住・定住施策は優先課題の一つであると認

識しておりますので、様々な角度から、また、関係団体から御意見をお伺いするなどして、若い世代の定住・移住施策を講じてまいりたい、そう考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 再質問させていただきます。

この地域連携指定校に指定されたことは、本別の生徒にとって教育の機会が広がり、小規模ならではの教育環境の充実が図られることと期待しているところです。

また、北海道教育委員会が示す指針では、1学年1学級のうち、地理的状况から再編が困難な学校、地元からの進学率が高い学校を地域連携校として存続を図るとしています。5月1日現在の第1学年の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は再編整備ということになっています。

しかし、特記事項には、地域の取組を勘案した特例的取扱いとして、所在市町村を初めとした地域における高校の教育機能の維持・向上に向けた具体的な取組とその効果を勘案した上で再編成を留保するという指針が出されておりました。

本別高校では、総合的な探求の時間、とかち創生学という地域課題をテーマとした、本別の魅力を発信するため、地場産品を使ったオリジナルカレーの商品化など、地域と地元企業と連携して素晴らしい取組をしております。今回の特例校の指定については、このような高校生の取組の評価が大変高かった結果だと私は感じているところです。

しかし、指針にもありましたとおり、今後も人口減少、少子化が進み、第1学年の在籍者数の減、地元進学率の低下など、多くの不安も今後もあると思います。町の規模を保つため、定住・移住の推進、少子化対策については大変重要な部門であると考えますので、さらに今後も生徒募集、本別高校魅力発信に力を入れるべきと思いますが、具体的にどのような活動を行なっていくのかという点を伺いたいと思います。

2点目、スポーツクラブの設立に関しての考えを伺いました。スポーツにおいて、指導者、コーチ、体のメンタルトレーナーなどの人材については非常に重要と考えます。クラブの設立をすると、そういう人材の確保が容易にできるのではないかという部分では、大変スポーツ文化の醸成に寄与できるものと感じて聞いておりました。

どの競技においても大きな大会ができる施設になることが重要ではないかと私は考えております。この中の施設整備という部分ですが、球場で言いますと、高校野球にも対応する防球ネットやバッティングゲージがあれば合宿に行ってみたいですとか、ある高校や大学からも聞いております。合宿や大会招致などは町民にとっても大きな刺激になり、交流人口の増にもつながると思われませんが、施設整備に関しての考えを伺いたいと思います。

三つ目の出産祝い金に関してですが、大変前向きな答弁だったと捉えております。町民の声を広く聞き、検討していただきたいと思いますが、北海道結婚・妊娠・育児総合ポータルサイト、ハグクムというポータルサイトでは、各自治体の支援が掲載されてい

ますが、各地域の特色が大変出ていて、特に子育て世代の若い方々はよく見られていると聞いております。

また、その中で、やはり近隣町村、他町村と比べてしまうという言葉をよく耳にしております。ほかの地域でされていて、よいと思うことは、本別町にとってとてもよいことだと思っておりますので、どんどん取り入れていくべきだと思っております。

この質問は、私、一般質問では2回目なのですが、前回の御答弁では、どの自治体も財政難で、実施している自治体もやめることを検討しているというお答えをいただいていたのですが、5年以上経過しておりますが、実施している町村は増えていても、やめているところはございません。前向きな答弁をいただきましたので、早急な検討と予算化になるよう求めていこうと思っておりますが、近隣町村の機縁を図り、お祝い金を考えていくべきと思っておりますが、その点について町長の考えを伺います。

4点目に、この支援制度ですが、道内でも実施されてきている市町村が増えてきたということです。奨学金の在り方、活用の仕方の検討はもちろんなのですが、地方移住や定住施策の一環としてほとんどの町村はされております。現在、コロナ禍においては、大学生もアルバイトができないですとか、卒業後の就職に不安を抱いているという方がたくさんいらっしゃいます。この奨学金返済については、本人が就職してから10年から20年かけて返済している方が多くいらっしゃいます。これは大変社会問題になっておまして、非婚や晩婚化の原因、貧困の原因にもなっているという現状もあると伺っております。

これは、よくピンチをチャンスにという言葉が聞かれますが、これは本別町にとってチャンスではないかというふうに私は感じました。優秀な人材を呼び、本別に定住していただくという考えは、本別町にとって、移住施策を推進するに当たり大変重要な課題であると考えております。

また、この制度については、国が奨学金を活用した若者の地方定住促進事業の活用によって、日本学生支援機構の奨学金の返済を支援した場合、一定の要件の下で、特別交付税措置を受けることができるというふうにも聞いております。このような財源確保を実施した上で、今後の移住・定住施策の一環として、奨学金のさらなる活用について検討していく必要があると思っておりますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） 御質問にお答えしたいと思います。

さらに生徒募集に関わって、今後どのような活動を行なっていくかという内容だったかと思っております。

今回、地域連携特例校を導入していくということでもありますけれども、最終的に確定していくのは3月末の2次募集が終わった後という内容になっております。先ほどもお話があったとおり、今度連携を結んでいく、協力校である柏葉高校と最終的には連携委員会を結んで、内容を決めていく部分でありますけれども、今回、遠隔教育という部

分のところを特にPRをしていかなければいけないというふうに考えています。これまで以上のいろいろな組み立てがなされるということも聞いておりますので、これまでも、従前どおりPR活動は、近隣校等を含めて回ってきている次第でありますけれども、完全確定するまでということで、9月の発表前まではきちんとしたPRが実際はできませんでした。

今、少し始めておりますけれども、近隣校を含めて、遠隔に関わる内容をより詳しくお伝えしながら、そして多様な科目について取組もできるという内容でございましたけれども、さらに、事例だけで申し上げますと、医進類型ということで、北海道における地域医療を支える人材を育成するというところで、北海道も取り組んでいる中身も実はありまして、本別高校のほうから、例えば医師を目指したいだとか、そういった部分での連携も取り組んでいけるという内容をお聞きしているところでございます。

それで、その中心となるのが十勝では帯広の柏葉高校となっているということもお聞きしておりますので、そういったプラス面も含めて、よりこういった部分のよい部分をPRしながら、活動は続けてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 1時52分 休憩

午後 1時52分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋社会教育課長。

○社会教育課長（高橋優） 藤田議員の質問にお答えさせていただきます。

施設の環境整備ということでございまして、本別町には、屋内施設が5施設、それから野外屋内施設が19施設ございまして、あと、学校開放施設等が5施設ありまして、全部で29施設ございます。総合スポーツクラブ設立に向けてに当たって、まず、施設については、多くの施設がございまして、各スポーツの種別ごと、また、施設ごとに、どこの施設を核にして練習をする、大会をする等も考えた中で総合的に、そして、先ほど藤田議員が言われたとおり、合宿及び大会誘致とそういったことも総合的に含めた中で、今後、調査・検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 3点目の誕生祝い金の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、お子さんが産まれたときの祝い金は魅力的でございます。本別町の現在の子育て支援は、長期間、そして多岐にわたり各課横断的に行なっております。

まず、お母さんのおなかに子どもが宿ったときから始まります。妊婦一般健診受診券の交付、妊婦健診が14回、超音波健診が8回など、それぞれ料金が免除される仕組み

となっております。さらに、健診の際の交通費や出産直前の宿泊費の助成も行なっております。出産後は、保護者の所得制限を撤廃し、ゼロ歳から18歳までの医療費について本別町は無償化しております。就学前教育・保育における保育料につきましても、ゼロ歳から2歳の保育料は全国の基準の2分の1、そして3人目のお子さんからは保育料は完全無償化、3歳から5歳につきましても、国が無償化を進めていますが、給食料については保護者負担となっております。本別町につきましても、白米を含め全て完全無償化としております。あと、こども園、勇足保育所、今年から小学校の1、2年生にも英語の講師を派遣するなど、様々な施策を行なっているところです。そして、小中高校生がスポーツや文化活動で全道大会、全国大会に行くときなどは、旅費について多くの応援をしているところです。ちょうど本別高校生が本日傍聴に来ております。本別高校に対しても、子どもに対しても制服ですとか、遠隔地の子どもの通学費の助成など、様々な応援をさせていただいています。これらが本別町の子育て、教育への支援であります。

先ほど町長のほうから、子育て世代に選ばれるまちづくりの観点で、少子化対策、移住対策など、子育てに関する施策全体の中で総合的に判断していきたいという答弁がありました。議員質問のお子さんが生まれたときの祝い金も魅力ある、大事な施策の一つだと思います。本別町の子育ては、生まれる前から高校を卒業するまでのトータルを考えながら進めていきたいと考えます。

繰り返しになりますが、この出産記念事業、祝い金については、町民の皆さんの声を聞きながら総合的に判断をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 私から再質問について答弁をさせていただきます。

まず、3点目の子どもの誕生祝いの件につきましては、今、担当課長からも答弁があったとおり、前向きに検討してまいりたい、そう考えているところでございます。

4点目の奨学金の返還支援制度でございます。学生の奨学金につきましては、議員も御承知のとおり、御家庭の事情、それから様々な要因等により活用されていると認識しているところでございます。中には、御家庭の懐が多少苦しくても、何とか奨学金に頼らず仕送りをされている保護者の方、そしてまた、本人もアルバイト等をしながら勉学に励んでおられる学生もおられます。

奨学金の制度も公私様々あります。数多くの種類がありますことから、今の段階では制度の創設は厳しいものと判断しているところでございますが、いずれにいたしましても、特別交付金の算定対象という部分もありますので、どの奨学金が算定基礎に入るのか等々もひっくるめて、今後、調査をしてまいりたいと考えてございます。様々な移住・定住促進の支援がありますけれども、この奨学金の返還制度に限らず、あらゆる幅広い施策を展開し、本町の人口減少が少しでも緩やかになるよう全力で頑張ってい

たい、そう感じているところでございます。

いずれにいたしましても、4点それぞれございますが、調査・研究をしながら、本別町の実情に合った支援策等々を実施してまいりたい。そして、それらの支援策につきましては、議員各位の御意見、そして町民の皆さんの御意見を賜りながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） どれも予算が伴う施策であるため、財源が限られている中、取捨選択の厳しい判断が求められてくるのではないかというふうに予想しております。地域連携校に指定されたことは、本別町にとって、小規模でも存続できるという希望が持てたところでございます。また、本別高校は、管内に2校しかない旧制中学として、1942年に開校した歴史、伝統のある学校です。本町にも多くの卒業生がおります。私もその1人ですが、その本別高校は、来年80周年を迎える記念の年となりました。コロナ禍であるため縮小した式典のみ、祝賀会は行なわない予定で、記念誌の作成など、学校、同窓会、PTAと協力して進めているところですが、本別町もできる限りの支援をするべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再々質問についてお答えをさせていただきます。

本別高校の件でございますが、来年、80周年という記念すべき年でございます。お話を伺いいたしますと、今回の式典、80周年記念事業につきましては、大きな式典とか、そして行事を遂行するのではなく、記念誌を作成するなど、経費を削減して、縮小しながら記念行事をすとお聞きしているところでございます。

そのためには幾らかの資金が必要という要請もあったところでございます。次年度の新年度予算の編成会議がこれから開かれ、そして各課において予算編成がなされるところでございますが、その財政実情を鑑みながら、できるだけこの80周年記念事業に対しても支援できればと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○11番（藤田直美） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） それでは、先ほど保留しました1問について質問をしたいと思います。

ふるさと納税事業の充実で、つながりの強化をということで伺います。

ふるさと納税事業について、町長は、町内のあらゆる企業、商店、農業者が参加できるように充実させ、安定財源の確保に努めるとしました。今後もしピーターを大切にしながら、本町との関わりを深めていただく取組を進めてはと考えますが、見解を伺います。

2008年、平成20年スタートのふるさと納税事業は、返礼品の送付を始めてから一定の前進をしてきたと認識しています。

少し数字を申し上げますが、2008年は28件、寄付額1,462万6,000円でスタート、2019年には7,055件、1億424万円、2020年は5,418件、8,979万円の寄付でした。

先進例では、ふるさと納税のつながりを生かして、都市住民との交流を深めたり、移住環境を整えるなどして移住者を迎えるなどしています。また、財政的にも大きな成果を上げている例があります。

今回、町長は、安定財源として、ふるさと納税事業を位置づけました。参加業者を広げて、さらなるふるさと納税事業の推進を図るとのことです。私は、事業拡大をする上でも、基本は、つながりを生かしながらいピーターとの関係を大切に、本町との関係を深めるような取組が必要だと考えます。ほかの事業ですが、農業体験やお試し住宅などの事業も組み合わせしていくのも一つの手だと考えております。

そこで、①安定財源とするには、これまでに加えてどのような取組を考えているのか伺います。

②ですが、本町のふるさと納税事業が返礼品の送付にとどまらず、新たな交流や関係人口の創出、移住につながるような取組が必要だと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員のふるさと納税事業の充実で、つながりの強化についてお答えさせていただきます。

1点目の御質問であります。これまで本別町に大きな支援をいただきながら発展してまいりましたふるさと納税の取組であります。地元事業者支援や町のPR、財源確保と地域の活性化につながる重要な取組であると考えております。

御質問のどのような取組を考えているのかについてであります。本町にとって歳入の確保は重要な課題であり、ふるさと納税につきましても、国による制度見直し等の動向に注視しながら、現在、庁内に設置しておりますふるさと寄付金事業推進ワーキンググループによる論議を継続して取り組むとともに、先進事例を参考としながら、具体的な取組を検討してまいりたいと考えております。

2点目の御質問であります。今後のふるさと納税の取組につきましては、阿保議員御指摘のとおり、ふるさと納税事業の拡大を図る上でも、寄付を頂いた方々とのつながりを生かしながらいピーターとの関係を大切に、本町との関係を深めていくことが必要と考えております。

具体的な取組の一つとして、昨年度より、個性あるふるさとづくり寄付金として、本別町に寄付された方々に対して、寄付のお礼と本町をPRする内容をお伝えすることで、地域の魅力発信から、今後も引き続き本町とつながる関係づくりを目指して、メールマガジンの配信に取り組んでおります。

内容は、本別町のファンを増やしていくことを目的といたしまして、本別町の取組や生産者のこだわり、特産品の魅力を紹介するものでありますが、令和2年度は、試行的に、8月から計3回実施しており、今年度は9月16日に第1回目を配信し、今後は、年内に2回の配信を計画しております。

現在は、このような電子媒体で発信していくことを軸とした取組を進めておりますが、これまでの取組を継続していくとともに、新たな交流や関係人口の創出、移住につながるような取組につきましても、引き続き研究してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ふるさと寄付金事業の、自分のふるさとを大切に思い、寄付という形でふるさとに貢献するといった本来の趣旨から逸脱することなく、町全体の活性化につながる事業となるよう進めていく考えでおりますので、議員各位の特段の御理解、そして御支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、再質問を行ないます。

まず、①の関係ですが、ふるさと納税寄付金を町の安定財源としていくには、相当の工夫や取組が必要となるのではないかというふうに思います。私は、町長の所信表明の中身を見たときに非常にびっくりしました。むしろ安定財源とはならないのではないかとまで思いました。もちろんその町の一般会計に一定の割合を占めるような額になれば、町民の皆さんによりきめ細やかなサービスもできると思います。先ほど町長も述べられたように、先進例では、既にそういうことも達成されている町もあるのは御承知のとおりです。安定財源という言葉は、非常に私たち議員にとっても重たい言葉だなと私は感じております。これが言葉だけでなく、それを裏づけるような活動が非常に必要なのではないかと思うわけです。

そして、そのためには、今、割と限られている返礼品の生産者も含めて、返礼品の状況を、やはり枠を広げていく。町長おっしゃるとおり、そのようなことがまず第一かなというふうに思います。

そのためには、農業者を初め、1次加工や2次加工の業者関係、場合によっては、昨年からでしょうか、今日、見えられている本別高校でキーマカレーというパックを販売していた事例がありますけれども、可能であれば、そういうことも返礼品の一部に加える。本別町の返礼品は、やっぱり本別町のものなのだということが非常に重要な中身になっていくのではないかな。それと同時に、そのことによって、町民の皆さんがふるさと納税を認識しながら大切に思ってくれる、そういうことにつながるのではないかと思いますので、安定財源を目指す一つの方策というか、方向性というか、筋道を今すぐということにはなかなかないと思いますが、基本的な考え方を再度伺いたいと思います。

②の関係ですが、交流人口を増やす。ふるさと納税の返礼品を始めるに当たって私が

提案したのは、本別応援団をつくりましょうという話をさせていただいたと思っております。そのことで、返礼品が始まってから、先ほど数字で示したように非常に大きな、金額的にも大きな、そして何よりも関わってくれる人が大きな数字になってきているということは、非常に大切な前進だというふうに思っております。

そこで、②の関係ですが、体験型の返礼品は既に実施している自治体もあるのは御承知のとおりです。また、全国の事例では、地域活性化や人口増、地域が元気になっている例があるとのこと。また、寄付の活用方法を明示して募るクラウドファンディング、本町でも取り組みましたが、近年、これも全体的に増加しているように思います。単に品物による返礼品だけではなく、人のつながりをつくるような返礼品の取組も、これからのふるさと納税事業には必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目であります。安定財源の関係でございます。

昨今の先行きが不透明な中、地方交付税を鑑みますと、現段階におきましては、ふるさと納税を安定財源とし、自主財源を確保していくことが大変重要だと私は捉えているところでございます。そのためには、議員おっしゃるとおり、リピーターとのつながりを大切にしながら、交流事業等にも力を入れてまいりたい、そう考えているところでございます。本町が持つ自然豊かな資源を活用した体験型事業も視野に入れつつ、納税者にとって魅力ある返礼品を提供するためにも、その事業者に対して起業家支援事業等を活用しながら支援をさせていただきたいと思っております。

また、返礼品の内容、それから数量にいたしましても、今のままでいいのか、それを再度調査・研究してまいりたい、そう考えているところでございます。

2点目の新たな交流や関係人口の創出、移住につながる取組ということでございますが、これも議員おっしゃるとおり、様々な角度から人のつながりがある事業に発展させていきたい、そう思っております。本別を応援してくださる個人、そして団体、そういった方々との交流を深めながら、ふるさと納税がさらに増額していくよう、様々な関係者の機関、そして事業者とともに協議を進めてまいりたい、そう考えているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほども言いましたが、地方交付税がこの先どうなるか先行きが見えない中で、やはり自主財源の確保は必要不可欠であります。そういった観点からも、ぜひふるさと納税を一つの財源として本別町の台所に入れ、そしてその資金を元に、本別町が発展するための各種施策、そういうところに回していきたい、そう思っております。

いずれにいたしましても、ふるさと納税、様々な御意見があると思います。どのようにしたら増額していくのか、また、納税される皆さん方が納得していただけるのか、交流等もひっくるめ、皆さんの意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから、今、阿保議員のほうからありました、本別高校の皆さんが作りましたカレーの返礼品の関係について若干報告をさせていただきます。

本別高校の皆さんが作りましたカレーでナイト、豆を使った黒いキーマカレーでございますけれども、本別町の返礼品といたしましては、今年の7月9日から返礼品として取扱いを始めております。本町、今現在、三つのポータルサイトで募集をしておりますけれども、そちらのほうには全て載せておりますし、あと、そのうちの一つのふるさとチョイスというポータルサイトがございますけれども、そちらのほうの特集ページがございます、そちらのほうでは、今年の8月16日から掲載をしております。

簡単に言いますと、北海道本別高校生が考えた豆カレー、カレーでナイトということで、北海道本別高校生が、北海道ちほく高原鉄道ふるさと銀河線が走っていた本別の昔や内陸独特の気候に支配された水蒸気の少ない冷やされた空気が見せる澄み渡る夜空をカレーとパッケージで表現をしましたということで、あと、高校生の皆さんがそれを研究・開発されているときの様子ですとか、そういったものを紹介しております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま総務課長のほうから本別高校生のカレーが既に返礼品になっていますという話を伺いました。これが本当に町ぐるみで、このふるさと納税の返礼品に取り組む一つの突破口というか、一つのきっかけになってくるのかなど。それが、町長がおっしゃるようにいろいろな事業者を加えてというか、巻き込んでというか、一緒になって返礼品を含めた、ふるさと納税対策を充実させていくということにつながるのかなというふうに思っております。

それで、私のほうからも若干、その助力になるかどうかはもちろん分かりませんが、提案と、もう1点、伺いたいことがあるのですが、まず一つは、リピーター対応の関係です。これは以前もお伺いして、そのときは7割超ぐらいのリピーターで運営している旨だったと記憶しておりますけれども、その辺の数字と、それからリピーターへの対応というのはやはり非常に重要だと思っております。なかなか本町に来て下さいということにはなりませんけれども、いずれにしても、リピーターの方は、より本別町と関わりが深い人、あるいはやはり本別町を愛してくれている方、その方々がきっと今後の発展の力になっていくのではないかと私は思うものですから、その辺の数字とか、今後のリピーター対応について再度伺いたいということがあります。

それから、これは議場では申し上げなかったかもしれませんが、より本別を知ってもらおう一手段というか、一つの案としては、私は夜の本別銀河通りの照明とか、キャンドルナイトと言うか昔は冬あかりナイトでしたか、の様子なんかは非常にいい

絵になるなと思っております。ぜひ本別町の中にも写真の愛好家の方もいらっしゃると思うので、その辺の協力を得ながら、ふるさと本別の絵はがきなども返礼品の中に加えていく。別に絵はがきでなくてもいいのですけれども、そういうような、そんなにお金のかかる話ではないと思うのですけれども、きめ細やかなつながりをつくっていくような、そういうことも併せて考えていかないと、なかなか安定財源にたどり着くというのは至難な業かなと私は今でも思っていますけれども、その辺について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから、ただいまの質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、リピーター対応という部分でございますが、先ほど町長の答弁のほうでもさせていただきますましたが、今現在、メール配信の中で、メールマガジンの配信を行なっております。

その内容といたしましては、寄付のお礼と、それと本別町の紹介ということで、今それぞれの生産者の方がいろいろな返礼品を提供していただいておりますけれども、それらを一つ一つ紹介をしていっているものです。例えばジャガイモを生産している農家の方、生産者の方の写真ですとか、生産をしている現場、そしてジャガイモを作るに当たってどういうことを考えているとか、そういうことも紹介をしながら、あるいは取り扱っている種類の紹介、そういったものも今行なっております。

実際にどの程度の方がそれを見ていただいているかということになりますと、メールマガジンを配信するのは、寄付を頂いたときに、その方の情報を活用していかどうか、同意をいただいている方に今は限られておりますけれども、大体4割から5割ぐらいの方がそれを御覧になっていただいていると。こちらからお送りしたメールを開いていただいた方ということになるのか、という状況でございます。

昨年から試験的に実施いたしまして、今年度、先ほども言いましたけれども、9月16日に1回目を配信して、年内2回配信したいと思っておりますけれども、この辺も今後は充実させてまいりたいというふうに考えております。

やはり議員おっしゃるとおり、本別の応援団、本別と関わりを持っていただく、本別を知っていただく、そして魅力を知っていただいて、また本別のものを興味を持っていただいて、寄付をしていただく。あるいは足を運んでいただくとか、そういったところに将来的にはつながっていくような取組というのは重要だと捉えておりますので、今後もしそういったことができるのかというのはしっかりと考えてまいりたいと考えております。

先ほど一つの例としていただきました絵はがきとか、そういった部分も幅広く今後は検討したいと思っております。

以上です。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、3問目の質問を行ないます。

福祉でまちづくりを支える人材確保を。

福祉でまちづくりの取組は、住民が安心してこの町で暮らすための基本だと考えます。また、福祉を支える人材の確保は厳しい情勢ですが、町経済の一翼を担うものとも考えます。人口減、高齢化の中での今後の対応、人材確保等について伺います。

町長は、福祉でまちづくりの推進について、引き続き取り組むことを表明されています。また、安心して最期を迎えることのできるまちづくりを進めることにも言及されています。

これらのことを進めていくには、福祉を支える人材の確保、育成が不可欠だと思います。現在、福祉関連の人材確保は非常に厳しい状況だと認識していますが、初任者研修初め児童・生徒や専門学校生への働きかけなど、引き続き強めていかなければならないと考えます。本町の福祉事業に携わる方々が、よりやりがいと誇りを持って仕事ができる環境整備も重要と考えます。関係者の率直な意見を聞く機会も設けながら、事業推進を図るべきと考えます。本年の取組状況を含めて、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員の福祉でまちづくりを支える人材確保についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、町民力を生かした福祉でまちづくりを推進していくためには、関係者との率直な意見交換を交わしながら事業の推進に努めていく必要があります、その環境を維持し、整えていくにも介護人材の確保が必要不可欠と考えています。

これまで、介護人材確保策として、介護職員初任者研修や福祉入門研修、ほんべつ福祉セミナーの開催、また、町内事業所に就職した人へ就業支援や住宅準備資金、養育支援補助金などの交付、働く職員への資格取得や研修等に係る費用助成、介護福祉士養成校への就学資金の貸付けなど、総合的に取り組んでまいりました。

これらの取組によりまして、多くの人が町内外から就職することで、人材確保のみならず、本町における経済に大きく寄与したものと考えております。しかし、確保策を行なう一方で、数年で退職をしてしまう人もおり、なかなか定着しない現状が各事業所においても課題となっています。今後は各事業所とその要因等を分析するとともに、課題解決に向けた取組を進める必要があると考えています。

これまでの介護人材確保策を推進しながら、安定的な人材確保に努めるとともに、これからは福祉事業に携わる方々が、やりがいや誇りを持って働くことのできる魅力ある環境づくりに向け、そして魅力ある職場づくりに向け、介護サービス事業者連絡会議等において、意見交換などの取組を発展させながら、本町といたしましても十分にサポートを行ない、本別型地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 人材を確保することに努力をされていて、一定の確保をされて、それでも数年で辞められる方がいると。この辺りがやはり、どこの町もそうかもしれませんが、課題なのかなと。

それで、先ほど後のほうで、関係者の率直な意見を聞くということで申し上げているところですが、この辺りの分析、これからという話もあるようですが、この辺についてそれぞれの事情があると思うのですが、退職されていくのか、もし町や関係団体で、退職される理由を一つでもなくしていけるようなことがあれば、ぜひ取り組むべきだと思いますけれども、その辺の今現時点での関係者の率直な意見、介護人材の率直な気持ちなどが、議場で全部言えることではないと思いますけれども、どのような形で捉えているのか、まず伺いたいと思います。

また、以前、鎌田先生の研修会に参加したときに、本別町の福祉についての話があった中で、安心して最期を迎えるまちづくりという話をさせていただきました。今回、町長が安心して最期を迎えることのできるまちづくりに触れられています。まさにいろいろな事情で最後は施設、あるいは病院で最期を迎えなければならないという方が、高齢化の中で増えてきていると思いますし、現時点でも私の友人・知人の中でそういう方もいらっしゃいます。そういう方が、なかなか本別で最期を迎えられないという状況も生まれてきているのも事実です。その辺りの整備や環境を整えていくということも、これから高齢化の中での必要な町の取組の一つになるのではないかと私は思うのですけれども、その辺についても、現時点での考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

現状の介護職場の意見等でございますけれども、現状といたしましては、先ほどの答弁にございましたとおり、介護サービス事業者連絡会というのを年に3回から4回開催しているところでございます。今、現状といたしましては、議題として、町からの報告がメインの状況になっておりまして、今後、阿保議員の御指摘のとおり、いわゆる魅力ある職場づくりの意見を集約する場として、そちらのほうで議題として、風通しのよい職場づくりですとか、ハラスメント対策などの情報共有、情報提供をした上で、勤めていただいた方に魅力を持って、働くことに生きがいを持ってという職場づくりに向

けた取組を、事業者として取り組んでいただける方向で進めたいと考えておりますし、その中において、町としてどのようなサポートをしていけるかどうかも、その中で町としては考えていきたいというふうに現段階では思っているところであります。

それと2点目です。安心して最期を迎えることができるまちづくりというところですが、すけれども、今現在、本町の高齢者施策としましては、第8期の銀河福祉タウン計画に基づいて取り組んでいるところであります。本町としましては、健康な方から独り暮らしの方、認知症や要介護状態になられた方、全ての方が住み慣れた本別で生活を継続していける、住み慣れた地域の本人が望む場所で、最後まで自分らしく生き抜くことができるまちづくりの仕組みをつくらうということで計画に位置づけております。

4点、目標を立てておりまして、本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍、いわゆる健康づくりですとか介護予防、生きがいづくりと社会参加の推進。次に、2点目として、本別で安心の介護を提供、こちらで、阿保議員おっしゃる介護人材の確保対策、こちら重点事項として位置づけております。それから、本別ならではの住まいの確保、こちら特養ですとかの施設の整備、あるいは高齢者住宅ですとかの住まいの在り方、そういった部分を重点事項として位置づけております。そして最後に、住み慣れた本別で安心して生活ということで、いわゆる自助・共助、これまで本別町が培ってきました本別の町民力を結集した、町ぐるみの支え合いの仕組みづくり、これらで住み慣れた本別で安心した生活をしていただきたいということで、これらの取組を総合的に推進することによりまして、いわゆる安心して最期を迎えることができるまち、本別町を目指して進めていきたいという方向で今進めているところであります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま4点の目標を掲げて、それに取り組んでいくという答弁をいただいたわけですが、すけれども、例えばこの4点を進めるには、施設整備とか人材確保とか、新たに今後取り組まなければならないということも出てくるのかなというふうに思っています。先ほど申し上げたように、病気があって一般的な老健とかそういうところにいるのではなくて、比較的健康的にこの町で過ごす方の住み続けられる条件を整えるということが、町村として今一番取り組みやすいことなのかというふうに思っておりますが、先ほど4点ほど挙げられた目標について、それぞれこういう制度的なとか、あるいは対応の整備とかということが、もし現時点で具体的なものがあれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 基本的には、今までも取り組んできた事項の推進をメインにしていくというところでありまして、質問にありましたとおり、介護人材確保対策ですとか、ずっとこれまでも取り組んできた中で、補助金の支給ですとかを行なってきております。

また、前段、午前中の質疑でもありました特養の整備ですとかの検討も今後進めていかなければならない事項でありますし、あるいは施設サービスのみならず、今、阿保議員がおっしゃいました、いわゆる住まいの在り方、施設に入らずとも、高齢者住宅などの整備をし、そこに、例えば見守りのサービスですとか、介護が提供できる体制が整っているのであれば、施設に入らなくても居宅、いわゆる在宅で過ごせる方もいらっしゃるということも考えれば、そういった面で、いわゆる介護保険料の増額も一定程度抑えられるということにもつながってきますので、そういった総体的な部分を含めながら、今後、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、3番梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、通告済み3問、うち2問目につきましては一問一答細目方式を採用し、一般質問を執り行ないます。

質問に先立ちまして、6月定例会では、町議会による除名処分の影響で、これまで毎定例会欠かさず行なっていた一般質問に立つことができず、じくじたる思いを抱いております。10月8日付で、鈴木直道北海道知事により、議会が行なったその処分が不当であり、かつ違法であると正式に認められた上で、今こうして登壇できていることは当然の結果とはいえ、安堵しているのも事実であります。

傍聴にお越しの皆様を初め、この場に送り出させていただきました皆様、支えていただきました皆様に対しまして、改めまして心よりの御礼を申し上げ、これからはがらみに流されることなく、また、数の暴力に屈することもなく、町のため、町民の皆様のために議員としての本分を……。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、不適切な発言はやめてください。

○3番（梅村智秀） どの部分が不適切でしょうか。

○議長（高橋利勝） 数の暴力、今、全体は、今回の一般質問とは関係ないわけです。ですから、今までの全体が不適切な発言ということになります。

○3番（梅村智秀） それであれば、お伺いたしますが、例えば物故者に対する哀悼の意を示したりとか医療関係者に対する思いを述べたりとか、町長に対する当選の謝辞を述べたりとか、こういったことはよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） それは儀礼として認めますけれども。

○3番（梅村智秀） 私が一般質問に臨む姿勢を述べるのだけが不適切だということですか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時58分 休憩

（なお、議会運営委員会を招集しますので、直ちに委員会室にお越しくください。）

午後 3時21分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、梅村議員の数による暴力という言葉につきましては、これは議会に対する屈辱でありますので、私はその分は取り消して、直ちに一般質問に入っていただきたいと思っております。申し上げます。

○3番（梅村智秀） それでは、継続してよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） はい。

○3番（梅村智秀） それでは、改めまして再開をさせていただきます。

町のため、町民の皆様のために議員としての本分を全うすべく、心を新たに、この機会を大切に質問を執り行なわせていただきます。

それでは、1問目、通告書の読み上げにて質問を行ないます。

公共施設住所地に法人が本店登記、その実態は。

町民の財産である公共施設ふるさと産業開発センター住所地に、民間企業の本店が置かれる登記が確認された。施設の維持管理及び売買、賃貸借の実態など、これまでの対応と今後の方針について、事実と所信をたずぬ。

1番項、施設の門柱に設置されていた看板が剥落したまま、剥がれ落ちたままの状態であるが、施設の維持管理に関する事実と見解を伺う。

2番項、ふるさと産業開発センター所在地、町共栄9番地23を本店とする法人、株式会社でありまして、令和3年1月18日成立の登記が確認されたが、当該法人に対し、売買、賃貸借、使用許可を行なった事実の有無と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員からの公共施設所在地に法人が本店登記、その実態についての御質問について答弁いたします。

1点目の維持管理につきましては、議員御質問の門柱に設置されておりました施設名表記看板が経年劣化により剥落している状況となっておりますが、現在休止中の施設でもあることから、看板は修繕しておりません。

維持管理につきましては、これまでと同様に施設周辺や施設内の定期的な点検、大雨、地震などの際における点検を行っております。

2点目のふるさと産業開発センターの売買、賃貸借、使用許可等につきましては、令和3年第1回定例会の一般質問でも答弁させていただいておりますとおり、売買、賃貸借、使用許可等につきましては行っておりません。

議員から御質問を受けて、住所から法人登記情報を法務局に確認したところ、住所から法人登記の情報を得ることができませんでしたが、インターネットにて開発センターの住所を検索したところ、当該住所を所在地とする法人が確認でき、法務局に照会をかけたところ、登記の事実が把握できました。

このことにより、法務局に法人登記申請について伺ったところ、法務局としては、法人登記申請の際、所在地の土地所有者まで確認していないとのことで、土地の所有者に

関係なく法人登記が可能であると判明いたしました。

今後の対応策といたしましては、顧問弁護士と相談をし、適切に進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） まず、1番項でございますが、看板の剥落につきまして、こちら経年劣化と判断した、その事情等について改めてお伺いいたします。剥がれ落ちていて、当初は門柱の上に乗せられていた状態でありましたが、これが経年劣化というものなのか人為的なものなのか、どういったところでその辺の御判断をなされたのか、改めてお伺いをいたします。

2番項でございます。登記の事実が確認されたということございまして、顧問弁護士との相談ということございまして。

殊さら述べるまでもないですが、いわゆる法人の商業登記というものにつきましては、取引の安全を確保するために非常に重要なものであるというところは共通認識であるところでございます。当然のことながら、この法人の本店所在地というものにつきましては、取引先等に対しまして信頼や安心を与えるものであり、例えばでございますけれども、自治体の所有地にそういった本店所在地があるということであれば、自治体の仕事を請け負っているなどに見受けられることも可能でありますし、当然そういったことであれば、一定の業務量や利益などが見込まれていると、取引先に信じ込ませることが可能であるというふうに考えるところでございます。

そのため、真実と異なる登記を行なった場合、刑事訴訟法第157条1項におきましては、公務員に対して虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿、その他の権利もしくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、または権利もしくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は5年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとあります。

ここで申す電磁的記録というものにつきましては、不動産登記ファイルなどが含まれますので、まさに本件が該当するものでございます。

これも仮にのお話でございますが、この当該企業が金融機関等に対して融資の申込みを行ったり、取引先等にこの商業登記簿を提示などをして、何らかの取引等がなされていた場合、場合によっては詐欺罪にも発展する可能性は否めないところでございます。

また、刑事訴訟法第239条2項によれば、官吏または公吏は、その職務を行なうことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならないとされております。つまりは、告発は公務員としての義務であるということでございます。顧問弁護士と相談の上ということございしましたが、これら、いわゆる犯罪に該当することが本町に対して行なわれているということについて、改めて今後の対応等について御見解をお伺いいたすものでございます。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 看板の経年劣化による剥落につきまして、当施設、昭和60年に建設しておりますことから、現在までの経過年数でいきますと、36年を経過しておりますので、人為的に取られたものではなく、経年劣化による剥落によるものと思われております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、私のほうから2点目について答弁をさせていただきます。

先ほど町長からの答弁でもありましたとおり、この事実が把握できた時点で顧問弁護士のほうに相談をいたしました。

相談をした内容ですが、まず一つ目として、このことが町に法的に何らかの影響を与えるのかどうかということと、2点目として、町の対応というものについて問合せをいたしました。1点目については、特段影響はないものと思料しますとありましたが、法的な問題というところでは、先ほど議員がおっしゃいました刑法の157条の説明もありました。

町の取るべき対応というところでございますが、まず、不実の登記がなされていることに当該法人に指摘の上、是正を求める。その是正の対応次第では、先ほどの157条等のことを検討ということでもございましたので、まずは、町といたしましては、当該法人に対して是正を求めてまいりたいというふうに考えております。

後段ございました内容につきましては、顧問弁護士のほうと、そういったことも含めて相談をしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点目のお伺いですが、まず1番項、看板の剥落につきましては、いわゆる建築年度等をもちまして、経年劣化による剥落というような御答弁でございましたが、こちら、いわゆる単にそういった憶測で御答弁をされていらっしゃるのか、剥がれた看板自体の確認、痕跡等の確認を行なった上での御答弁なのか、改めて事実をお伺いいたします。

2番項についてでございますが、こちらは、当然ステップとしては、是正を求めるということは至極当然のことだと思いますが、私自身の考えといたしましては、それでは足りない。というのは、先ほども述べたとおり、何の目的があって本町の公共施設の住所地に法人が本店登記を行なった。また、それも売ってもいない、貸してもいない、使うことを認めてもいないところに対してということであれば、何らかの好ましくない事情等があるというふうに察するのが当然のことだと思います。

先ほども述べたとおり、これを是正されればそれで済むものではなく、先ほど述べた

ような別件事件に発展している蓋然性というものも決して否めないものでございますので、当然のことながら、登記を行なった背景とか事情等についても明らかにしていく必要があるというふうに考えるところでございます。こちらについての御見解、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

剥落につきましては、定期点検等も行なっておりますので、その時点での剥落という形で、剥がれ落ちている状況を確認しております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 答弁をさせていただきます。

今、議員のほうからもいろいろいただきましたけれども、これらの件については、顧問弁護士と相談をしてみたいと考えております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2番項について改めてお伺いをいたしますが、こちら、登記情報から追うと、いわゆる代表者に登記されている方は、コロナ禍の真っただ中、昨年4月でございますけれども、本町に対してマスク8,000枚の寄付も行なった方だと、同姓同名ということの可能性も否定はいたしませんけれども、そういったことであれば、全くもって寝耳に水というか、どこの誰かが分からない方が本町にいきなりというようなことではなくて、何かしらかの背景というか事情というものが、いわゆる町長以下の皆さん、どなたか御存じのなかかどうか、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時37分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから答弁をさせていただきます。

昨年度はコロナウイルス感染症のため、マスクが非常に不足していたというのは皆さん御存じかと思えます。その中でも、やはり本別町に対する厚意のある方がマスクの寄付をしているのは1者だけではございません。他者からもいただいております。その中で、私どもはありがたく、この難局を乗り越えるためには必要と思ひまして、受理しているところでございますが、今回の登記をされた業者の方と、マスクを寄付したという部分では、一切私はそういうような関係はないと、議員が思っているような考えはないと判断をしております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁についてお伺いいたしますけれども、それは、そもそも関係のない人物ですよという趣旨なのか、同一人物であるけれども、本件とは関わりがないよという趣旨なのか、ちょっと理解が及びませんでしたので、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 本件の部分とは一切関係ないというふうに判断をしております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、町長、これまでの御発言の中で、いわゆる行政、町政の透明化を図っていくというような言葉をお使いになられておりましたが、本件については顧問弁護士と相談の上、てんまつにつきましては、どのような形で透明化を図ろうというふうにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 梅村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回の事案につきましては、全く私も存じ上げていない部分でございましたけれども、先ほど答弁の中でもお話しさせていただきましたが、今後の対応につきましては、顧問弁護士と相談をして、適切に進めてまいりたいと考えているところでございます。

この本件、事案につきましては、町民の皆さん方にも説明責任がありますので、その部分につきましては、顧問弁護士と相談して、そして適切な処理をし、そして仮に経過報告が必要であれば経過報告もしますし、最終的なてんまつ、どのようになったかにつきましても町民の皆さん方に説明をしてまいりたい、そう考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1問目を終わりました、2問目に移らせていただきます。

2問目でございます。公用車にドライブレコーダーの設置を。

本町では多くの公用車を保有しているが、事故や不適切な運行、ずさんな管理なども確認されている。ドライブレコーダーの設置により、これらの抑制や職員の意識向上、防犯等にも寄与することは明白であるが、これまでの対応と今後の方針について、事実と所信をたず。

1番項、現在保有している公用車の台数と近年の事故件数、損害額等について伺います。

2番項、公用車の不適切な運行例として、公用車に女性職員を同乗させ、前町長が自ら運転をした例。また、スクールバス運転手が車内で児童に対して行なった青少年には好ましくない図画、写真や映像等でございます。動画等も含めてということでございます等の提示等を行なった例があり、ずさんな管理としては、公用車車内での喫煙が挙げ

られる。こちらは複数件の確認を私自身されているところであり、これらについては、ドライブレコーダーの設置があれば、抑制や事実の究明に寄与したはずであるが、事実と見解をお伺いいたします。

3番項でございます。近年は広く普及し、性能も向上しているドライブレコーダー、こちらの設置の効果は、事故処理等への活用や利用する職員の意識向上だけではなく、動く防犯カメラとして、職員や町民の安全・安心にもつながる。また、その設置を町内事業者に依頼することにより、事業者支援にもつながるが、見解をお伺いいたします。

こちらは、一問一答細目方式を採用してございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の公用車にドライブレコーダーの設置をについて答弁させていただきます。

1点目の質問にあります現在保有している公用車の台数と近年の事故件数、損害額につきましては、保有台数が、消防車、草刈り機を除き93台、事故件数及び損害額につきましては、直近3年間で事故が13件、損害額が、相手方と自車を合わせて342万6,923円となっております。

職員の安全運転につきましては、日頃から課長等会議を通じて徹底しているところではありますが、今後におきましても機会あるごとに注意喚起をしてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の御質問の件に関しましては、これまでの議会や議員協議会で報告がなされているところであり、職員の公用車での喫煙に関しても、先ほどの安全運転と併せて、公用車での禁煙や車内清掃についての周知徹底をしているところでございます。先ほど喫煙を数件確認しているということではありますが、もしそのような事実があったとするならば、再度注意喚起を徹底してまいりたい。そして指導してまいりたい、そう考えております。

また、ドライブレコーダーの設置につきましては、職員の安全意識及びマナーの向上、交通事故発生時における責任の明確化を図るためには有効と考えております。

3点目のドライブレコーダー設置の効果につきましては、運転者の安全運転意識の向上を図ることができるほか、記録された映像及び音声データは、犯罪抑止力の強化や交通事故の原因究明につながる可以考虑とします。

近年、全国的に地域住民の安全・安心を脅かすような事件や交通事故が発生している状況を鑑みて、町公用車にもドライブレコーダーを搭載すること計画しているところでもあります。

なお、設置をする場合には、町内事業に依頼することで、事業者支援につながるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項についてお伺いをいたします。

こちら、近年、直近3年間の事故件数及び損害額、保有台数も含めて御答弁をいただいたところでございますが、こちら93台の保有車両の中で、既にドライブレコーダーが搭載されている、設置されているというものがおありなのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時48分 休憩

午後 3時48分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） ただいまの御質問にお答えいたします。

93台のうち、現在、健康管理センターで所有しております車1台に設置されております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項を終わりました、2番項に移らせていただきます。

こちら、前段述べております公用車の不適切な運行例といたしまして、公用車に前町長が女性職員を同乗させていたという件につきましては、過去の会議録から判明したところでございます。当然公用車に、特段の理由が明確でない中で、公用車に女性職員を同乗させて首長自らが運転をするということは論外というところでございますし、佐々木町長に交代なされたところでございますから、本町においては二度と発生することはないものであるというふうに思料するところであります。

特に申し述べたいのが、その次に述べた、いわゆるスクールバスへの対応でございます。こちら、述べたとおりの不適切な事案が発生した際にも、一部の保護者から御意見としても挙がっていたのではないのかなと察するところでございますが、いわゆるどうしても児童が関わるものでございますと、児童の証言というものの自体が曖昧であるというふうに認識されがちで、真実の究明等にもなかなか困難な事情というのが生まれてくるというところがございます。本件におきましても、今回御指摘申し上げました不適切な運行事例においても、やはり運転手がどのような凶画、映像なのか画像なのか、どういったものを児童に見せたのかというような事実についても解明がなされていないというのが実態だと思っております。

こうした中で、ドライブレコーダーの設置がありまして、車内の映像や音声等が録画されるような状態でありましたら、こういったことには至らなかったのではないのかなというふうに思料するところがございます。

また、直近でございますと、農村部において、児童がいつもの時間どおりにバス停に

行ってバスを待っていたにもかかわらず、学校から、学校に児童が来ていないというような連絡が保護者の下にあったと。その保護者がバス停へ確認に行ったところ、児童がスクールバスに乗ることなく、ずっとバス停でバスが来るのを待っていたというような事案も発生したということをご報告させていただきます。

先ほど町長から御答弁もあったように、昨今の社会情勢といたしましては、重大な犯罪に巻き込まれたりとか、ともすれば行方不明等とかの大きな問題にもなり得ることだと思います。こちらの事案につきましても、運転者がルートを誤ったのか、児童がバス停等を離れて乗車ができなかったのか、こうしたことも真実が定かではなくて、保護者としては不安であったりとか、児童に対する適切な指導がなかなか難しいといったようなお声も届いているところでございます。

また、近年の事例といたしましては、管内の町村でもスクールバスの大きな事故等が発生しておりまして、本町においても小さなスリップのような事故とか、事故としてカウントするか否かは別として、そういった、俗に言うヒヤリ・ハットみたいな事案というのはスクールバスでもあると。これは一定程度につきましても、致し方ない部分もあるのかも分かりませんが、やはり児童・生徒を預ける保護者といたしましては、万が一の事故、事件等の際には、やはりしっかり解明できるドライブレコーダーの設置を求めるといってお声が少なからずあるというところでございますので、93台の公用車のうち1台のみが既にドライブレコーダーが設置済み、搭載済みということでございますが、残るものの中でも優先順位を上げるのであれば、スクールバスから順次取り組んでいただきたいというふうに考えるところでございます。こちらについて御見解をお伺いいたします。

また、公用車内における喫煙の実態でございますが、現在において、私も複数件確認しているということをお話しいたしました。現時点においては、そうした管理・監督と申しますか、指導と申しますか、その辺がやはり徹底されていないのではないのかなと、だからこそこうした事案が発生してしまうというふうに考えるところでございます。これも言葉が適切かどうか分かりませんが、児童や生徒に対して指導等を行なっているものとは違うわけであって、公務員に対して、そうしたことを行なっているにもかかわらず、それが守られないということであれば、場合によっては、これが続くようなことであれば、厳しい措置、いわゆる喫煙に関する全般の庁舎内の取扱いとか、職員に対する措置というものも検討する必要があるというふうに考えるところでございます。2番項について、以上、御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問についてお答えをいたします。

まず、スクールバスの件でございます。従前のスクールバスの件につきましては、議員協議会での説明も行なっておりまして、児童、それから保護者、そしてPTA等々の心情を鑑み、これ以上のお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

また、バス停におきまして、児童の方が来るバスの時刻等々が合わず、待たせたということもあるということではありますが、そのようなことがないように、教育委員会と、それから車両センター、そして民間に委託しているバスもありますので、その辺の連携をうまく取りながら、徹底した運行に努めてまいりたい、そう考えているところでございます。

いずれにいたしましても、議員おっしゃるとおり、ドライブレコーダーの設置がもしなされていれば、ある程度事故の実態が把握できるということでございますので、先ほども述べましたが、ドライブレコーダーの効果につきましては、私も必要であるという認識でございます。

また、どの公用車に優先的に設置するのか等々につきましては、庁内で十分に検討してまいりたいと考えておりますが、私といたしましても、議員おっしゃるとおり、スクールバス、そして町民の方々が乗車する車等々を優先的に設置してまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2番項を終わりますして、3番項に移らせていただきます。

2番項のほうにおきまして、私の中では、十分に近い御答弁をいただいたというふうに認識しているところでございます。こちら、当然町民の皆様や町内の安全・安心を担保するだけではなく、場合によっては職員の皆さんを守ることもつながると。例えばですけれども、交通違反の嫌疑をかけられてしまったときに、身の潔白を証明するものにつながったりとか、昨今、個人情報の取扱い等が重大な問題だとされている中、車内の盗難防止につながるとか、今、ドライブレコーダーの性能も上がっておりまして、前後左右のみならず360度とか、駐車中も監視していただける、衝撃があった際に自動で録画・録音を開始するようなもの等も、大分安価で販売されているような実態もございます。具体的に言うと、おおむね3万円から5万円程度で、十分高性能なドライブレコーダー、機種の設定が可能だというのが現状でございます。

ただ、現在、新型コロナウイルスの影響下で、いわゆる一部電子部品等の調達が困難で、ドライブレコーダー等の入手がちょっと困難であるというような事実もございませう。町長の御答弁にあった中で、優先順位等もしっかり検討していただけるということでもございましたが、改めまして、スクールバス等を優先にお考えだというような御答弁の確認とですね、もう1点が、具体的に言うといつぐらいから検討、設置という御計画なのか改めて伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

まず、ドライブレコーダーの設置の効果であります。この部分につきましては、私も

議員と同様に、職員自身の行動の正当性も保たれるということを思っていますので、この部分につきましては、早急に設置に向けた協議を進めていきたい、そう思っているところでございます。機種も3万円から5万円というお話もお伺いいたしました。ただ、機種も前後、それから車内等々を360度網羅する。そして車種、大きさにもよりますので、その辺からいけばもう少し、スクールバスの場合は高くなるのかなと思っておりますが、いずれにいたしましても、機種を選定しながら、スクールバスと町民の皆さんが利用する、乗車していただく、その車を優先的に配置していきたいと思っております。

それから、導入はいつからスタートするのだということでございますが、本年度中に協議しながら、そして順番立てをしながら設置を計画し、その設置の導入につきましては、次年度から始めていきたい、そういう考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 2問目を終わりました、3問目に移らせていただきます。

それでは、3問目、町長の政治姿勢について。

9月23日より佐々木町長による新しい町政運営が始まり、10月5日の定例会において施政方針も発表されたところであるが、今後のかじ取りに対し、町民の期待とともに不安の声も上がっております。これまでの対応と今後の方針について、事実と所信をたずねます。

1番項、施政方針の中で、私が訴えてまいりました五つの笑顔構想と43の取組をしっかりと実践してまいりたいと考えておりますと述べられましたが、この五つの笑顔構想の文言は、第7次本別町総合計画に掲載されている基本目標、1ないし5と同文であるが、事実と見解についてお伺いをいたします。

2番項でございます。新町長の行政手腕に対する期待とともに、激しい選挙戦を経たことによる町民の分断や、真に中立・公平で、かつ公正な町政運営がなされるのであろうかと、町民の懸念の声もあるが、御見解をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員よりいただきました私の政治姿勢についての御質問にお答えをしたいと思います。

議員御承知のとおり、第7次本別町総合計画は、町民アンケートによりいただいた御意見・御提言を土台といたしまして、本別町総合計画策定審議会において、委員の皆様が議論を重ねた上で作り上げたものでありまして、10年先を見越した本別町の目標、あるべき姿を定めた、町民の皆様の様々な思いがふんだんに盛り込まれた計画であるとの認識は共有できているものと考えております。

私は、この総合計画に込められた町民の皆様のお思いをしっかりと町政に反映させ、全ての町民の皆さんが安心して暮らせる町をつくることを基本理念としておりまして、

このことに関しては、従前から訴えてきたところでありまして、何ら否定するものではありません。

この理念を実現するための具体的な施策を43項目お示しをし、それを町民の皆様へ訴え、その結果、一定の御理解が得られたことによって、町政のかじ取り役を担わせていただくことになったものと理解しているところであります。

2点目の今後の町政運営の考え方についてであります。御質問では、このほどの激しい選挙戦による町民の分断を御懸念いただいておりますが、私自身そのような声をお聞きしておりませんし、激しい選挙戦によって町民が分断されるとか、公正な町政運営ができなくなるとか、そのような認識には至っておりません。それよりも、今のこの本別町を何とかしてほしい、公平で公正なまちづくりをしっかりと実践してほしい、そして行政の見える化を図ってほしいなどなどの期待にどのようにお応えしていくかが私に課せられた責務と認識しているところであります。

私は、多様な意見があるのは当然でありまして、何よりも民意が優先されるべきと思っております。自らに厳しく、そして町民の皆様へのニーズを的確に捉え、全力を尽くして町政を推進してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 4時05分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、お伺いをいたします。

1番項でございますが、町長御答弁のとおり、確かに選挙期間中から町長自身が訴えてこられたというのは私も認識しております。事実だというふうに考えるところでございますが、第7次本別町総合計画というものにおきましては、やはり私が訴えてまいったというような御表現をなされておりますけれども、そもそも、御答弁にもあったとおり、町民の皆さん、総合計画審議会委員の皆さんなんかを中心に策定された計画であるというふうに私自身は認識しているところ、これをあたかも町長、政治家個人の政策であるというような誤解を与えるのではないのかなというふうに私は考えるところで、感じるところで、非常に違和感を感じる部分がございます。

まさに、安定した産業から、わくわく笑顔・人と人のつながりで、いきいき笑顔・豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち・安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち・みんなの笑顔を未来につなぐまち。このフレーズにそのまま、をつくるというようなものを語尾につけていらっしゃるだけで、まるきりそのまま引用されているというものについて、私は違和感を感じるというような表現をさせていただきましたけれど

○町長（佐々木基裕） 再質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、総合計画の件でございます。この件につきましては、先ほど私が申し上げたとおりでございます。私が選挙中にお話をさせていただいた中にも、しっかりと第7次本別町総合計画の本別の未来と本別を愛する気持ち、それをしっかりと受け止め、次代につないでいきますということで、きちっと第7次の本別総合計画を受け継いでいくということをお示ししております。ここにつきましては、先ほども、何ら否定するものではないと言った意味でございます。私は、この計画を私が策定したものではございません。町民の皆さんが、そして町民の皆さんの思いが詰まった計画でございます。それも令和3年、今年3月に策定された直近の本別町の最上位の計画でありますことから、この計画に沿って、私は五つの笑顔構想ということで、町民の皆さんにお示しをし、そしてその中で、笑顔構想の中で何をどのように事業を進め、そして何をしていくのか、その取組を43の取組として、細部にわたり項目立てをしながら、町民の皆さんに訴え、それが民意となった形であると私は考えてございます。パクリとか、そういうものでは一切ありませんので、その辺につきましては御理解をいただきたい、そう思うてでございます。

それから、公正、そして中立の関係でございます。議員も御存じのとおり、私は教育行政に携わって以降、行政に携わる者については、あくまでも中立、公平、そして平等でなければならない。これはこの議会、以前の議会においても、そちらの席上で私は申し上げてきました。それが私の行政の信念でございます。ここの部分につきましては、今までどおり、今後も曲げることなく進んでまいりたいということで考えてございます。

前町長のどうのこうのといった部分につきましては、答弁を差し控えさせていただきたいと思いますが、私は第一歩の始まりとして、町民の皆さんとの対話を重ねながら、そして議会議員の皆さんの御理解と御支援を賜りながら、常に公正で公平な目、それをモットーに町政をつかさどっていきたい、そう思うてございますので、改めて御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 最後に、1点お伺いをいたします。

ただいま町長から力強い御答弁をいただいたところでございまして、私自身も、佐々木町長だったらいろいろな形で、少しずつかもしれませんが、着実に進めていただけるのではないのかなというふうに期待を抱いたところでございます。

先ほど町長御自身の言葉で、パクリとかではないということで、五つの笑顔構想についてお話をされたところでございますが、私自身の印象としては、やはり違和感を感じるということもあったものですから述べさせていただいたところですが、町長は、今後の施政の方針につきましては、やはり当然職員の皆様とか、町民の皆様の声というものに耳を傾けながらというのは当然のことだと思いますけれども、御自身でしっかり

と策定をしていくと。例えばですけれども、どなたかから何らかの、いわゆる指導をいただくとか、そういうような形とか計画とか、予定とかというものはおありなのか、それとも御自身でしっかりと策定をして町政を担っていかれるというようなお考えなのか、最後にお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問に答弁をさせていただきます。

よくそのようなお話を頂戴することがございます。私は町民との対話、そして職員との連携を図りながら町政を進めていくというところでございますが、ややもしますと、後のほうに誰かがいて、引っ張られるのではないとか、もしくは政党的にどうなのか等々、御心配をされる方がおられるかもしれませんが、私は選挙中におきましても、佐々木基裕は町民党である、それをしっかりと訴え続けてきましたし、現に事務所におきましても、ため書き等によりますと、ある一定の固まった政党のため書きのみならず、幅広いため書きがありました。そこをもって判断をしていただきたいなと思っております。

また、様々な方々に耳を傾けるということは至極大切なことでありますし、私は、その対話の中から何がいいのか、どのようなことに進んでいくのか、それをまとめ上げ、そして時には、そうでない場合においては、私自ら提案をし、その提案事項について町民の皆さんにお諮りをしながら、強いリーダーシップの下、町政を執行してまいりたい、そう考えておりますので、御理解を賜ればと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（梅村智秀） 終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 4時28分）

令和3年本別町議会第3回定例会会議録（第3号）

令和3年10月13日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 57号	本別町過疎地域持続的発展市町村計画について
日程第 3	議案第 58号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
日程第 4	認定第 1号	令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 2号	令和2年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 3号	令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 4号	令和2年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 5号	令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○会議に付した事件

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 57号	本別町過疎地域持続的発展市町村計画について
日程第 3	議案第 58号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
日程第 4	認定第 1号	令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 2号	令和2年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 3号	令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 4号	令和2年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 5号	令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司

5 番 篠 原 義 彦
7 番 山 西 二三夫
9 番 方 川 一 郎

6 番 大 住 啓 一
8 番 黒 山 久 男
10 番 阿 保 静 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐々木 基 裕	副 町 長 大和田 収
会 計 管 理 者 藤 野 和 幸	総 務 課 長 村 本 信 幸
農 林 課 長 篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長 中 川 雅 之
住 民 課 長 長 屋 和 幸	子 ども 未 来 課 長 大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長 坪 忠 男	企 画 振 興 課 長 高 橋 哲 也
老 人 ホ ー ム 所 長 前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長 松 本 秀 規
総 務 課 主 幹 上 原 章 司	企 画 振 興 課 主 幹 小 川 芳 幸
建 設 水 道 課 長 補 佐 小 出 勝 栄	総 務 課 主 査 石 川 雅 康
教 育 長 職 務 代 理 者 布 施 耕 一	教 育 次 長 阿 部 秀 幸
社 会 教 育 課 長 高 橋 優	農 委 事 務 局 長 倉 崎 景 一
代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋	選 管 事 務 局 長 村 本 信 幸

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長 三 品 正 哉 総 務 担 当 主 査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 諸般の報告を行ないます。

はじめに、私のほうから令和3年4月27日除名処分について伴う審決について報告をさせていただきます。

令和3年4月27日開催の第2回臨時会におきまして、除名処分とされておりました梅村智秀議員ですが、令和3年10月8日に北海道知事の審決によりましてその処分が取り消され、令和3年4月27日にさかのぼって身分が回復されたことを報告いたします。

審決の結果では、本件処分は懲罰事犯が存在しないか、仮にあったとしても明らかに処分内容との均衡を欠くものであり、裁量権の範囲を超え違法であるとのことであります。

本件処分に至りました議会の手続きは適法に行なわれたものですが、取り消しという審決の結果を受け止め、今後議会運営に勤めてまいりますので、町民の皆様には、今後とも御支援御協力をお願いいたしまして、本件処分の取り消しの報告とさせていただきます。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生各常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

これで諸般の報告を終わります。

（「議長」と発言する者あり）

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 発言の一部取り消しの動議をあげます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） ただいまの動議は賛成者がありますので、これを許します。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 昨日の梅村議員の一般質問3問目、再質問の中で、町長を支持したと思われる議員からですね、他候補を支持したことによる強い批判を受けたですとか、町事業を営む者に対して店を潰してやるというようなちょっと乱暴なね話があったとか、という発言がありました。議場での発言ですので根拠があつてのこととは思いますが、昨日関係者何人かから事情を聞いたところ、噂話であるということに達しました。その議員というのも噂話の中では、第三者、議員じゃない第三者の名前も挙がっていたことから、この不穏当と認められる発言に対して議長において発言の取り消しを命ぜられることを要求します。

○議長（高橋利勝） ただいま柏崎議員から梅村議員の発言中、不穏当と認められるから議長において発言の取り消しを命ぜられたいとの要求がありました。

本件は、議長において後刻音源を調査の上措置することといたします。

◎日程第2 議案第57号

○議長（高橋利勝） 日程第2 議案第57号本別町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 議案第57号本別町過疎地域持続的発展市町村計画につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町における過疎対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、旧法である過疎地域自立促進特別措置法に至るまで、長年にわたり計画を策定し、各種施策を講じてきたところです。

新たな法律として、本年4月1日より施行されております過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、地域の実情に応じて実施する施策に対し特別措置を講じるための法律であります。

本町といたしましては、今後も引き続き過疎地域対策について必要な市町村計画案を策定し、令和3年8月26日に北海道との協議が整ったことから、今回、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に基づき、議会の議決をいただくため、提案するものでございます。

別冊の本別町過疎地域持続的発展市町村計画を参照願います。

表紙の中段にありますとおり、この計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間の計画となっております。

1枚めくり、目次を参照願います。

計画の構成につきましては、分類、項目とも総務省が示す作成例に基づくものとなっております。また、第7次本別町総合計画と前期の基本計画であります。計画期間を同じくしており、まちづくりの整合性から、基本となる姿勢や考え方につきましては同様の趣旨となっております。

なお、内容の説明につきましては要点のみとさせていただきますので、御理解をいただきたいと存じます。

1 ページ目をお願いいたします。

1、基本的な事項、(1)本別町の概況、ア、町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要につきましては、説明を省略させていただきます。

同じページの下段のイ、町における過疎の状況でございますが、人口等の状況は、平成27年国勢調査における人口は7,358人で、5年前と比較し人口減少率は11.1%と減少率となっております。過疎地域の人口要件となっております昭和50年から平

成 27 年の比較では 46.6% の減少率となっており、基準値の 28% を上回る減少率となっています。

また、近年では出生数と死亡数の差であります自然減の数が、転入数と転出数の差であります社会減の数を上回り年間減少数も増加傾向にあります。

2 ページ目をお願いいたします。

これまでの過疎法に基づくものを含めた対策であります。これまでの社会資本整備等によりまして、町道の改良率、舗装率、下水道整備普及率はいずれも大きく向上しており、町民が住みよい快適な生活環境整備等が飛躍的に改善されてきております。

中段の現在の課題であります。人口減少、少子高齢化が進むことで、地域の衰退、さらには地域コミュニティや日常生活を営む上で必要なサービス機能が失われるなどの様々な問題が懸念されています。

地域経済の活力を維持する産業人材の確保や新たな仕事を生み出すとともに、町外への人の流出を止めつつ、町内への人の流れをつくりだすことを一体的に進め、人口減少を最小限に抑制する対策に取り組む必要があるとしております。

下段の今後の見通しでございますが、これまでのまちづくりの議論の結果から、特に若者の就労する場所や環境など、若者の定着に対する取り組みの強化が求められており、様々な変化に対応し、次の世代が必要とする生活が当たり前続けられる持続可能な社会を確立することが必要となっています。

基幹産業の農業振興をはじめ、地域に必要な人材確保を積極的に進め、生活環境基盤の整備や移住定住対策、地域資源を活用し優位性を活かした魅力ある産業づくりを進めること、また、子どもを産み育てやすい環境の整備、保健、医療、福祉の一体的なサービスの提供を進め、命と暮らしを守ることが重要としております。

ウの町の社会経済的発展の方向の概要ですが、次のページをお願いいたします。本町は十勝と釧路圏、北見圏の 3 つの経済圏の要所に当たり、地理的に優位性を発揮できる要因を持っています。食や観光などの豊かな地域資源の発掘、磨き上げを進めながら、地域の魅力を発信し、来町者が増加するよう近隣地域等と連携しながら各種施策の展開が必要となっています。

中段の（2）人口及び産業の推移と動向についてですが、ア、人口の推移と今後の見通しについては、4 ページになりますが表 1-1（1）の上段の表および下段の表 1-1（2）の人口の見通しということで参照いただきたいと思っております。

次に、5 ページ目をお願いいたします。

イの産業構造、各産業別の現況と今後の動向についてですが、イ、産業構造各産業別の現況と今後の動向。平成 27 年の国勢調査においては、就業者数は 4,068 人となっており、産業構成では第三次産業 54.5% の比率が高く、次に、第一次産業、第二次産業となっています。人口減少により各産業人口は減少傾向にあり、特に平成 17 年以降第二次産業の就業人口比率が大きく減少しています。

中段の（3）町行財政の状況についてですが、本町の財政状況については、長引く地域経済の低迷や税収の伸び悩みに加え、地方交付税が削減される一方で、地域経済の活

性化や雇用機会の創出、公共施設の老朽化対策、高齢、障がい、子育て支援をはじめとする福祉、医療などの町民サービスに直結する経費が増加し、厳しい財政運営を余儀なくされておりますが、これまでの行財政改革等の推進や財源の計画的、重点的配分、經常経費の削減などにより収支のバランスを保ってきました。

今後も生活環境や産業基盤整備のほか公共施設等の維持補修経費の増加への対応など、多様化する行政ニーズを的確に対処するため、人件費、公債費をはじめとする經常経費の削減など、行財政改革の推進により財政運営の安定化を図り、持続可能な財政基盤の確立を図ることが必要としています。

7ページ目をお願いいたします。

(4) 地域の持続的発展の基本方針についてですが、第7次本別町総合計画基本構想にて掲げています5つの目標を基本方針としております。

8ページ目の下段にあります(5) 地域の持続的発展のための基本目標では、本別町第7次総合計画における目標とする将来人口に準じ、令和7年の人口を6,000人とする基本目標としております。

(6) の計画の達成状況の評価に関する事項につきましては、毎年度内部評価を行ない、結果について町公式ホームページなどで公表することとしています。

9ページをお願いいたします。

(8) の公共施設等管理計画との整合についてですが、管理計画における公共施設等の管理に関する4つの基本的な方針に適合するよう推進していくこととしております。

10ページ目からは部門別の内容となり、個別の項目、名称、順序立ては、過疎計画として全国統一の作成方法に倣ったものとなっており、それぞれ現状と問題点、またその対策、計画、公共施設等総合管理計画との整合という順番立てで整理がしてあるところでございます。

まず10ページ目ではありますが、2の移住、定住、地域間交流の促進、人材育成については、移住希望者への受入体制の充実や新規雇用の促進、新規就業者を確保する取り組みを進める移住、定住者対策、研修事業を通じ青少年等を育成する地域間交流、新たな地域の担い手の確保や育成を推進する人材育成にかかる内容としており、12ページになりますが、12ページの(3)計画が、想定しています事業計画となっております。

13ページ目をお願いいたします。

3、産業の振興についてであります。本別町農業基本構想に基づく農業振興施策の推進や、健全な森づくりに向けた林業の推進、小売商業の環境づくりや起業家支援、企業の進出を促進する商工業対策、魅力ある観光地づくりを推進する観光、レクリエーションにかかる内容となっており、17ページの中段以降でございまして、ここからが想定しております事業計画となっております。

21ページをお願いいたします。

4、地域における情報化については、情報ネットワーク基盤や難視聴地域解消施設の維持管理、またICT環境の整備、新たな情報通信技術への対応等について進める内容としております。

23 ページ目をお願いいたします。

5、交通施設の整備、交通手段の確保についてであります。関係機関と連携した道路環境づくり、人にやさしい道路づくりや橋りょう長寿命化を推進する市町村道に関する事、また、ふるさと銀河線代替バス等の安定運行に努める交通対策にかかる内容となっております。25 ページ目をお願いいたします。25 ページ目の中段からが想定しております事業計画となっております。

27 ページ目をお願いいたします。

6の生活環境の整備についてですが、安定した安全でおいしい水の供給に努め、未普及地域の解消に努める水道施設や、快適な生活環境を確保する下水処理施設に関する事、またゴミの減量化や資源化の推進、し尿処理対策、火葬場、墓地施設の対策、地域住民の救命率向上に努めるための消防施設や、社会状況の変化に対応した人にやさしく福祉でまちづくりと連携した公営住宅等の整備推進に関する内容となっております。

32 ページをお願いいたします。32 ページの中段からが想定しております事業計画となっております。

36 ページをお願いいたします。

7、子育ての環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてであります。生活習慣の改善や疾病を予防する一次予防対策の推進や母子保健事業等の充実を図る保健対策、住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう包括的なケア体制整備を進める高齢者福祉対策、心身ともに健やかに、心豊かに育むための取り組みを進める子ども、子育て対策や第4期地域福祉計画による地域福祉施策を推進していく内容としております。

40 ページ目をお願いいたします。40 ページからが想定しております事業計画となっております。

43 ページをお願いいたします。

8、医療の確保についてであります。町民がいつでも安心して適切な医療を受けられるよう、医療ニーズの多様化や疾病構造の変化に対応できる診療体制の充実と幅広い医療活動の推進を図ることとしております。

44 ページの中段からが想定しております事業計画となっております。

46 ページをお願いいたします。

9、教育の振興についてであります。社会の変化に対応し、子どもたちが自らの可能性を發揮し、未来を切り拓いていく力を身につけていくための学校教育の充実や適切な学習環境を保持するための施設整備に関する事、また、地場産食材を使う安全安心な給食の提供や社会教育活動等の拠点であります各公民館施設や図書館、スポーツ施設の充実に努めていく内容となっております。

また、関係団体等と連携し、誰もがいつでもどこでも気軽に参加できる生涯スポーツ活動の推進や、地域と学校が連携し特色ある高校づくりを進めるため、本別高校の教育を考える会への支援についての対策内容となっております。

48 ページをお願いいたします。48 ページの中段からが想定しております事業計画

となっております。

51ページをお願いいたします。

10、集落の整備についてであります。(2)その対策としまして一つ目、自治会活動の活性化と自主運営を促進するための支援、二つ目、地域住民の福祉文化の向上のための自治会活動を推進、三つ目、自治会組織の見直しと地域集会施設の整備を進めていくこととしております。

中段からが想定しております事業計画となっております。

54ページ目をお願いいたします。

11、地域文化の振興等についてであります。

地域文化活動の促進や身近な地域文化財産の保護、活用を進める内容としており、下段から想定しております事業計画を記載しているところであります。

56ページ目をお願いいたします。

12、再生可能エネルギーの利用の推進についてであります。(2)その対策、一つ目に再生可能エネルギーの公共施設への導入、二つ目に地域産業等と連携したエネルギーの地域内循環の推進、三つ目、省エネ、新エネに関する普及啓発を進める内容としており、以下が想定しております事業計画3のほうに記載しているところであります。

57ページをお願いいたします。

事業計画令和3年度から令和7年度、過疎地域持続的発展特別事業分と題が示しておりますが、各分野、部門別計画の計画項目のうち、地域医療の確保、集落の維持及び活性化等住民が将来にわたり安全安心に暮らすことのできるよう地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行なうことが必要と認められる事業に該当するものを再掲したのとなっております。

2の産業の振興では本別きらめきタウンフェスティバル、7の医療の確保では町国保病院救急医療の確保事業、58ページにあります8、教育の振興では、本別高校の教育を考える会補助金、9、集落の整備では自治会運営関連の事業などを計画事業としております。

以上、議案第57号本別町過疎地域持続的発展市町村計画について提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） この計画全体を通していくつか質疑があるんですが、全体としては人口減対策が大きな柱だなというふうに私は感じ取りました。

それで具体的に伺ってまいります。

まず2ページです。2ページの下段の今後の見通しの中にある、若者の定着を図る仕事場の確保ということで、計画ですからあんまり具体的なことを細々という意味ではないというふうに思ってますけども、これについての方向性というか基本的な考え方を

改めて伺いたいと思います。

それから4ページに人口の見通しということで、いくつかの観点から人口が減少していくというグラフがありますが、本町が将来展望として掲げるグラフと国立社会保障・人口問題研究所が示している三角で表しているグラフと大きく差があるわけで、この部分を現時点ではまだこの差はあまりないのかなというふうに思うんですけども、先ほどおっしゃったように令和7年で6,000人を目指すということで、このグラフの設定についてですね、現時点ではこの方向でいいのかどうなのか伺いたいと思います。

10ページになります。本別町しごと体験交流館が関係人口や移住も見込んで整備をされて、平成30年に整備をされたということで、3年経ったというような状況だと思いますが、ここの部分はやはり町外からの人が本町に来て体験的に住んでいただく一つの基準というか重要な地点になるかと思いますが、3年間を総括する中で今回このことが書かれているんですが、どのように現時点で総括しているのか伺いたいと思います。

次に、13ページになります。

(発言する者あり)

○10番(阿保静夫) 5点超えましたか。これ5点目です。議長、5点超えたら言ってください。

私の中では4点目だと思うんですが、13ページになります。

13ページ農業の問題なんですけども、この農家戸数の推移で農家が減っているという表がありますが、耕地面積のところを見たときに、耕地面積も相当こう12,700ヘクタールから9,778ヘクタールということで、非常に減っていると。この要因は私も農業委員を経験したので思うんですけど、耕作放棄地や条件不利地ということがどうしてもこういうことにつながってるのかなと思うんですけども、耕作面積の減少というのは生産基盤が減少するということにもつながるもので、これについての対応というかその考え方についても伺いたいと思います。

(発言する者あり)

○10番(阿保静夫) 5つで区切るつもりだったので、4つだということで。

それではこれを最後の質疑にしたいと思います。

38ページになります。高齢者福祉の関係です。

高齢者の状況に応じて様々なニーズがあるというふうに思います。このニーズ分析はそれぞれの年代やその方がおかれている状況でいろいろあると思いますけれども、この計画を示すにあたって、高齢者のニーズ分析、現状分析等はどの様なふうに行なわれたのか伺いたいと思います。

○議長(高橋利勝) 高橋企画振興課長。

○企画振興課長(高橋哲也) 私のほうからは1問目にありました若者の定着の方向性について答弁させていただきます。

昨日の一般質問でも町長答弁ありましたとおり、若者の方が定着する上では就業の問題が必ずセットになってくると考えております。方向性といましては、もちろん環境整備していくことはもちろんですが、就業の部分はどうしていくかというところを

今検討しているところでございまして、その方向性としては事業者とそういった商工事業者との意見交換も必要ですし、あくまでも今申し上げましたとおり、仕事が安定してある、そしてその経済的な環境も大事だというようなところを併せ持った施策が必要であるというふうに今考えております。したがって方向性としては、その両輪をどうやって両立させるかというところがまず1つの検討材料になってくるというふうに考えているところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課主幹。

○企画振興課主幹（小川芳幸） 2つ目の質問でございました人口の見通しの部分でございまして。

グラフにおきましては、2010年の国勢調査の人口、また2015年を基準とした国勢調査の人口、それをベースとした推計を見立てているところでございます。直近の令和2年の国勢調査の速報値が出たところでございますが、実際青いグラフの2015年国調の社人研の推計値より上の数値を速報値で示していることから、今回この間くらいになるのかなというふうに見込んでいるところでございます。

人口の長期ビジョンにおきましては、将来人口については5,000人程度、町を維持していくという長期ビジョンがございまして、またそういった現状、今後の対策についてどうなるかという部分も踏まえまして、人口につきましては総合計画で目標人口としております6,000人をこの過疎計画につきましても目標としているところでございます。

3つ目のしごと体験交流館の活用、この3年間の動き、総括という部分でございまして、昨年からの新型コロナ対策の感染防止対策の状況におきまして、人の移動が今制限されている状況の中では、今現状については稼働率が…。

（発言する者あり）

○企画振興課主幹（小川芳幸） ここ昨年からの稼働率につきましては、あまり人が利用されていないという実情もございまして、ただ初年度につきましては、体験施設を利用した事業所につきましては、実際に人材の採用に至ったという例も確か3名くらいだったと思っておりますが、そういう活用した中での地域人材の活用につながっているという部分もございまして、当然この部分につきましては、将来の本別町を支えていただける産業人口等についての確保していく、そのための中間施設と言いますか、そういう施設として今後も積極的な活用を努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） それでは私のほうから第5点目の高齢者の様々なニーズに対する分析の方法ということですが、令和2年度中におきまして現在進行しております第8期銀河福祉タウン計画の策定にあたりまして、いわゆる介護予防、日常生活圏域ニーズ調査、いわゆる在宅の方に対する調査。それともう1点が在宅介護実態調査、こちら介護認定を受けている方。それぞれの方に対しこの2種類の調査を行ってきたところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 現在の実態といたしましては、町の作付面積といたしまして10,288ヘクタールほどございます。このここに出ております下にも書いてありますが、農業センサス、統計上の部分で国から出されている部分が9,778ヘクタールとなっておりますので、この実態につきましては今の本別の実態といたしまして、10,288ヘクタール作付けしてるという形になっております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いをいたします。まず1ページでございます。

（1）本別町の概況の中でございますが、社会的条件、経済的条件という記載がございまして、そちらの後段3行目から地場資源加工型の製糖、乳製品加工工場、地域産品である豆の加工製造（味噌や納豆）事業者は堅実な経営を続けており、地域産業や地域雇用を支えています。こうした記載がございまして、今現状の中でこの地場資源加工型の製糖というところを特にでございますけれども、事業者は堅実な経営を続けておりというふうに記載がございまして、こちらそのこれら事業者の経営内容等どのように把握してこちらに反映させていらっしゃるのか、また現況と照らして適切な記載なのかという点についてお伺いをいたします。

また、7ページ目でございます。（4）に地域の持続的発展の基本方針という記載がございまして、ページの後段になりますが、1番項安定した産業からわくわく笑顔をつくり出すまち。こちらの7ページの最後段に日本の食糧基地としての役割を担いますという記載がございまして、こちら基幹産業である農業の振興についての部分でございますが、考え方といたしましては当然国からの求め等で十勝が農業の中で担っているというものはこうしたものだというふうに認識しているところでございますが、本町としてもやはりその一部の先進農家等が目指すですね、一次産業からの脱却というかそこからの昇華というか言いますか、6次化を目指すとかですね、そういったところ、要は食料を生産して供給するだけにとどまることをよしとしないと言いますか、それより上を目指すという考え方は本町の中では方針の中には入れないということによろしいのか、記載のお考えについて伺います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 御質問にお答えいたします。

初めにありました1ページ目の中段でございます製糖工場の関係の考え方だというふうに捉えておりますが、最初提案理由の説明をさせていただいたときに、8月の26日に北海道との協議が終わりということで、御承知のとおり新聞報道等で発表されたのが8月30日と。これ私も今回提案するにあたって、この記載これについては北海道の協議が終わった後は、基本的に語句修正がっていうところもありまして、当然そのおっしゃりたいことはわかります。ただ今この部分に関しましては、協議会のほうも設けまして、今後安定した雇用の継続あるいは今後におけます工場の在り方等については、関係団体とも協議しながら北糖ともいろいろと話し合いもさせていただく予定というふうに考えておりますし、現状の中でその経営がどうこうということではなくて、あくまでも発表の内容にありましたとおり、生産施設の関係あるいは製造品の消費量、そういったものを勘案したときに3つある工場のうちの1つを再編して、ただ作られたてん菜については全量引き受けでも、そして中継基地としてストックポイントとして工場と言いますか、会社は存続させるということは今の段階では確認されておりますので、こういった部分では確かにちょっと時系列的なところでは少し気になされる部分はあるかと思えますけれども、そういった背景があるということで御理解いただければというふうに思います。

それから7ページ目の食糧基地の関係でございますけれども、基本的には本別町のこの部分について生産だけに限らず基本的には基幹産業、農業から第二次産業、第三次産業へつなげていくということが私どもの町が発展してきた経過でございますので、ちょっとその活字の中でっていうところではありますけれども、基本的にはその総体の中では最終的には本別町の総合計画と基本的には考え方を準じているということも説明させていただきとおりでありますので、それに沿った振興策をとってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） まず1ページ目の地場資源加工型の製糖という記載以下の部分でございますけれども、こちらお伺いしている中で、背景の中で製糖工場の部分をどういうふうに見るのかというところ、そのグループ全体の経営の中で見るのかというような御答弁だったのかなと思うんですけど、こちら題としては本別町の概況としてあるわけで、ちょっと現況には合わないのかなというふうにしか受け取れない部分があります。

もう1点お伺いしている中が、いわゆる乳製品加工工場や地域産品である味噌や納豆の事業者というようなところまで記載がありまして、堅実な経営を続けておりと、当然地域に貢献している部分につきましては、その後段の地域産業や地域雇用を支えていますという部分に記載がございます。ただその堅実な経営という内実の部分につきましては、どういったことを根拠に記載されているのか。この具体的にあります製糖工場、乳製品加工工場、味噌や納豆の加工製造業の方々、少なくともこの4者の経営内容というものを十分な把握っていうものができているからこそこうした記載につながるというふうに思慮するところがございますが、そちらをどのように把握されてるのかなというところと、御答弁の中から協議会を設置してというところで、製糖工場の部分で協議会を

設置してというところでございますが、私が察するに一応協議会を設置してそちらの構成には議会も含まれておりますが、我々の中では役場や農協を中心としたいいわゆる事務局側から本町に与える影響等々のね、そういった算定が終わり次第我々議会側にも報告がありますよと。じゃあそれを待ってる段階ですね、ということで確認終わっておりますが、いまだ何ら報告がないというところで、少なくともこちらの製糖工場の部分について、堅実な経営とまで言えるだけの状況の把握というのが果たしてできているのかなという疑問がありますが、その点について改めてお伺いいたします。

7ページ目のいわゆる日本の食糧基地としての役割を担いますという日本のというところでございますから、御答弁の中では地域の発展という中では当然基幹産業である農業がね、算出したものによって商工業の発展にもつなげていくというところの考え方は理解してございますけれども、ここで記載されている日本の食糧基地というのは、十勝という地域柄から、当然その十勝の中で農産物を生産してそれをよそに出していくよという部分の意味合いではないんでしょうかね。本町の考え方としてそれでいいんですかというところなんです、お伺いをしているのは。改めて伺います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時46分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 改めまして答弁させていただきます。

最初にありました日本の食糧基地の部分でありますけども、これにつきましては最初の答弁にも重なる部分でございますが、基本的には安定した産業からわくわく笑顔をつくり出すまち、これは7次の本別町の総合計画と同じ項目で整合性を持たせているということ为先ほども説明させていただきました。日本の食糧基地、これはもう誰もが認める本別町、十勝が日本を代表する食料基地の位置、本別町も構成しているわけでございますが、この事実、ここがスタート地点として本別町がそこを担っていると、それだけで済むんですかということでございますが、16ページの、始まりとしては13ページの農業の産業の振興の部分でございますけれども、13ページからその部分から始まりまして16ページには、16ページの上から5行目ぐらいですけども、いわゆる農畜産物を生産しそれらを素材として加工することにより付加価値を高めと、そして第二次、第三次へとつなげていくということを記載させていただいておりますので、こちらの最初梅村議員御指摘ありました1ページ目についてはそのリード部分というか、そういったところで御理解いただければというふうに思います。

それから7ページにありました堅実云々、何をもってというところでございますけども、もちろんそのそういったところ調査したのかっていうところもございましたが、基本的にはお金だけのことではなくて、やはりその本別町内にある事業者が毎日きちんと商品を作り工場を稼働させ、そして働いている方が通われてといったところ、経済面だ

けじゃなくてそういった実態、実用についてもそういった部分での堅実というところでも捉えていただければというふうに思っておりますので、何とぞ御理解いただければと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点お伺いたします。

今複数の議員から質問がありました。総合計画、町の最高上位の計画とこの過疎計画についてはリンクしていると、これは当たり前のことでございます。

お尋ねしたいのは、マスコミ等々で新過疎法がどうしたこうしたというのが国の決め方等々で出ております。これらのことがですね、この過疎計画、50年ほど前からこの本別町においても基幹産業の農業の推進、またインフラ事業の推進等々についても多大な影響を及ぼしている制度でございます。したがって計画ですから、今の段階で一字一句ということは私も考えておりません。ある程度将来を見越した中での考えが計画でございますので、その計画を樹立し、北海道と8月の27日でしたか、協議が整い今定例会に出てきていると、内容でございます。その内容について異を唱えるつもりはございませんけれども、新過疎法等々によります十勝管内でも2町村でしたか、過疎から外れているというようなマスコミ報道がございました。それらについてよその町のことはいいんですけれども、本別町がそうなっては影響力が大きい制度なものですから、その辺のようにお考えになっているか。私の見解としては、総合計画とある程度リンクしていってれば、これからの事業展開に大きな影響を与える過疎計画でございますので、その辺は私も認識してございますので、どの程度新過疎法の影響があったのか、これからどのような形でもっていきたいのか、新しい事業展開にですね、ですから計画も変更も出てくるかと思いますが、その辺も計画の案を出して変更のお答えをするのは大変かと思いますが、そうなった場合はこうなるんだというような形での御認識をお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 私のほうから大住議員からありました1問目にあたるかと思いますが、新過疎法におけるこの計画における制度の違いと言いますか、捉え方でございます。

先ほど提案のときにも申しましたが、過疎地域自立促進法から今回新法に変わったわけでございますけれども、幸いにして制度としては有利な地方債の関係、主にこの辺については町としてもこの間活用させていただいておりますし、過疎地域におけます補助金、これらについてもソフト事業等についてもメニューとしては変わっておりませんので、これらについては今後の町づくりにおいても有効な活用手段として、町づくりにまたそういった部分で活用させていただけるのかなというふうに捉えておまして、そういった部分ではその懸念というか、そういったところは少し安心してるといったところで捉えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課主幹。

○企画振興課主幹（小川芳幸） 計画事業の変更追加等の関係でございますが、今回の計画案に記載しております予定事業については、あくまでも現時点ということで御承知のとおりそういう取り扱いということになります。今後、この基本的な方針に対応する必要な事業等追加等がございましたら、都度その部分については変更等北海道との協議も含めながらしていくという流れとなっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 極めて建設的な御答弁いただきましたが、考え方の最終的なお考えを示していただきたいんですが、この過疎計画に則りましてですね、先ほどの話ではないですが相当影響力があります。これから町長の施政方針等々にも行政報告等々にもこれから出てくると思いますが、大きな事業展開をしていく上でやはり相当重要な形になろうと思えます。これは担当課長レベルでも十勝管内でそういうお話もしていただくべきだと思いますし、首長の集まり、副町長の集まり等々においてもこの過疎計画云々、過疎法というんですかね、国がこういうことを認めて地方債に充実させるという内容かと思いますが、その辺どのようにお考えになっているか。我々議員もですね、そういう形では当然お話するのはやぶさかではないんですが、まず担当ベースなり首長としてどういうふうにお考えになっているか、その1点だけ確認させていただきたい。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をいたします。

議員御承知のとおり、過疎法につきましては時限立法10年ということで、今回10年後がどうなるのかということでございますが、私どもこの過疎法というのはやはり今後も引き続き時限立法になろうかと思えますが継続していくべき、それは地方公共団体にとって過疎地域はやはりいろんな意味で補助金等もありますので、そこで重要な法律でございますので、ここに適用ならないそういう事態があればですね、また急激な財政の関係で極めて調整が困難になるという観点から、私どもは他町村、十勝、それから全道あわせてこの過疎法が継続できるような形で、道なり、国なり、国ですけれども要請をしていきたいなと思ってございます。とりわけ各自治体単独におきましては、私どもの本別町は該当に適用になるということでございますので、この計画をしっかりと実践をしてまいって、そして有利な財政、その中で町政を担っていきたいとそう考えているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号本別町過疎地域持続的発展市町村計画についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号本別町過疎地域持続的発展市町村計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第58号

○議長（高橋利勝） 日程第3 議案第58号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 議案第58号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について。

提案理由の説明をいたします。

過疎地域自立支援特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、過疎地域における持続可能な地域社会の形成を図るため、固定資産税の課税の特例に関する条例制定が必要であるため、制定を行なうものです。

それでは、制定条例案を朗読し説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例。

第1条、この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税について、本別町税条例の特例を設けるものとする。

第2条、この条例により課税免除の措置を受けることができる者は、法第2条第2項に規定する過疎地域として公示された日以後に、租税特別措置法第12条第3……

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 失礼いたしました。それでは改めて条例案を朗読させていただきます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例。

(趣旨)

第1条、この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）に基づき、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿経営を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕、又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税について、本別町税条例（昭和29年条例第16号）の特例を設けるものとする。

(課税免除の対象)

第2条、この条例により課税免除の措置を受けることができる者は、法第2条第2項に規定する過疎地域として公示された日（以下「公示日」という。）以後に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価格の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「適用設備」という。）を取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）した者とする。

第1号、製造業又は旅館業500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

第2号、情報サービス業等又は農林水産物等販売業500万円。

(課税免除)

第3条、町長は、前条の規定により課税免除の措置を受けることができる者について、当該適用設備及び当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「当該適用設備等」という。）に対して課する固定資産税について、当該適用設備等が新たに固定資産税を課されることになった年度から3カ年分の固定資産税を免除するものとする。

第2項、前項の課税免除は、当該適用設備等の当該事業につき、規則で定めるところにより公害を防止するための適正な措置を講じていると町長が認めた場合に限り行うものとする。

(課税免除の申請)

第4条、前条の規定により固定資産税の免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した固定資産税免除申請書を町長に提出しなければならない。

第1号、適用設備の取得の時期、取得価格及び設備の明細並びにこれを当該事業に供した日及びこれに伴って増加する常用雇用者の数。

第2号、土地については、当該土地の取得時期、面積及び取得価格の明細。

第3号、その他町長が必要と認める事項。

(課税免除の取消)

第5条、町長は、第3条の規定により課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該課税免除を取り消すことができる。

第1号、課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき。

第2号、偽りその他不正の手段により、課税免除を受けた者と認めたとき。

(規則への委任)

第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

(施行期日)

第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この条例の失効)

第2項、この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時28分 休憩

〔なお、先ほど柏崎議員から出されました発言取り消しの動議については、音源を調査いたしますので、再開は午後2時からといたします。〕

午後2時00分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 認定第1号

○議長（高橋利勝） 日程第4 認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

最初に、令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。

歳入合計は予算現額82億2,226万9,000円、収入済額、決算額で79億5,603万5,071円、不納欠損額260万1,631円、収入未済額2,912万7,772円であります。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。歳入合計は予算現額82億2,226万9,000円、支出済額、決算額ですが78億2,852万1,759円、翌年度繰越額2億5,817万9,000円、不用額1億3,556万8,241円であります。

歳入歳出差引残額は1億2,751万3,312円となっております。

決算額は、前年度と比較すると歳入6.1%増、歳出が6.3%増の決算となりました。

次に、10ページをお開きください。

実質収支額ですが、3の歳入歳出差引額1億2,751万3,000円から、4、翌年度へ繰越すべき財源847万5,000円を差し引いた1億1,903万8,000円の黒字決算となっております。

これからは決算資料のほうで説明させていただきます。

別冊の令和2年度本別町各会計決算資料を御覧ください。

一般会計の資料は1ページから58ページまででございます。

最初に、決算資料14ページの第1表を御覧ください。

普通会計決算収支の状況であります。表頭の中ほど実質収支E欄の一番下にあります。令和2年度合計欄を御覧ください。歳入歳出差引額1億2,751万3,000円から翌年度へ繰越すべき財源847万5,000円を差し引いた実質収支は、1億1,903万8,000円の黒字となっております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1,027万3,000円の赤字となっております。

一番右側の実質単年度収支を御覧ください。これは単年度収支に財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還金を黒字とみなし、財政調整基金取り崩し額を赤字とみなして調整した額であります。9,939万8,000円の赤字となっております。

次に、15ページ第2表を御覧ください。

歳入決算額の状況であります。

表の右端、令和2年度の欄を御覧ください。

一番上の町税の状況ですが、総額で9億6,793万2,000円の決算額となり、前年度と比較すると984万8,000円1.0%減となりました。

税別の内訳ですが、22ページの第4表を御覧ください。

一番上の区分欄の中ほど収入済額の合計g欄の上から3行目、1の市町村民税は4億4,864万5,000円で対前年1.7%の減となっております。

主な内容としましては、②の個人所得割が1,907万5,000円5.3%の増、④の法人税割が2,570万1,000円46.9%の減となっております。

2の固定資産税ですが、下の行にあります①純固定資産税は4億3,751万5,000円で、対前年325万4,000円0.7%の増となっており、内容としましては、土地が0.6%の減、家屋が2.2%の増、償却資産が0.2%の減となりました。

なお、1の市町村民税と2の①純固定資産税の2税で町税総額の91.6%を占めております。

それでは15ページの第2表にお戻りください。

上から12行目、表の中ほどになりますが、地方交付税につきましては29億2,734万6,000円で、前年度と比較すると7,850万1,000円2.8%の増となりました。

地方交付税の内訳は、普通交付税が26億4,366万5,000円、対前年8,176万3,000円3.2%の増、特別交付税は2億8,368万1,000円で、対前年326万2,000円1.1%の減となりました。

普通交付税については、基準財政収入額が地方消費税交付金及び森林環境譲与税の増などの影響により5,879万6,000円5.9%の増となったものの、基準財政需要額では算定の対象となる公債費の増、令和2年度に創設された地域社会再生事業費の算定による大幅な増、臨時財政対策債振替相当額の減少などにより1億3,931万3,000円3.9%の増となったことが大きな要因であります。

次に、1行飛びまして、分担金及び負担金は2,877万5,000円で、対前年1,345万7,000円87.9%の増ですが、これは道営畑地帯総合整備事業受益者負担金の増が主な要因であります。

1行飛びまして、国庫支出金は15億5,495万8,000円で、対前年9億4,024万1,000円153.0%の増となりましたが、これは、特別定額給付金事業補助金6億8,946万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億6,270万1,000円が増となったことが主な要因であります。

その下の道支出金は4億7,495万5,000円で、対前年8,098万3,000円20.6%の増となりましたが、これは、子どものための教育・保育給付費負担金が795万2,000円、産地生産基盤パワーアップ事業補助金が6,215万1,000円の増となったことが主な要因であります。

1行飛びまして、寄付金ですが1億150万円で、対前年1,325万8,000円11.6%の減となりましたが、これは個性あるふるさとづくり基金寄付金、ふるさと納税が1,444万3,000円の減となったことによるものであります。

その下の繰入金であります、一般会計における繰入金の決算額は3億7,676万2,000円で、対前年5億1,465万4,000円57.7%の減となっております。

繰入金の主なものについては、財政調整基金1億9,879万1,000円、減債基金7,000万円、個性あるふるさとづくり基金4,800万円となっております。

財政調整基金は、当初歳入確保の見通しがつかなかったことにより2億5,000万円の取り崩しを予定しておりましたが、最終的には1億966万6,000円の積み戻しを行ない、年度末現在高は8,912万5,000円の減額となっております。

2行飛びまして町債であります、決算額は6億5,797万9,000円で、対前年1億856万円14.2%の減となりました。

これは、道営美蘭別地区営農用水が2,260万円の増、高規格救急車が2,740万円の増となりましたが、道営防災減災事業が1,690万円の減、公営住宅建設事業債が2,410万円の減、前年度購入しましたスクールバス購入が1,640万円の減、水槽付消防ポンプ自動車購入が5,040万円の減となったことが主な要因であります。

町債の構成比は、8.3%で昨年度より0.8ポイント増となっております。

なお、説明いたしました内容につきましては、決算資料の5ページ以降に記載されております。

次に、歳出の決算状況であります、23ページの第5表を御覧ください。

行政目的別に分類した歳出決算状況であります、表の右側、令和2年度の欄を御覧ください。

増減率で見ますと、総務費が特別定額給付金事業の増等により24.2%の増、農林水産業費が産地生産パワーアップ事業、道営畑地帯総合整備事業の増等により22.2%の増、商工費が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施等により36.7%の増となっております。

また、減少の大きかった費目は、衛生費が国保病院への救急医療確保経費負担金、不採算地区病院運営経費負担金の減等により10.4%の減、土木費が栄町団地公営住宅建替事業の終了等により7.7%の減、消防費が水槽付消防ポンプ自動車購入の減等により7.7%の減となっております。

次に、24ページの第6表を御覧ください。

これは、各年度の歳出決算額を経済的な性質により分類したものであります、表の右側、令和2年度の欄を御覧ください。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費の決算額は、1行目の人件費が12億7,399万8,000円、5行目の扶助費が5億1,824万7,000円、3行下の公債費が6億9,854万7,000円となり、合計は24億9,079万2,000円で前年度に比較し6,136万1,000円2.5%の増となっておりますが、構成比では31.8%となり前年度より1.2ポイントの減となっております。

うち人件費は、対前年1,207万6,000円の増となり、構成比では16.3%と前年度より0.8ポイントの減となっております。

5行目にあります扶助費は、介護給付、訓練等給付のサービス利用者の増、幼児教育、保育無償化に伴う施設型給付、特定教育、保育施設給付費の増等により、対前年1,313万4,000円2.6%の増となっております。

3行下の公債費は、対前年3,615万1,000円5.5%の増となりましたが、これは辺地対策事業債及び過疎対策事業債、臨時財政対策債が増となったことが主な要因であります。

次に、下から5行目にあります投資的経費の決算額は、10億8,765万3,000円で、対前年8,635万4,000円7.4%の減となっております。構成比では2.0ポイントの減となっております。主な要因ですが、産地生産基盤パワーアップ事業、道営畑地帯総合整備事業、義経公園遊戯施設整備工事等が増となりましたが、防災行政無線更新事業デジタル化、町道山手町通り舗装新設改良事業など道路事業、栄町団地公営住宅建替事業等が減となったことによるものであります。

投資的経費の内訳は、31ページから36ページの第14表に、町道改良舗装の状況は37ページの第15表に添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明させていただきます。

まず、25ページの第7表を御覧ください。

経常収支決算額の推移であります。歳入では、町税以下経常収入である一般財源の額を、歳出では、人件費以下経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、表の右側、令和2年度の欄の下から2行目の歳出合計34億4,954万5,000円を、中ほどにあります歳入合計40億8,793万5,000円で除した率が一番下の欄の84.4%となり、前年度より6.1ポイント低下しておりますが、依然として財政構造は硬直化した状況が続いております。

次に、飛びまして45ページの第20表を御覧ください。

町債現在高の状況であります。令和2年度末における地方債の現在高は右から4列目、差引現在高E欄の一番下の合計の欄になりますが、73億764万2,000円となりました。

左側の元年度末現在高A欄と比較しますと1,078万1,000円0.1%の減となります。

これは、借入額が学校教育施設等整備事業債で増となったものの、公営住宅建設事業債、過疎対策事業債等が減となったことにより、元金償還額を発行額が下回っていることが要因であります。

次に、47ページの第22表をお開きください。

この表は、令和2年度までに借入した町債の令和3年度以降の年度別償還見込額を推計したものであります。

なお、この表は令和3年度以降の借入額を加味しておりませんので、あくまでも目安として作成したものであります。

次に、48ページの第23表を御覧ください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。中段にございます財政構造の弾力性を判断する指標の公債費比率であります。令和2年度は5.7%となり、前年度を0.9ポイント上回っております。

その下の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります起債制限比率は、3カ年平均で4.1%となり、前年度を0.7ポイント上回っております。

次に、49ページの第24表を御覧ください。

債務負担行為比率は、債務負担行為額の標準財政規模に占める割合であります。表の令和2年度の欄、下から2行目にありますとおり3.4%となり、水道施設維持整備業務委託、勇足高齢者住宅建設事業資金元利償還金助成の増加により一般財源が増加し、前年度を0.3ポイント上回りました。

なお、年度別の内訳は次のページ以降に載せております。

次に、53ページの第26表を御覧ください。

積立金の状況であります。表の下から2段目の合計欄を御覧ください。

令和2年度末における土地開発基金を含めた基金積立金の現在高ですが、表の右端決算年度末現在高の欄、合計額28億1,071万3,000円で、前年度末現在高と比較すると1億3,649万9,000円4.6%の減となっております。

令和2年度は、基金から3億7,304万2,000円を取り崩しており、財政調整基金を中心に2億3,654万3,000円を積み戻しておりますが、各基金の積立額は、財政調整基金1億966万6,000円、減債基金101万6,000円、農業振興基金2,200万3,000円、個性あるふるさとづくり基金8,980万円となっております。この結果、取り崩し額全額を積み戻すことができませんでした。

なお、説明いたしました内容につきましては、決算資料の8ページ以降に記載されております。

次に、54ページ第27表を御覧ください。

健全化判断比率の状況であります。

次の55ページ第28表は連結実質赤字比率等の算出表、次の56ページ第29表は実質公債費比率の算出表、次の57ページ第30表は将来負担比率の算出表であります。

が、各指標の算定結果につきましては、5日に報告第20号で報告しておりますので、ここの説明は割愛させていただきます。

今後の財政運営についてであります。令和2年度の一般会計決算額の特徴は、歳入では町税が前年度と比較して1.0%減、地方消費税交付金が22.1%増となり、地方交付税については普通交付税は3.1%の増、特別交付税が1.1%の減となりましたが、臨時財政対策債を合わせた総額については、対前年度比2.5%の増となったところであります。

地方交付税の歳入総額に占める割合は36.8%と依然として高い状況が続いておりますが、交付税総額ではピーク時の平成12年度43億6,473万9,000円と比較すると、14億3,739万3,000円32.9%の大幅減少となっており、これは歳入決算額の18.1%に相当する額であり、本町の財政は依然厳しいものとなっております。

また、積立金についても平成25年度をピークに減少を続け、財政調整基金はこの5年間で55.3%減となっております。財政調整基金については、その残高の目安を標準財政規模の15%から20%としておりますが、令和2年度末で17.5%となっております。

このような状況ではあります。歳出では経常経費の削減、事業の選択と限られた財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることが出来ましたが、依然、財政の硬直化は続いております。

今後も新型コロナウイルス対策のための財政支出が必要となる一方で、町税収入の落ち込みが懸念され、また、地方交付税の原資となる国税の法人税、所得税の動向も不透明な中、地方交付税総額への影響を注視しながら財政運営に努めていかなければなりません。

これらのことから、引き続き基金依存度の縮小や経常経費の削減など、行政改革の推進により財政運営の安定化を図り、歳入に見合った歳出の原則のもと、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化に取り組む中で、町民生活に密着した事業の確保と、町民の皆さまの笑顔が輝き続ける施策の展開を進めつつ、後年度に負担を残す町債の抑制に努め、簡素で効率的な行政組織の実現を図っていく必要があると認識しているところであります。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、令和2年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

◎日程第5 認定第2号

○議長（高橋利勝） 次に、日程第5 認定第2号令和2年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第6 認定第3号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

以上2件について、提案理由の説明を求めます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 認定第2号令和2年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算概要を説明させていただきます。

まず、別冊令和2年度本別町各会計決算資料を御覧いただきたいと思います。

59ページをお開きください。

国民健康保険制度は保険者を市町村として、疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な給付を行ない、社会保障及び国民健康保険の向上を図ってきております。

北海道は財政運営の責任主体として、各市町村と一体となり、国民健康保険制度の安定的な運営に向け、事業を進めてきております。

次に、61ページをお開きください。

加入世帯数及び被保険者の動向です。令和2年度年間平均加入世帯数は、1,061世帯で、加入世帯割合は30.5%となり、前年度に比べて50世帯減少しております。

被保険者は年間平均1,902人で、人口に対しての加入率は29.0%となっており、前年度に比べ89人減少しております。

次に、72ページをお開きください。

5、歳入（1）国民健康保険税課税額、収納額、収納率の推移であります。中段の表、収納額、一番下に記載しております令和2年度の収納額の計は2億7,741万8,000円で、前年度の収納額と比較して121万5,000円の増額となりました。

収納率では現年度分が97.8%、滞納分が24.7%、合わせて90.9%と0.8ポイント増加となりました。

次に、78ページをお開きください。

医療費の状況について、説明いたします。

表の右側の一番下に記載しております、令和2年度の件数2万9,585件、費用額6億6,020万7,000円で、1人当たりの費用額は34万7,112円と前年度に比べて6万3,332円減少しています。これは新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えやマスク着用、手洗いの励行など疾病の減少、さらに特定健診受診率が2.6ポイント増加となったことなどによるものと考えております。

続きまして、別冊の令和2年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明させていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入決算書、一番下に記載の歳入合計予算現額10億5,536万6,000円、収入済額10億2,190万8,733円、前年度対比12.1%の減少となりました。

不納欠損額は388万9,105円、収入未済額2,392万5,716円となりました。続きまして4ページ、5ページをお開きください。

歳出の決算書、一番下に記載の歳出合計、予算現額10億5,536万6,000円、歳出済額9億9,514万6,190円、前年度対比12.9%の減少となっています。

不用額は6,021万9,810円、歳入歳出差引残額は2,676万2,543円となりました。

6ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は10億2,190万9,000円、歳出総額は9億9,514万6,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,676万3,000円となります。

次に、8ページをお開きください。

下段3、基金、国民健康保険基金につきましては、前年度末残高1億360万2,000円、決算年度中増減高755万9,000円の増加、決算年度末残高1億1,116万1,000円となりました。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳入、1款国民健康保険税の収入済額は、前年度対比0.4%増加の2億7,741万8,085円、歳入に占める割合は27.1%となっております。

不納欠損額は388万9,105円で53人186件分となっております。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金は、前年度に比べ17.6%減少の6億647万2,977円となっております。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、低所得者の保険税軽減や保険者支援分の保険基盤安定繰入金分、事務費分、健康管理センター事業費などの合計で、前年度に比べ3.0%の減少1億581万1,626円となりました。

12ページ、13ページをお開きください。

2項1目基金繰入金は、前年度と比べて9.6%減少の519万7,000円を繰入しています。

6款繰越金は、前年度と比較して43.2%減少の1,969万6,827円となりました。

16ページ、17ページをお開きください。

歳出、1款総務費は、事業運営に係る事務的経費で、支出済額は前年度に比べて7.7%増加の4,122万1,607円となりました。

2款保険給付費は国保連合会に支払う経費で、前年度と比べて18.7%減少の5億5,611万4,495円となりました。

保険給付費の内訳といたしまして、1項療養諸費が前年度と比べて17.8%減少し、4億9,336万4,010円となりました。

18ページ、19ページをお開きください。

2項高額療養費は、前年度と比較して25.5%減少の5,905万3,577円となっております。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は8件で、前年度に比べ2件減少の336万5,228円となっております。

5項葬祭費は11件で、前年度と同数となっており33万円となりました。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、国保保険制度の運営費として北海道に支払うものであります。前年度と比べて2.7%減少の3億2,311万6,000円となりました。

20ページ、21ページをお開きください。

6款保健事業費につきましては、特定健診などを実施することにより、被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上、医療費の適正化対策等を実施する経費となっております。前年度と比べ5.0%増額の5,047万4,664円となりました。

22ページ、23ページをお開きください。

7款基金積立金は、前年度と比較して62.3%減少の1,275万5,599円の積み立てを行っております。

8款諸支出金は、過年度分国民健康保険税の税額更正による還付金、病院事業会計への繰出金などで、前年度と比べて66.2%増加の1,146万2,693円となっております。

以上、認定第2号令和2年度本別町国民健康保険特別会計決算認定の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

再び別冊の令和2年度本別町各会計決算資料により、説明をさせていただきます。

79ページをお開きください。

広域連合による後期高齢者医療制度になり13年が経過いたしました。この間、広域連合は保険料の賦課、医療の給付などの財政運営を、市町村は保険料徴収、資格の取得、喪失そういった届出ですとか、被保険者証の引渡し、医療費払戻しの申請受付を担うなど、安定的な制度の運営を進めてきました。

令和2年度の加入状況は、下段の右側に記載しております1,547人で、前年度と比較して24人減少し、町の人口に対する加入割合は23.6%で0.2ポイント増加しています。

80ページをお開きください。

表に示しております保険料の収納額の計は9,959万3,436円で、前年度の収納額と比較して387万3,636円の増額となりました。収納率は現年度分が99.4%、滞納繰越分が15.2%、合わせて98.6%となっております。

以上が、本別町後期高齢者医療特別会計決算資料の概要説明であります。

次に、別冊の令和2年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明させていただきます。

25ページ、26ページをお開きください。

歳入決算書、歳入合計、予算現額1億4,447万3,000円、収入済額1億4,364万6,118円、前年度と比べまして4.4%の増加となっております。

歳入未済額144万2,864円となりました。

27ページ、28ページをお開きください。

歳出決算書、歳出合計、予算現額1億4,447万3,000円、支出済額1億3,734万2,933円、前年度と比べまして4.5%の増加となっております。

不用額につきましては93万9,008円、歳入歳出差引き額残額は11万2,126

円となりました。

29ページを……。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時50分 休憩

午後 2時51分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） すみません、読み間違いをしたようでありますので、25ページ、26ページから改めて……。

（発言する者あり）

○住民課長（長屋和幸） 27ページ、28ページですか。失礼いたしました。をお願いいたします。

歳出決算書、歳出合計、予算現額1億4,447万3,000円、支出済額1億4,364万……。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長屋住民課長。

○住民課長（長屋和幸） 大変失礼いたしました。

それでは特別会計歳入歳出決算書の27ページ、28ページをお開きください。

歳出決算書、下段の歳出合計、予算現額1億4,447万3,000円、歳出済額1億4,353万3,992円、前年度と比べまして4.5%の増加となっています。

不用額93万9,008円、歳入歳出差引額残額は11万2,126円となりました。

29ページをお開きください。

実質収支に関する調書。

歳入総額1億4,364万6,000円、歳出総額1億4,353万4,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は11万2,000円となります。

31ページ、32ページをお開きください。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、収入済額は前年度と比べ4.0%増加の9,959万3,436円で、歳入に占める割合は69.4%となっています。

2款繰入金は一般会計からの繰入金で、前年度と比べ4.6%増加の4,314万3,801円となりました。

33ページ、34ページをお開きください。

歳出、1款総務費は事業運営に係る事務的経費で、支出済額は334万4,102円となりました。

中段、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰入した保険基盤安定分を広域連合へ納付する経費で、前年度と比べて3.5%増加の1億3,

942万6,405円となっており、歳出総額の97.1%を占めております。

以上で、認定第3号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計決算認定の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程第7 認定第4号

○議長（高橋利勝） 次に、日程第7 認定第4号令和2年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中川保健福祉課長。

○保健福祉課長（中川雅之） 認定第4号令和2年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに各会計決算資料により、決算と介護保険事業の概要につきまして説明させていただきます。

各会計決算資料の81ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、平成12年4月に創設された介護保険制度に基づき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、本年度は第7期介護保険事業計画、計画期間平成30年度から令和2年度の最終年度になります。

中段から決算の概要を記載しておりますが、歳出は、支出済額10億6,240万4,000円で、予算現額10億8,310万5,000円に対しまして98.1%の執行率であり、歳入は、収入済額10億8,485万6,000円で、予算現額10億8,310万5,000円に対しまして100.2%の執行率となっております。

令和2年度の運営状況であります。次の82ページから説明をさせていただきます。

1、一般状況ですが、(1)の介護保険対象人口は6,596人で、前年度より139人減少、(2)の第1号被保険者数は2,821人で、前年度より29人減少となっております。

年齢区分ごとの状況は、65歳から74歳の前期高齢者は、前年度より4人減少、75歳以上の後期高齢者につきましては25人の減少となっております。

一番下段、(6)の要介護認定者数は506人となりまして、前年度より9人の増となっております。

次に、1ページ飛びまして84ページをお開きください。

3、介護保険料についてですが、(2)の収納状況は、収納率は97.1%で、未収額は128件実人数にいたしまして72人、545万547円となっております。

次に、85ページをお開きください。

4、保険給付状況につきましては、給付費合計標準給付費が9億4,069万8,355円で前年度と比べて6.1%増加しております。

主な内容であります。在宅サービスのうち、居宅サービスにつきましては、訪問介護が32.8%の増、訪問看護が13.1%の増、通所介護が16.0%の増、短期入

所生活介護は5.4%の減、短期入所療養介護、老健が108.6%の増、福祉用具貸与が10.1%の増、福祉用具購入が54.8%の増となり、全体では8.6%の増となっております。

在宅サービスのうち55.8%を占めます地域密着型サービスは、地域密着型通所介護が31.5%の増となりましたが、小規模多機能型居宅介護が2.4%の減、認知症対応型通所介護が93.1%の減となったことなどにより、全体ではほぼ横ばいの0.8%減となっております。

居宅サービスと地域密着型サービスを併せた在宅サービス全体では、3.2%の増となっております。

次に、施設サービスですが、介護老人福祉施設が7.2%の増、介護老人保健施設が9.9%の増、介護療養型医療施設が23.4%の増となり、全体では8.8%の増となっております。

下段の5、計画と実績ですが、第7期介護保険事業計画の令和2年度における給付見込額、計画額ですけれども9億4,334万3,885円に対し、実績額は9億4,069万8,355円となり達成度は99.7%となっております。

以上が、令和2年度における介護保険事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして特別会計歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の36ページ、37ページをお開きください。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが予算現額10億8,310万5,000円、収入済額10億8,485万6,052円、前年度対比5.6%増、収入未済額545万547円となっております。

38ページ、39ページをお開きください。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額10億8,310万5,000円、支出済額10億6,240万4,346円、前年度対比4.6%増、不用額2,070万654円となっております。

歳入歳出差引額は、2,245万1,706円となったところであります。

続きまして、40ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

1の歳入総額は10億8,485万6,000円、2の歳出総額が10億6,240万4,000円で、歳入歳出差引額が2,245万2,000円、4の翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,245万2,000円となります。

次に、42ページをお開きください。

2、基金の状況です。

介護保険基金につきましては、前年度末現在高が5,666万6,000円、決算年度中増減高が1,190万1,000円の減、決算年度末現在高は4,476万5,000円となりました。

44ページ、45ページをお開きください。

歳入です。

1 款介護保険料は、前年度対比 4. 0%減の 1 億 8,437 万 8,583 円で、歳入総額に占める割合は 17. 0%となっております。

2 款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で通所型介護予防事業、認知症高齢者見守り事業を合わせて 30 万 8,500 円となっております。

3 款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による介護給付費国庫負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、災害等臨時特例補助金の合計で、前年度対比 7. 4%増の 2 億 5,425 万 4,588 円となっております。

46 ページ、47 ページをお開きください。

4 款支払基金交付金は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、第 2 号被保険者の保険料から交付されるものです。

前年度対比 8. 9%増の 2 億 6,551 万 6,101 円となっております。

5 款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による介護給付費道負担金と、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度対比 6. 9%増の 1 億 5,534 万 6,144 円となっております。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金は、前年度対比 12. 4%増の 1 億 9,188 万 8,000 円で、歳入総額に占める割合は、17. 7%となっております。

48 ページ、49 ページをお開きください。

2 項基金繰入金、2,100 万 2,000 円は、保険給付に対する第 1 号被保険者の負担割合の不足分を補うため、介護保険基金を取り崩したものであります。

次に、50 ページ、51 ページをお開きください。

歳出ですが、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費とコロナ禍における介護予防普及啓発事業、権利擁護人材育成事業及び総合的な介護人材確保対策などに係る経費であります。

2 項賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費で、3 項介護認定審査会費は、十勝東北部介護認定審査会の負担金及び認定調査等に伴う経費であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス諸費は、居宅、施設サービス給付費等に係る経費であり、合計で前年度対比 6. 1%増の 9 億 4,069 万 8,355 円となっており、歳出総額の 88. 5%を占めております。

52 ページ、53 ページをお開きください。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業などに係る経費となっております。

2 項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び介護相談員に係る経費、生活支援体制整備事業費などとなっております。

54 ページ、55 ページをお開きください。

4 款基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と令和元年度決算などによる積み戻し分を積み立てたところであります。

5 款諸支出金は、第 1 号被保険者への介護保険料還付、国、北海道及び一般会計への

前年度精算償還金となっております。

以上で、認定第4号令和2年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

◎日程第8 認定第5号

○議長（高橋利勝） 日程第8 認定第5号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 認定第5号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに各会計決算資料により、決算と介護サービス事業運営の概要につきまして、説明させていただきます。

各会計決算資料の86ページをお開きください。

本別町介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホームの施設運営費及び要介護認定者の居宅介護支援事業、要支援認定者の介護予防支援事業を合わせた会計であります。

中段にあります決算の概要であります。歳出は、支出済額3億9,278万4,000円で、予算現額3億9,571万円に対しまして99.3%の執行率であります。

歳入は、収入済額3億9,561万2,000円で、予算現額3億9,571万円に対しまして、99.9%の執行率となっております。

それでは、令和2年度のサービス事業内容であります。次の87ページをお開きください。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設利用者の年度末の利用者数は定員50人に対しまして48人で、内訳は男性15人、女性33人です。なお、令和2年度の入退所者の内訳は、入所者が12人、退所者14人となっております。また、平均利用年数は2年10カ月となっております。

介護度別の利用者数は、要介護4と5の方を合わせまして38人で、全体の79.2%を占めており、全体要介護度の平均は、4.35となっております。なお、前年度は4.12でございます。

次に、ショートステイの利用状況ですが、5人の定員で、年間1日当たり平均利用人数は3.08人の利用となっております。なお、前年度は3.49人でございます。

次に、88ページをお開きください。

居宅介護及び介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援では1,328件で前年度対比136件の増、介護予防支援では562件で前年度対比26件の増となっております。

以上が、令和2年度における介護サービス事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、特別会計歳入歳出決算書により、主なものをご説明いたします。決算書の57ページ、58ページをお開きください。

まず、歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが、予算現額3億9,571万円、収入済額3億9,561万2,016円、前年度対比32.3%の増、収入未済額11万4,256円となっております。

59ページ、60ページをお開きください。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額3億9,571万円、支出済額3億9,278万3,523円、前年度対比31.8%の増です。不用額292万6,477円となっております。

歳入歳出差引残額は、282万8,493円となりました。

続きまして、61ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は3億9,561万2,000円、歳出総額は3億9,278万4,000円で、歳入歳出差引額が282万8,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は282万8,000円となります。

次に、65ページ、66ページをお開きください。

歳入ですが、1款サービス収入、1項1目介護給付費収入は、前年度対比1.2%増の1億9,854万7,671円で、歳入総額の50.2%を占めています。そのうち、1節施設介護サービス費収入及び、2節短期入所生活介護費収入合わせて、1億7,335万9,431円、2目自己負担金収入は3,664万8,735円で収納率は99.7%となっております。

次に、1目介護給付費収入、3節居宅介護サービス計画費収入は、前年度対比11.2%増の2,270万6,020円、4節居宅予防支援サービス計画費収入は、前年度対比5.1%増の248万2,220円となっております。

次に、3款寄付金は、個人7人から157万円のご寄付をいただいております。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金は、前年度対比143.8%増の1億5,509万6,000円となっております。

次に、5款繰越金は、前年度対比53.4%減の112万3,232円となっております。

67ページ、68ページをお開きください。

6款諸収入、1項1目1節雑入、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金246万8,000円は、感染予防対策経費に交付されたものであります。

次に、69ページ、70ページをお開きください。

歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項施設介護サービス事業費は、前年度対比34.9%増の3億5,248万8,289円で、歳出総額の89.7%を占めています。

人件費が、報酬を含めまして2億7,308万7,287円で、施設介護サービス事業費総額の77.5%となっております。

14節工事請負費、施設改修工事、感染対策居室改修につきましては、新型コロナウイルス等感染拡大防止のため、旧養護老人ホーム居室4部屋を改修し、利用者を隔離できるよう整備したものであります。

17節備品購入費の内容につきましては、当初予算で福祉車両1台、補正予算で感染対策として、リハビリテーブル、ナースコール、テレビ電話、また寄付をいただいたその都度補正させていただき、リクライニング車椅子、入浴用移動椅子などを購入したものであります。

次に、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費及び71ページ、72ページの2目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費で、人件費、居宅介護支援事業所職員4名分を含めまして、前年度対比10.1%増の4,029万5,234円となっております。

以上で、認定第5号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） お諮りします。

認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第5号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、明日14日議事予定の認定第6号から認定第9号の説明を受けたのちに設置する令和2年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第5号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、明日14日議事予定の認定第6号から認定第9号の説明を受けたのち設置する令和2年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定いたしました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時36分）

令和3年本別町議会第3回定例会会議録（第4号）

令和3年10月14日（木曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 6号 | 令和2年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 7号 | 令和2年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 8号 | 令和2年度本別町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 9号 | 令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について |
| 日程第 5 | 同意第 5号 | 副町長選任について同意を求める件 |
| 日程第 6 | 同意第 6号 | 教育委員会教育長任命について同意を求める件 |
| 日程第 7 | 同意第 7号 | 教育委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 8 | 意見書案第6号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |
| 日程第 9 | 意見書案第7号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程第 10 | 意見書案第8号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書 |
| 日程第 11 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（広報広聴常任委員会） |
| 日程第 12 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続調査申出書） |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 6号 | 令和2年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 7号 | 令和2年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 8号 | 令和2年度本別町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 9号 | 令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について |
| 日程第 5 | 同意第 5号 | 副町長選任について同意を求める件 |
| 日程第 6 | 同意第 6号 | 教育委員会教育長任命について同意を求める件 |
| 日程第 7 | 同意第 7号 | 教育委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 8 | 意見書案第6号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |

- 日程第 9 意見書案第7号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 日程第10 意見書案第8号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(広報広聴常任委員会)
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書)
-

○出席議員 (12名)

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	大和田収
会計管理者	藤野和幸	総務課長	村本信幸
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	中川雅之
住民課長	長屋和幸	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪忠男	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	企画振興課主幹	小川芳幸
建設水道課長補佐	小出勝栄	総務課主査	石川雅康
教育長職務代理者	布施耕一	教育次長	阿部秀幸
社会教育課長	高橋優	農委事務局長	倉崎景一
代表監査委員	畑山一洋	選管事務局長	村本信幸

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	三品正哉	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。
昨日に引き続き、決算提案とします。

◎日程第1 認定第6号

○議長（高橋利勝） 日程第1 認定第6号令和2年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第3 認定第8号令和2年度本別町水道事業会計決算認定について、以上3件について提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 認定第6号令和2年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に本別町全体の給水状況について説明させていただきます。

各会計決算資料の89ページをお願いいたします。

本町の水道は、本別市街地の上水道を中心に、4カ所の簡易水道、2カ所の専用水道、勇足西営農用水道、令和2年度から美蘭別営農用水道事業により美蘭別の一部を供用開始し、給水が行なわれています。

本町が運営管理している簡易水道は勇足、仙美里、美里別の3カ所で、農業用防除施設は、勇足及び美里別簡易水道区域内で、192基に給水しております。

令和2年度における総配水量は27万5,843立方メートル、総有収水量は25万9,713立方メートル、また年度末の給水人口は前年度比3.47%減の1,142人、普及率は前年度より0.43%減の78.65%となっております。なお、有収率につきましては前年度より0.58%減の94.15%となったところであります。

令和2年度の主な事業と決算の概況につきましては、特別会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の78ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額は1億412万4,000円、歳出総額は1億71万7,000円となっており、歳入歳出差引額340万7,000円が実質収支額となり翌年度に繰り越すこととしております。

次に、事項別明細書になります。85ページ、86ページをお願いいたします。

歳入ですが、2款1項使用料及び手数料、1目水道使用料、収入済額は令和2年度からの料金改定に伴い前年度比7.46%増の4,694万4,678円で、収納率は現年度分で99.84%、過年度分で31.40%であります。

次のページ、87ページ、88ページをお願いいたします。

下段、歳入の合計は予算額1億307万9,000円に対し、収入済額は1億412万4,118円となっております。

次に、歳出ですが、89ページ、90ページをお願いいたします。

1 款 1 項簡易水道費、中ほどの 2 目維持修繕費、1 4 節工事請負費の主な内容は、計量法による 7 0 基の量水器更新及び老朽化による取水ポンプ更新、道路改良に伴う配水管移設工事を実施しました。

3 目基金費は基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は、1 5 2 万 5, 9 6 7 円となっております。

3 款公債費、1 項公債費は起債償還の元金利子で、年度末における起債の未償還元金は、5 億 1, 7 4 6 万 5, 0 6 1 円となっております。

次のページ、9 1 ページ、9 2 ページをお願いいたします。

下段、歳出の合計は予算額 1 億 3 0 7 万 9, 0 0 0 円に対し、支出済額は 1 億 7 1 万 6, 6 5 3 円で、執行率は 9 7. 7 1 % となりました。

以上で、令和 2 年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号令和 2 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を申し上げます。

最初に、本別町全体の下水道の普及状況について説明をさせていただきます。

各会計決算資料の 9 8 ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の令和 2 年度末における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が 2 8 8. 0 ヘクタール、管路延長が 5 万 1, 4 3 9 メートル、世帯数が 2, 8 7 1 戸、人口が 4, 5 0 6 人となっており、都市計画区域内の下水道普及率は 9 6. 2 4 %、水洗化率は 9 3. 0 3 % となっております。

なお、浄化槽を含めた汚水処理人口は 5, 6 7 6 人となり、汚水処理人口普及率は 8 4. 7 8 % となったところであります。

令和 2 年度の主な事業と決算の概況につきましては、特別会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の 9 8 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額は 4 億 5, 3 8 9 万 6, 0 0 0 円、歳出総額は 4 億 5, 0 0 1 万 2, 0 0 0 円となっており、歳入歳出差引額 3 8 8 万 4, 0 0 0 円が実質収支額となり、翌年度に繰り越すこととしております。

次に、事項別明細書になります。1 0 2 ページ、1 0 3 ページをお願いいたします。

歳入ですが、2 款使用料及び手数料、1 項使用料は、令和 2 年度からの料金改定に伴い前年度比 9. 6 % 増の 8, 6 2 8 万 9, 4 0 3 円となりました。

1 目公共下水道使用料の収入済額は 7, 2 0 3 万 4, 3 9 9 円で、収納率は現年度分で 9 9. 5 4 %、過年度分は 2 7. 8 0 %、2 目の個別排水処理施設使用料は収入済額は 1, 4 2 5 万 5, 0 0 4 円で、収納率は現年度分で 9 9. 9 3 %、過年度分については破産債権のため未徴収となっております。

次のページ、1 0 4 ページ、1 0 5 ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計は予算額 4 億 5, 5 4 1 万 7, 0 0 0 円に対し、収入済額は 4 億 5, 3 8 9 万 6, 1 5 7 円となったところであります。

次に、歳出ですが 1 0 6 ページ、1 0 7 ページをお願いいたします。

1 款総務費、2 項施設管理費、2 目処理場管理費、1 2 節委託料の内、業務委託料 4, 3 1 6 万 7, 4 7 1 円の内訳は、終末処理場の維持整備業務委託料 3, 5 1 7 万 8, 0 0 0 円、水処理反応タンク清掃委託が 1 0 4 万 5, 0 0 0 円、汚泥の産業廃棄物に係る運搬処理委託料が 5 9 3 万 4, 2 3 1 円、汚泥利用組合への汚泥運搬委託料が 1 0 1 万 2 4 0 円であります。

2 款土木費、次のページ、1 0 8 ページ、1 0 9 ページをお願いいたします。

1 項下水道費、1 目下水道新設費、1 4 節工事請負費 4, 8 9 6 万 1, 0 0 0 円の内訳は、汚水管渠工事として、マンホール施設改修及び国道 2 4 2 号線歩道拡幅に伴うマンホール施設改修を 4 4 1 万 1, 0 0 0 円で、処理場機器更新工事として 2 号最終沈殿池汚泥掻き寄せ機機器製作、分配槽 1 号、2 号可動堰の機器更新を 4, 4 5 5 万円で実施しております。

なお、繰越明許費 2 0 1 万 3, 0 0 0 円は下水道管理センター空調設備設置工事で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定が年度末であったことから、年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越しをしております。

2 目個別排水処理施設新設費、1 4 節工事請負費 3, 6 6 1 万 9, 0 0 0 円は、合併処理浄化槽 1 4 基分の設置工事費であります。

3 款 1 項公債費は企業債償還元金、利子で、年度末における起債の未償還元金は 2 3 億 2, 8 4 5 万 7, 3 7 8 円となっております。

次のページ、1 1 0 ページ、1 1 1 ページをお願いいたします。

下段、歳出の合計は予算額 4 億 5, 5 4 1 万 7, 0 0 0 円に対し、支出済額 4 億 5, 0 0 1 万 2, 2 3 0 円で、執行率は 9 8. 8 1 % となりました。

以上で、令和 2 年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 8 号令和 2 年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の 1 1 ページをお願いいたします。

令和 2 年度における水道事業の概況ですが、給水戸数は 2, 5 9 3 戸、給水人口は 4, 6 6 0 人、総配水量は 5 0 万 6, 3 4 6 立方メートル、総有収水量は前年度比 5. 4 3 % 減の 3 9 万 7, 3 1 9 立方メートル、有収率は 7 8. 4 7 % となっております。

次に、1 4 ページをお願いいたします。

令和 2 年度の主な工事は、山手町ポンプ場機器更新工事を行ないました。

次の 1 5 ページになりますが、計量法による機器更新工事により 2 9 6 カ所のメーター取り替えを行なっております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。1 ページ、2 ページをお願いいたします。

(1) の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比 2. 8 8 % 増の 1 億 6, 2 8 7 万 4, 0 1 2 円となっており、1 項営業収益では、主に令和 2 年度からの料金改定により、前年度比 3. 1 6 % 増の 1 億 2, 1 8 1 万 6, 6 1 0 円、2 項営業外収益では、前年度比 2. 0 3 % 増の 4, 1 0 5 万

7,402円となっております。

次に、支出の総額ですが、前年度比3.23%増の1億5,880万9,694円となり、1項営業費用は原水及び浄水費、総係費等の増により前年度比1.07%増の1億3,939万1,410円となり、2項営業外費用は消費税納付の増などにより、前年度比21.92%増の1,941万8,284円、3項特別損失はありませんでした。

なお、税抜き額の明細は20ページから27ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、配水施設整備費等の企業債及び工事負担金の減により、前年度比73.86%減の1,050万6,000円となっております。

支出の総額では、前年度比30.14%減の7,226万378円で、内訳は1項建設改良費では、主に工事請負費の減により前年度比63.93%減の2,164万5,596円、なお繰越額77万円については、浄水場空調設備設置工事で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付決定が年度末であったことから、年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越しをしたものです。

2項企業債償還金では、前年度比16.56%増の5,061万4,782円となっております。

資本的収支では、6,175万4,378円の不足額が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金6,009万8,653円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額165万5,725円で補てんいたしました。

なお、税抜き額の明細は28ページ、29ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比1.90%増の1億1,076万6,654円となっております。

2の営業費用は、合計で前年度比0.81%増の1億3,651万9,302円、3の営業外収益は、前年度比2.34%増の4,104万983円となっております。

4の営業外費用は企業債利息が主であり、前年度比6.68%減の1,341万8,763円となっております。

5の特別損失はありません。

全ての項目を差し引きしますと、当年度は186万9,572円の純利益となったところであります。

なお、令和2年度末における企業債未償還元金は8億8,764万6,755円となっております。

6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

下段に記載されています供給単価と給水原価であります。1立方メートルあたり、供給単価は対前年20円46銭増の277円87銭、給水原価は経常費用の増及び有収水量の減により、対前年23円37銭増の356円47銭となっております。

以上で、令和2年度本別町水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

◎日程第4 認定第9号

○議長（高橋利勝） 日程第4 認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についての提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

令和2年度本別町国民健康保険病院事業決算報告書、1、収益的収入および支出、上段の収入ですが、金額は消費税込みの数値となっております。

1款病院事業収益は決算額11億7,078万9,367円で、そのうち1項医業収益は9億1,892万6,127円、2項医業外収益は2億5,186万3,240円、3項特別利益は0円となっております。

下段の支出ですが、1款病院事業費用は合計で12億2,389万1,964円で、そのうち1項医業費用が12億197万6,358円、2項医業外費用が2,191万5,606円、3項特別損失及び4項予備費は支出がありませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

2、資本的収入および支出であります。上段、収入の1款資本的収入は決算額1億1,947万2,952円で、1項企業債は1,250万円を借り入れております。2項出資金6,991万8,000円は、企業債元金償還分と建設改良費にかかる過疎債分を財源として受け入れたものであります。3項負担金は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業分の2,744万900円を含め合計3,238万4,900円を建設改良費の財源充当として繰り入れたものであります。7項寄付金は、4件合計67万円を受け入れたもの、8項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として400万40円を受け入れ、コロナウイルス対策の機器購入に充当したものです。

下段の支出では、1款資本的支出は決算額1億5,901万8,347円で、内訳は、1項建設改良費が6,622万9,144円で、2項企業債償還金は元金償還の9,211万9,191円、3項投資67万12円は寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は3,954万5,395円となりますが、過年度分損益勘定留保資金3,686万6,288円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額267万9,107円で補てんしたところであります。

次に、5ページをお開きください。

財務諸表の令和2年度損益計算書であります。これ以降、説明が無い限り金額は消費税の税抜き処理後の数値となっております。

1の医業収益の3行目中央列、合計9億1,490万4,425円から、2の医業費用6行目中央列、合計11億8,664万3,060円を差し引いた医業収支は2億7,173万8,635円の損失、3の医業外収益の7行目中央列、合計2億5,140万9,601円から4の医業外費用の4行目中央列、合計5,017万479円を差し引いた医業外収支は2億123万9,122円の利益、特別利益、特別損失ともに決算額はございませんので、事業収支の合計は下から7行目右列の7,049万9,513円の当年度純損失となります。

一番下段、当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金19億2,473万2,335円に当年度純損失を加えた19億9,523万1,848円となっております。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

令和3年3月31日における貸借対照表ですが、ここの流動資産及び流動負債から地方財政法上の資金不足額の算定を行なってみますと、8ページ中段、資産の部の2、流動資産の6行目流動資産合計は1億6,899万2,897円、次の負債の部9ページ上段の4、流動負債の13行目流動負債合計は2億3,739万118円となっておりますが、流動負債のうち3行目の(2)企業債のイ、建設改良の財源に充てるための企業債8,257万990円は資金不足の計算から控除されますので、控除した流動負債は、1億5,481万9,128円となり、流動資産を下回っておりますので、資金不足という状況にはなっておりません。

次に、11ページをお開きください。

令和2年度事業報告書、1、概況(1)の総括事項につきましては決算報告書及び損益計算書において決算額を申し上げておりますので割愛させていただきます。

次に、13ページをお開きください。2、工事(1)建設工事の概況ですが、①建物は電話交換機設備等更新工事一式で、消費税込み2,695万円の工事を行ない、②器械及び備品購入費は医事システム端末1台以下合計で19品目、消費税込みで3,523万8,940円の器械を購入いたしました。器械及び備品購入費のうち、3段目の体温検知カメラ以下17品目につきましては、新型コロナウイルス対策用品として整備したものであります。

次に、14ページの3、業務(1)業務量であります。イの入院は、延べ患者数合計で16,313人、1日平均44.7人で、前年度比延べ患者数で693人、1日平均では1.8人の減、減少率で言いますと4.1%の減となり、ロの外来は、延べ患者数合計で34,652人、1日平均142.6人で、前年度比延べ患者数で4,978人、1日平均で20.5人の減、12.6%の減少となったところであります。

次の15ページ、16ページをお願いします。

上段の表(2)事業収入に関する事項であります。医業収益は9億1,490万4,425円、前年度比14.6%の減で、うち入院収益は3億7,637万6,006円、前年度比2.8%の減、外来収益は2億8,946万4,800円、前年度比6.1%の

減となっております。

入院、外来とも収益の減少は患者数の減少によるもので、特に外来の減少は、年度当初のコロナウイルスによる緊急事態宣言下における外出控えによるものと、年末以降の耳鼻科の閉鎖による影響が大きいものと考えております。一方で患者の減少率よりも収益の減少率が小さくなっており、入院では令和3年1月から運用を開始した地域包括ケア病床の、外来では常勤医の入退職による診療科構成の変更による診療単価の上昇によるものと考えております。

その他医業収益は2億4,906万3,619円、前年度比33.8%の減で、主な要因は一般会計負担金1億2,732万8,000円の減によるものです。

医業外収益は2億5,140万9,601円で、前年度比15.0%の減となりましたが、一般会計負担金4,836万5,000円の減が主な要因であります。事業収入合計は11億6,631万4,026円で、前年度比2億80万6,681円、14.7%減の決算となったところでございます。

下段の表(3)事業費に関する事項であります。医業費用は11億8,664万3,060円で、前年度比0.8%の減となっております。内訳の主なものでは給与費が8億619万7,673円で、前年度に比べ2,767万7,012円、3.6%の増であります。会計年度任用職員制度の導入により、前年度まで経費で計上していた当直医師の報酬を給与費に振り替えたこと等による増となっております。

材料費は1億3,127万778円で、前年度比6.6%の減、経費は1億6,858万4,657円で、先ほど述べましたとおり給与費への科目振替があり前年度比10.7%の減、減価償却費は7,794万8,985円となり、前年度比7.6%の減となっております。

医業外費用は5,017万479円で前年度比1.3%の減となっております。

事業費合計は12億3,681万3,539円、前年度比1,080万3,265円、0.9%減の決算となったところでございます。

次に、17ページをお開きください。

4、会計(1)企業債及び一時借入金の概況ですが、イ、企業債の2行目本年度借入高2,150万円のうち900万円につきましては、年度中の収益の減少により年度末時点での資金不足発生が見込まれたため、特別減収対策企業債として借り入れたもので、先ほど貸借対照表の部分で説明しましたとおり、結果的に年度末時点での資金不足が発生しなかったため、令和3年度において繰り上げ償還する予定となっております。

ロ、一時借入金の4行目、本年度末残高3,000万円につきましては、年度末時点での運転資金の確保のため借り入れたもので、令和3年度の4月に返済を行っております。

以上、認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定の説明とさせていただきます。

○議長(高橋利勝) これで提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案のありました認定第6号令和2年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、及び昨日13日議事とした認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第5号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上9件については議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する令和2年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、昨日から本日にかけて提案のありました認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員をもって構成する令和2年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

休憩中に、委員会条例第8条第2項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第9条第1項の規定によって、議長において令和2年度各会計決算審査特別委員会を招集します。ただちに、議員控室に参集願います。これをもって通知済みといたします。

午前10時47分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました令和2年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に大住啓一委員、副委員長に篠原義彦委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 同意第5号

○議長(高橋利勝) 日程第5 同意第5号副町長選任について同意を求める件を議題とします。

暫時休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

(村本総務課長退席)

午前11時00分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第5号副町長選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年10月29日をもって任期満了となります副町長の選任について、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇にお住まいの村本信幸さんを人格、識見ともに適任と判断し新任いたしたく、地方自治法第162条の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第であります。

御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 同意第5号についてお伺いをいたします。

ただいま町長より人格、識見について優れているというような御趣旨の点から適任であるというような御提案がございましたが、こちらにつきまして、具体的な理由等についてももう少し詳細お伺いいたしたい。あと本提案に際しまして当然のことながら御本人への打診というものもなされているだろうと考えるところでございますが、御本人が抱かれている所信や今後の町政に対する展望等っていうものはお伺いをしているのか、いるのであればお聞かせをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁させていただきます。

村本現総務課長につきましては、議員皆さんも御承知のとおり、高い行政事務能力、そして調整力、すばらしいものがあり今後輝く明るいまちづくり推進のためには是非とも村本現総務課長を副町長として御活躍いただきたい、そう思っているところでございます。本人において、職員の中では一番事務能力が高いですし、ほかに適任はいないものと判断しているところでございます。本人の意向等々につきましては、私は現段階では確認はしてございません。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めて1点お伺いをいたします。

ただいま調整力の部分についての御評価の御答弁をいただきましたが、具体的にそうしたこれまでの職務の内容等を見られてですね、具体的にこうした事例があってとかですね、そういった何かその具体例とかっていうものはお持ちなのか、おありなのかをお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁させていただきます。

御承知のとおり、行政運営をしていくためにはやはりそれぞれの職場において組織をまとめる力、そして町組織全体をまとめる力、これが重要かと思っております。本町におきましても、課長等会議を定例会で開催をしながら進めているところでございます。

が、その課長等会議等開催もひっくるめまして、内容も事前にですね、調整を図りながらそれぞれの課長をまとめあげて、そして今まで町政運営にあたってまいりました。その姿を見て私は人格、識見ともに最適任者と判断したところでございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから同意第5号副町長選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、会議規則第81条第2項の規定によって記名投票で採決することとします。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（高橋利勝） ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、阿保静夫議員及び梅村智秀議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（高橋利勝） 念のため申し上げます。本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、白票など賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

繰り返して申し上げます。本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。投票中、白票など賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋利勝） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長（三品正哉） それでは読み上げます。

1番水谷令子議員、2番柏崎秀行議員、3番梅村智秀議員、4番石山憲司議員、5番篠原義彦議員、6番大住啓一議員、7番山西二三夫議員、8番黒山久男議員、9番方川一郎議員、10番阿保静夫議員、11番藤田直美副議長、以上終わります。

（投票）

○議長（高橋利勝） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行ないます。阿保静夫議員及び梅村智秀議員、開票の立ち合いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（高橋利勝） 投票結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。

ただいまの投票の結果、賛成が多数です。

したがって、同意第 5 号副町長選任について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 17 分 休憩

（議場閉鎖）

（村本総務課長復席）

午前 11 時 17 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで村本総務課長から発言を求められていますので、これを許します。

村本総務課長御登壇ください。

○総務課長（村本信幸）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただいま副町長選任の同意をいただき、まことにありがとうございます。心から感謝申し上げます。歴代傑出した先輩方が務めてこられたこの副町長という責務の重さを思うと、身が引き締まる思いであります。

今本町においては、人口減少、少子高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症が及ぼす生活や地域経済への影響など、厳しい状況が続いております。人口減少に歯止めをかけ、持続可能で輝きあるまちづくりを進めるためには、新たな視点のもと、新たな発想で幅広く施策を展開していくことが重要と考えております。私は佐々木町長の意を体し、町民の皆さんと対話を重ね、その思いを一つにし、笑顔が輝き続ける本別町を皆さんとともに作り上げ、次の時代につなげることができるよう全力を尽くしてまいります。

私はもとより微力で浅学非才の身であります。新型コロナウイルス感染症対策に御尽力されるなど御功績がありました大和田副町長には及びませんが、佐々木町長の補佐役として、職員とともに力を合わせ誠心誠意務めてまいりますので、町民の皆さん、議員の皆さんの一層の御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程第 6 同意第 6 号

○議長（高橋利勝） 日程第6 同意第6号教育委員会教育長任命について同意を求める件を議題とします。

暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

（高橋企画振興課長退席）

午前11時22分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

佐々木町長御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第6号教育委員会教育長任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

辞職により令和3年7月7日より不在となっております教育委員会教育長について、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの高橋哲也さんを人格、識見ともに適任と判断し、新任いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるため、提案した次第でございます。

御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 同意第6号についてお伺いをいたします。

ただいま町長より人格、識見ともに適任と御判断されたというような御説明がございましたが、こちら提案に至った具体的理由についてお伺いをいたします。

また2点目でございますが、御本人に対して打診等行なったというふうに考えられるところでございますが、御本人が抱かれてる職責に対する所信や、また教育行政に対する具体的な展望等というものについてはお伺い、承知をなさっていらっしゃるのかお伺いをいたします。

3点目でございますが、こちら教育委員会教育長ということでございますので、幅広く民間からの登用等も含めてですね、幅広い視点での御検討というものをなされた上での御提案なのかお伺いをいたします。

4点目でございますが、教育委員会は首長から独立した機関というところでございますが、当然そうした職責からいわゆる行政職に求められるものを超えたですね、特殊な能力等が要求されるそうした職位であるというふうに私は承知してございますが、そちらにつきまして、どのような御見識とか御経歴とかをお持ちで、そうした教育行政に対する御見識というものを知見等有されている方なのかという点について、御認識をお伺いいたします。

5点目でございますが、先ほどの同意案件が可決されたことによりまして町行政の人事におきましても当然異動というものが考えられる中で、この案件につきましていわゆるその適所というもの、能力云々とかってということについて私、申しあげるつもりは

毛頭ないんですが、このポストが適所であるのかという点についてはどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 御質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目でございますが、高橋哲也氏は議員も御承知のとおり事務遂行能力が極めて高い職員でございます。そして私も以前教育長という職を担わせていただきましたが、やはり教育行政は常に公正で公平な職務遂行が求められてございます。高橋氏におかれましては、人格、識見はもとよりですね、こういった非常に常に公平公正な目で事務を遂行し、さらに常に高い志を持って事務を遂行している職員でありまして、教育長として私は高橋氏以外にいないものという判断をいたしまして、今回同意を求めるものでございます。

2点目の分につきましては、本人の意向等々につきましては、多少確認してございますが、所信、それから展望、今後のその部分につきましては、本人の口から直接私は聞いてございません。今回の同意につきましては、私が日頃高橋氏と一緒に業務を遂行する中で、高橋氏が教育長に最適という判断をいたしまして、今回同意を求めているところでございます。

3点目でございます。民間人の登用は考えていなかったのかという点でございます。今現在、各自治体におきましても民間からの登用、特に教育関係ばかりからの教育長がおられます。私はしかしながら、学校教育、義務教育のみが教育行政とは判断してございません。文化があり、芸術があり、スポーツがあり、そして社会教育、これも大事な教育行政でございます。それらを網羅的、総体的に遂行していくのが教育長の職と私は判断してございますので、今回高橋氏を推薦し同意を求めるものでございます。

4点目の能力、それから知見の関係でございます。高橋氏につきましては、一般行政もそうでございますが、先ほども言いましたが高い知見をお持ちの職員であり、また公正で公平な業務を遂行してございます。特に全国の自治体で働く仲間とともに勉強する自治体大学校がございまして、その自治体大学校にも派遣され、その中でも優秀な成績をもって卒業されたとお聞きしているところでございます。そういう観点から高橋氏が最適という判断をさせていただきました。

5点目の庁内人事にかかわる部分でございます。私は職員の適材適所、それはすばらしく、今後も大切に考えていく必要があると思っておりますが、しかしながらここに働く職員の皆様方は、地方行政に働く職種としてそして人材としてすばらしい能力をもった集団でございます。誰がどこの役職に就こうとも、しっかりとそれぞれの立場、部署で活躍できる、そういった人材が豊富にありますので、高橋氏につきましては、教育長というところでしっかりと教育行政を担っていただき、その高橋氏を除く職員の皆さん方で一般行政、そして教育行政等々を担っていく、そういうところでありますので、今回人事につきましては私は今の段階で考えてございません。今後、同意が得られた時点で庁内の体制を考えてまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 総括的に改めてお伺いをいたしますが、この高橋氏のその人格であるとかその事務能力っていうものについて異を唱えるつもりは毛頭ないんですが、教育長が申し上げられたとおりですね、失礼、町長が申し上げられたとおり教育長に求められる期待される職責、能力といたしましては、やはりその文化や芸術、スポーツ、社会教育に対しての御経験であるとか知見を有しているっていうことが当然のことながら期待されるわけでございまして、このお方がそういったものを有しているかっていうところにつきましては、先ほど述べた人格や事務能力とかっていうものとはまた別なものだと私は認識してございまして、その辺が有していらっしゃるのかどうかっていう点がですね、ちょっと私としては今の時点では理解に及ばないものですから、改めてその辺の具体的な点についてですね、例えば御経歴とか御経験とかそういったものがあればですね、御披歴をいただきたいと考えてところでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

教育長に求められる素質と言いますか、そういう部分につきましては、私も従前教育長という重責を担わせていただきましたが、私も全てそういった能力を持ち合わせているといったところでは、どのような評価をしているかというのは私もわからない部分でございまして。要は、教育行政は常に未来に羽ばたく子どもたちがどのように育っていくのか、それをどのように手助けをしていくのか、導いていくのか、そして現に高齢者の皆様方が心安らかに文化、芸術に親しみながら余生を送っていただくか、そういった観点から常に何かを模索し、そして何かを探しながら、みんなの力を借りながらいい生活が送れるようないろんな様々な施策を講じていく、それが教育長の責務の1つだろうと私は思っております。高橋氏につきましては、御家庭のなかでもですね、しっかりとお子さんを今まで育てあげ、そして地域、自治会等にもですね、積極的に関わりながら町民の皆さんと触れ合いながら、地域活動も展開されてきたとお聞きしているところでございますし、また本人もスポーツもですね、野球等も今まで従前やっております、スポーツ関係にも知見、詳しく知識を持った方でございます。また、文化等につきましては個人の分でございますので、私はそこまで承知をしていないわけでございますが、私は若いころから高橋君と一緒に仲間の一人として姿を見てきました。彼の思いやそして未来に対しての考え方、これはすばらしいものがありますし、特に人材育成等についてはたけてる職員だと思っております。高橋氏を慕う部下の職員も数多くおりますし、彼をどうのこうの言う職員は私は耳にしたことがございませぬ。そういったもろもろの観点から、公正で公平な目で常に行政にあたられている高橋氏こそ教育長に最適任という総合的に判断をした次第でございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから同意第6号教育委員会教育長任命について同意を求める件を採決します。
この採決は会議規則第81条第2項の規定によって記名投票で採決することとします。
議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(高橋利勝) ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、方川一郎議員及び篠原義彦議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(高橋利勝) 念のため申し上げます。本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、白票など賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

繰り返して申し上げます。本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。投票中、白票など賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(高橋利勝) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○議会事務局長(三品正哉) それでは読み上げます。

1番水谷令子議員、2番柏崎秀行議員、3番梅村智秀議員、4番石山憲司議員、5番篠原義彦議員、6番大住啓一議員、7番山西二三夫議員、8番黒山久男議員、9番方川一郎議員、10番阿保静夫議員、11番藤田直美副議長、以上終わります。

(投票)

○議長(高橋利勝) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行ないます。方川一郎議員及び篠原義彦議員、開票の立ち合いをお願いいたします。

(開票)

○議長(高橋利勝) 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成10票、反対1票。

ただいまの投票の結果、賛成が多数です。

したがって、同意第6号教育委員会教育長任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

(議場開鎖)

(高橋企画振興課長復席)

午前11時49分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで高橋企画振興課長から発言を求められていますので、これを許します。

高橋企画振興課長御登壇ください。

○企画振興課長(高橋哲也)〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

先ほど教育長としての選任の御同意をいただきまして、誠にありがとうございます。重責ある教育長の職を務めさせていただくことになりました高橋でございます。

本年、本町は開町120年を迎え、同時に第7次本別町総合計画が開始されるに至っております。教育環境を取り巻く情勢といたしまして、少子高齢化の進展、多様化複雑化する社会情勢の中にもありながらも、学校教育、社会教育などに関しそれぞれ新しい目標がおかれ、これに向かって着実な歩みを進めることが求められている中、この度その重責の中に身を置くこととなり、身の引き締まる思いであります。

今現在におきましても、新型コロナウイルス感染症の脅威が治まらず、学校行事や社会教育行事等において制限を受け、臨むべき姿とは程遠い状況ではありますが、厳しい環境下にあっても教育委員の皆様、関係する団体、そして教育委員会事務局とともに、本町の教育と文化、そしてスポーツのさらなる発展を目指し、町民の皆様との対話を重ね、中立、公正公平を原則に、誠心誠意持てる力を尽くし、その職責を果たしてまいり所存でございます。

町民の皆様を始め、議員の皆様方の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、改めて御同意をいただきました感謝の意を表し、御挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長(高橋利勝) 暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 同意第7号

○議長(高橋利勝) 日程第7 同意第7号教育委員会委員任命について同意を求める件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 同意第7号教育委員会委員任命について同意を求める件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年10月19日をもって任期満了となります教育委員会委員について、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇にお住いの遠山倫子さんを人格、識見ともに適任と判断し再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意をいただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第7号教育委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人。

よって起立多数です。お座りください。

したがって、同意第7号教育委員会委員任命について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

◎日程第8 意見書案第6号

○議長（高橋利勝） 日程第8 意見書案第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

案文の説明をいたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書。

地方自治体においては、現在新型コロナウイルスの感染症対策はじめ他の諸課題にも対応するために、地方財源の充実が不可欠な状況だと思います。よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け下記事項を確実に実現されるように5項目の要望をするものです。項目別に申し上げます。

1つ目、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的

に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行なわないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行なわないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣です。

皆様の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは意見書案第6号についてお伺いをいたします。

要望事項のまず2番項でございますが、こちら固定資産税等に係る特例措置という記載がございます。こちらの措置につきましては、どのような内容の制度でまたどのような方々が対象と、実質上の恩恵を受ける制度であるのか、簡単にで構いませんのでお伺いをいたします。

続きまして3番項でございます。固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置、こちらの措置というものはどのような内容の制度で、どのような方が対象となり、またその恩恵を受ける制度であるのかお伺いをいたします。

3番目でございます、4番項でございます自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について記載がございますが、こちらにつきましてもどのような内容の制度で、どのような方々が対象、またその恩恵を受ける制度であるのかお伺いをいたします。

また、自動車税の納付先、軽自動車税の納付先について、それぞれお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 4点のお尋ねかというふうに思います。

まずは2番目の固定資産税についての中身なんですけども、固定資産税は固定資産がある方に税額がかかるものです。そして固定資産税は市町村の重要な財源だということ

です。今回御承知のようにコロナウイルス対策で、固定資産税というのは3年に1度です。ね見直しをする、場合によっちゃ例えば土地のなんて言うんですか、価格が上がる、評価額が上がってそれによって固定資産税が大きくなるということもある、そのことがあれば市町村の固定資産税の税収が増えるというようなそういうような仕組みがあるわけです。

ここに書いてあるとおり、今回コロナ対策で令和2年度の状況を継続するということで、見直しを今止めてる状況なんですね。それで、本来固定資産税は経済界がこれはもう廃止すべきだというようなことをこれまで主張をしていますが、先ほどから申し上げているように、市町村から見ると1つの貴重な財源だという点でこの意見書ではその部分をしっかりと維持してほしい、それから現在令和2年度基準で課税するということの延長はですね、なし崩し的に経済界が求めているような固定資産税制度の改革につながるのではないかとというようなこともこの中に、そういう恐れもあるのではないかとということもこの文の中にあるということで、そういう中身なので2番についてはそのような表現となっている次第です。

3番目については、3番目も2番と基本的には同じ中身です。先ほど言ったとおり3年ごとに評価が評価替えするというので、例えば農業委員会なんかも農地の評価を評価替えをしてきているというような中で、基本的には評価が上がったりしてきているんですが、そのときの経済状況などによってそういうものが変わってくるんですけども、いずれにしてもそういう経過があります。それで2行目に書いてあるとおり、令和2年度と同額とする負担調整措置、いわゆる据え置きですか、そういう形は令和3年度限りにして本来の評価で固定資産税の評価をしてくれという中身だというふうに考えます。

4番目、自動車税及び軽自動車税の納付先というふうにメモりました、納付先ですね。御承知のように市町村に軽自動車税等が予算の一部に書かれているとおりです。それから環境性能の関係は、私よりむしろ質疑されている梅村議員のほうが詳しいかというふうに思うんですけども、一般的な解釈としては今ハイブリットとか、よくわかりませんがいわゆる排気ガスをあまり出さないようにするとか、電動化するとかっていうようなその性能が非常に上がっていることによって、軽減措置というのが税の自動車税の軽減措置が行なわれているわけですけども、先ほど申し上げたように、市町村の貴重な財源の一部でもあるので、延長は行なわないで本来の中身に戻してくれというような趣旨が4番目です。

5番目全部メモれなかったんですけども、今脱炭素社会を目指しているという世界的な流れの中で日本においても炭素を2050年ですか、ゼロにしていくというような目標を掲げてますが、現在すでに始まっている森林環境税は、これは一部自治体に配分されるような中身なんですけども、この5番目に関しても炭素にかかる税に関しても、同じように地方税または地方譲与税としてですね、市町村に……

○議長（高橋利勝） 阿保議員、今発言されてることは質問外という受けとめ方なんです。

○10番（阿保静夫） すみません、先ほど申し上げたように5番目の中身が十分に聞

き取れなかったので、5番目についてはもう一度伺ってよろしいでしょうか、議長。

○議長（高橋利勝） それでは改めて、梅村議員。

○3番（梅村智秀） 議長より御指名いただきましたので改めて申し述べさせていただきますが、まず議事進行に関する発言として受けとめていただきたいんですが、私今阿保議員から御説明をいただきましたけれども、私の質疑に対する答弁とは全くその的を射ておりませんで、阿保議員御自身がまず4点ですねとお伺いをしている中で5番目が聞き取れないとあって御発言になっている点とかですとかね、その点をもう一度整理をさせていただいて、改めての質疑というふうにさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） はい。

○3番（梅村智秀） 1番目のお伺いでございます。要望事項の2番項にあります固定資産税等に係る特例措置とございます、この特例措置とはどのような内容でどのような方々が対象となり恩恵を受ける制度ですか。簡単に構わないのでお伺いしてございます。固定資産税に関するお考えとかここで述べられてる願意についての解釈を求めているものではございません。

2番目のお伺いでございます。3番項にある固定資産税の課税標準額の負担措置という記載がございますが、この負担措置とはどのような内容の制度でどのような方が対象となり、またその恩恵を受ける制度なんですかということをお伺いしてございます。

3番目のお伺いでございます。4番項に記載がございます自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長という記載がございますが、この環境性能割の臨時的軽減とはどのような内容の制度でどのような方が対象となり恩恵を受ける制度であるのか、また自動車税の納付先と軽自動車税の納付先について、それぞれお伺いをいたします。という3点でございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 2番項目の固定資産税に係る特例措置とはどのような内容かというふうに、とお尋ねだというふうに思います。

先ほども申しあげたつもりなんですけども、固定資産税、固定資産を持っている方にかかる税だというふうに思います。かかる税です。特例措置というのは先ほど申し上げたように3年ごとに見直していくんですが、今回コロナ対策で令和2年度の状況で課税していくという中身ということで、それを特例措置ということで説明がされております。

3番目の負担調整措置ですが、今言った評価替えで本来であればコロナ禍以外のことであれば、税額を例えばアップする等の見直しがかかることもあるというんですけども、それについては先ほど申し上げたように、令和2年度限りとするということで、令和2年を令和3年度の課税の中身と同じにするということで、これをずっと続けられるのは

非常に先ほど申し上げたように市町村の貴重な財源に影響があるので、この措置は令和3年度限りにするというような中身です。

それから4番目ですが、軽自動車税については市町村の財源になっているということです。それで自動車税についてはこれは国税として納められるというふうに理解をしているところです。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 大変失礼いたしました。

道議長からの依頼による意見書提出で、私なりには勉強してきたんですけどもなかなか十分な勉強でないで十分に答えられないことをまずお詫びします。

まず2番目にお尋ねの対象者は誰かということとその中身ですが、固定資産税のうち事業用の機械装置や家屋、あるいは建物などを持っている事業者がコロナの影響を受けているということになれば、固定資産税を本来の額の2分の1にするという中身です。

3番目の負担調整措置とは、本来の税の負担の額を6割から7割、計算上の額の6割から7割以内とするということで課税措置がされてるんですが、そしてこれは毎年見直されていくということのようですが、コロナの影響を受けているということで見直しをしていないので、令和2年度はコロナ対策で見直ししないで据え置いているというのが負担調整措置ということになります。

それから自動車税と軽自動車税の行き先ですが、自動車税は先ほど国税と言いましたが道税で道に入ると、それから軽自動車税は一旦道に入る形はあるんですけども町に配分されるという中身になっております。それでこれの軽減措置の関係ですが、普通車は環境性能によっていろいろありますね、いろんな先ほど申し上げたようにいろんな性能があるんですけども、それによっていろいろパーセンテージが違うようなんですけども、普通車は1%の税額部分をゼロに、2%を1%に、3%を2%にということで、1%を減ということになっています。軽自動車税は1%と2%の課税だったものがそれぞれ1%ずつ下げられて、軽減されてゼロと1%ということです。これが軽自動車税は町に先ほど申し上げたように交付されて町の歳入という形になっております。

あと抜けることがあればまた質問をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは改めてお伺いをいたします。

1番目にお伺いした点でございます。2番項ただいま御答弁いただいた中を整理していくと、コロナの影響等によって影響を受けた個人や法人等の中小事業者が、その収入の減少率等に応じて減免や免除等を受けるものということの理解でよろしいでしょうか。先ほどお伺いした対象となる方や恩恵を受ける方というのは、個人や法人、中小事業者等コロナで影響を受けて収入が減った方ということよろしいでしょうか。が1番目の

お伺いでございます。

2番目のお伺いでございます。3番項についてお伺いをいたしました。固定資産税の課税標準額の負担調整措置という点でお伺いした点と、恩恵を受ける方対象となる方という点についてお伺いいたしました。こちらもまた例えばですけど、地価の上昇等によって固定資産税の負担が増える方がいらっしやったら、そういった方々でも、通常土地の売買とかそういったことだけではなくて、通常の日常生活を営むために住居を構えていらっしやる、そういう一般の居住の用に不動産を所有している方々が、社会情勢や地価の高騰等によって固定資産税が急激に上がらないように、それに賦課されるものを緩やかにしていくというようなものの理解でよろしいでしょうか。で、恩恵を受ける方っていうことであれば一般的に日常生活を営むために居住の用に不動産等を有している方々が恩恵を受ける方という理解でよろしいでしょうか。

3番目のお伺いでございます。4番項についてお伺いをいたしました。こちらまず自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減というところでお伺いをしてございますが、こちらにつきましては一定の燃費基準等達成した自動車を購入する消費者が1%の減税を受けるものというところで、対象となる方や恩恵を受ける方は自動車を購入する末端の消費者ということの理解でよろしいでしょうか。また納付先としては軽自動車税は市町村、自動車税については都道府県ということでございますので、そちらについて自動車税については本町についてどのような影響というか、が及ぶことをお考えでのこの御提案なのかについて改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 2番項及び3番項について、対象となる事業者の範囲が例えば中小あるいは企業の規模ってということについての細部についてはわかりませんが、この中身について影響を受けた業者に対して機械装置事業用の家屋や建物の固定資産税を半分にするというような中身だというふうにとらえています。

3番目も具体的にどの範囲の方までというところまではわかりませんが、本来のされるべき負担は計算上の額の6割か7割というのが課税の基準になっているんですけども、それを毎年見直す、つまり引き上げていくという中身がこの部分なんですけども、それを引き上げないで令和2年度の部分をコロナ対策として据え置くというようなことです。

4番目ですね、軽自動車税は町税ということで御承知のように町の予算に組み込まれております。先ほど申し上げたとおり違ってたらまた指摘していただきたいんですけども、普通車も軽自動車税もそれぞれ1%ずつ引き下げたという中身です。それによってですね、自動車を買った方、保有している方の自動車税の部分がコロナ対策として軽減されているという中身です。

聞いてることと違う答弁であれば御指摘をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして総括的に伺いをいたしますが、この2番項3番項4番項につきましては、コロナの影響を受けた個人や法人などの中小事業者や固定資産税、

いわゆる居住の用に不動産を所有しているそういった一市民の方々や、自動車を購入する末端の消費者の方々、こういった方々に施されてる恩恵を受けることができる制度を取りやめるとか延長するなっていうのがこの本件の願意ということによろしいんですか。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） すみません、わかりました。

本来町村の財源として例えば軽自動車税なんかはそうですね、この意見書の願意は特例措置として令和3年度についてはね、そういうことを行なうことはいいんだけど、これが恒久的になって、簡単に言うと市町村の財源が入ってくるものが少なくなるということについては、だめだよという趣旨の中身がこの全体の中に通されているというふうに思います。最初の文の中にも、地方財源の充実が不可欠であるということで、今の軽減措置が続くと市町村に入ってくる税財源が今の形だとやはり減少するという形になるものですから、全道の議長会としても全道の市町村に対してこの趣旨でぜひ意見書ということがあったというふうに理解しております。市町村の財源確保ということがこの意見書を通じた中の一番の願意だというふうに思います。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは意見書案第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案につきまして、反対の立場で討論を行ないます。

ただいまの質疑で明らかになったように、これらの制度につきましてはこのコロナ禍におきまして、まだそのコロナの終息の先行きが見通せない中、疲弊する中小事業者や国民、末端の消費者等に恩恵のある制度でございます。これらの延長や終了を求めることは現在の社会情勢に照らして適当ではないというふうに考えるところでございます。地方自治体への財源等の充実を求める、ひいては国へその負担を求めていくということにつきましては、一見して地方公共団体の負担を軽減することのみのメリットがクローズアップされるところでございますが、その財源となるものにいたしましては、本町住民を含めた皆様の納税も原資となっているところでございます。コロナ禍において、中小事業者や国民に恩恵のある制度を具体的代案も示すことなく、求めることは適当ではないと考えるところでございます。また質疑中に御答弁にもあったとおり、本意見書につきましては市町村の財源確保というところに視点がおかれておりまして、決してコロナ禍で疲弊にあえぐですね、国民や中小事業者、末端の消費者等を向いたものとは思えずに反対をいたすものでございます。

また改めて、この意見書案の提出に際しまして、十分な理解がなされていない中でこちらを提案されるということについては、やはりその本町、本別町議会の総意として出

すこの意見書というものについて、意見書の性質を鑑みたときに極めて不適切でというふうにと考えるとございます。

以上をもって本意見書案につきましては反対といたします。議員諸兄姉の御賛同を賜りたく申し上げまして、討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから意見書案第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第7号

○議長（高橋利勝） 日程第9 意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

案文の朗読によって説明に代えさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強

みである食や観光に関連する地域、生産空間が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5カ年対策プログラムに基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行なうための技術的支援の充実を図ること。

4、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによる冗長化・複合化の確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、各公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

8、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

9、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

10、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取り組みに必要な財政支援を更に強

化すること。

11、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。

皆様の御賛同のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第8号

○議長（高橋利勝） 日程第10 意見書案第8号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

藤田直美議員御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 意見書案第8号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

この選択的夫婦別姓は、同姓、別姓の両方を認める寛容な制度だと思います。夫婦別姓を推進しているのではなく、選択肢を広げる制度だと思っております。近年の女性活躍推進に伴い、働く女性の不自由さが増大しています。また、女性だけではなく一人っ子同士の結婚で失われる氏の継承に関する問題もあり、特に若い世代では選択的夫婦別姓を容認する人が増えてきています。個々の生き方を尊重できる多様性社会の実現に向

けて、本別町も多様性を受け入れる寛容な町であってほしいと願ひ、この意見書に賛同していただくため提出させていただきました。

国の基本である戸籍制度を堅持しつつ、選択的夫婦別姓制度に関し、その意義や必要性並びに子どもの権利を含めた家族生活及び社会生活への影響について議論を進めていくべきと思っております。

東京都江東区議会1992年10月14日に全会一致で可決された選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書から提出されてから30年弱の月日が流れ、まだ法制化されていません。現在全国各地から国会での議論が求められています。

案文の朗読をいたします。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。特に多くの初婚を迎える30歳代における賛成・容認の割合は84.4%にのぼっています。

男女同権の理念に基づき、2003年から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月の第7回及び第8回報告に対する最終見解において改めて女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改定することを求めています。

1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから25年が経過しましたが、未だ選択的夫婦別姓制度を導入する見通しは立っていません。最高裁判所は2015年2月16日に、夫婦同姓を合憲とする一方、選択肢が設けられていないことの不合理については裁判で見出すことは困難とした上で、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないと、民法の見直しを国会に委ねました。しかし5年以上にわたって議論が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が4件も提起されています。

現代においては、婚姻前に個人名で信用、実績、資産を築く人が増えており、改姓によってこれまで築き上げてきたキャリアに分断が生じる例や、結婚前の姓を引き続き使えないことが結婚後の生活の支障になっているとの声もあります。また、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

さらに、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考えた人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

家族の在り方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国及び国会の責務であると考えます。

我が国では、少子化の急激な進行により、姓の問題で結婚をためらう人もあるとの声がある中で、若い世代が将来に展望を持ち、希望を実現できる社会にしていくために、様々な課題に正面から立ち向かう必要があります。国民の多様な声を真摯に受け止め、

国連のSDGsが提唱する誰一人取り残さない社会の実現に向けて制度導入が求められています。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行なうよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣。

以上提案理由といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは意見書案第8号についてお伺いをいたします。

こちら案文の前段でございますが、2018年2月の内閣府が公表した世論調査ということで記載がございまして、賛成・容認と答えた国民は66.9%と反対の29.3%を大きく上回ったという記載がございまして、こちら賛成のみに限定するとどういった数値になったのか、つまりはこの反対を上回ることがあったのかどうかについてお伺いをいたします。またこちらを引用しているということから、この内閣府の世論調査というものはデータとして重要視されるべきというようなお考えでの御記載なのかについてお伺いをいたします。

2番目のお伺いですが、こちら案文にはですね、現在の課題やメリット等についてのみ述べられてございますが、デメリット等についてはどのようなものがあるというふうにお考えなのか御認識をお伺いいたします。

3番目のお伺いですが、中ほどでございますが、最高裁判所は2015年2月16日に夫婦同姓を合憲とする一方という記載がございまして、こちら最高裁の判例が出たのは2015年の12月16日だというふうに思慮するところでございますが、こちらについては事実と異なる記載ではないかという点でございますのでお伺いをいたします。また、その続きでございますけれども、夫婦同姓を合憲とする一方選択肢が設けられていないことの不合理については裁判で見出すことは困難とした上で、国会で論ぜられ判断されるべき事柄に他ならない、と民法の見直しを国会に委ねましたという記載がございまして、こちら裁判所の見解というものの中で、どこにも民法の見直しを求めていることはないのではないかというふうに私は読み解いているんですが、この民法改正というのは、具体的にどこで言及されているのか、適切なる御指摘をいただきたいという点でございます。

4点目のお伺いですが、改姓をしなければならないことから結婚をあきらめてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっているということで断定をさせていただきますが、こちら何かデータ、エビデンスとなるようなものはあるのか、あるのであればお示しをしていただきたい。

5点目のお伺いですが、提案理由の説明でも言及されてございましたし、こちらの記載にも少子高齢化による一人っ子同士の結婚という記載がございまして、こちら

氏の継承ということで一人っ子同士との結婚ということを述べられておりましたが、少子化だっていうことも述べられている中で、こちら一人っ子同士の結婚ということであれば、少なくとも両家の姓を継承していくということであれば、基本的に常に2人以上の子どもがいなければその両家の姓を、氏を継承していくということができないわけであり、これは根本的な解決には至らないのではないかと私は思慮するところでございますが、その辺の御認識、御見解をお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時52分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤田議員。

○11番（藤田直美） まず1つ目の容認と、賛成は66.9%、反対という言葉では示していませんが婚姻をする以上夫婦は必ず同じ名字、姓を名乗るべき現在の法律を改める必要はないと答えた人が29.3%という考え方で、この世論調査の部分では家族の法制に関する世論調査ということで、人口態動における平均、婚姻に対する資料としてこれがとられたものであります。これも議論を進める上での調査ではなかったのかなと思いますが、この部分ではまだ国会で審議されていないということです。重要視というところでしたが、私はこれは調査としては私の中では重要視しているところです。

最高裁判所の日付の部分ですが、2015年12月16日で改めたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時57分 休憩

（議会運営委員会を議長の名のもとに招集したいと思っておりますので、委員会室のほうにお願いいたします。）

午後 3時20分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 提出しました意見書には字句の誤りがあり、これは意見書として成立はしないという判断で取り下げさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋利勝） ただいま藤田議員より、提出をした意見書の取り下げについて申し出がありましたけども、取り下げということによろしいですか。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） それでは、本意見書案については取り下げとさせていただきます。

◎日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第57条の規定によってお手元に配布しました所管事務調査事項について、閉会中に継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

本件申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員長から申し出のあった所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(高橋利勝) 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

本件申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、梅村議員に申し上げます。

昨日の午前中の柏崎議員からの動議について調査の結果、昨日の梅村議員の一般質問第3問目再質問中の、町長を支持したと思われるから乱暴な話があったとかまでの発言は不当であると認めることから発言の取り消しを命じます。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第3回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午後 3時23分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年10月14日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 石 山 憲 司

署名議員 柏 崎 秀 行